

長崎県市長会負担金等適正化委員会幹事会

次 第

1 開 会

2 調査事項について

- (1) (一社)長崎県漁港漁場協会負担金【見直し】
- (2) 第74回中小企業団体全国大会開催費負担金【新規】
- (3) ジェトロ長崎貿易情報センター運営費負担金【新規】
- (4) 自治体情報セキュリティクラウド運営費等負担金【更新】
- (5) データ連携基盤構築運用費負担金【新規】
- (6) ながさき移住サポートセンター負担金【見直し】

3 そ の 他

4 閉 会

開催日時：令和3年10月18日（月）

14:00～17:00

開催方法：WEB会議にて開催

【見直し】（一社）長崎県漁港漁場協会負担金について（概要）

1 負担金名等

（一社）長崎県漁港漁場協会負担金

2 目的及び事業

漁港、漁場及び漁村の総合的整備や漁業の振興、漁港、漁場の合理的利用を促進するとともに、漁港、漁場及び漁村に関する調査、啓発普及を行うことにより、水産資源の適切な管理と漁場環境の保全を図り、もって本県水産業の発展及び地域の活性化並びに水産物の安定供給に寄与することを目的として、主に次の事業を行う。

- ① 漁港、漁場及び漁村に関する建議、請願及び意見の発表
- ② 漁港、漁場及び漁村に関する講習会等の開催
- ③ 漁港、漁場及び漁村に関する情報誌の発行

3 趣旨

同協会の収入は市町及び漁協からなる会員からの会費であり、市町の会費には一律定額の「通常会費」と各市町の漁港整備等事業費から算出される「特別会費」がある。

そのうち、「特別会費」に関しては、平成 17 年統合に伴う内部留保金が潤沢にあり、また平成 25 年度から令和 2 年度末までを計画期間とする公益目的支出計画で当該資産の計画的費消が義務付けられたこともあって、これまで算定総額の 70%相当を減額し、不足分に内部留保金を補填しながら運営を続けてきた。

しかしながら計画期間満了及び内部留保金の枯渇見通しによる見直しに伴い、令和元年度に負担金等適正化委員会において審議を行い、附帯意見を付しながら 70%から 50%へ減額幅の縮小を了承したところである。

令和 2 年度から 3 年度においては、事業費及び管理費の削減を行うとともに、収入増の対策も行ってきたが、それでも R4 年度中に内部留保金が実際に枯渇する状況を踏まえ、このままでは今後の協会運営が成り立たないため、現行の「特別会費」50%減額を見直し、本来の会費収入により毎年度の協会運営を行う体制へと移行する必要があるもの。

4 各市負担金に係る減額措置の見直し（案）【資料 1-1 参照】

	改正前	改正後
通常会費	市町村 20,000 円 漁業協同組合等 40,000 円	同左
特別会費	①事業費割会費 ②国庫補助割会費 当該年度の事業費及び国庫補助の区分ごとの額に、その区分に応じた割合を乗じて得た額 ※①②の合計額を <u>50%減額</u>	①事業費割会費 ②国庫補助割会費 当該年度の事業費及び国庫補助の区分ごとの額に、その区分に応じた割合を乗じて得た額 ※①②の合計額 <u>(減額なし)</u>

5 令和元年度負担金等適正化委員会における附帯意見に対する対応

附帯意見の内容	対応
1 活動内容を再度見直し、真に必要な体制や事業内容に変更したうえで、負担金の額を再調整すること。	これまでの見直し内容 ア 漁協会費の増額 漁協会費について、年2万円から4万円に増額(2,560千円の収入増) イ 賛助会員制の新規導入 賛助会員の8社掘起こし(400千円の収入増) ウ 寄附金制の新規導入 全国初の取り組みにより収入増を図る エ 研修に係る開催回数の削減と工夫 研修に係る開催回数を2回から1回に減らすものの、漁業者の生産性向上のための多種多様な情報については、工夫しながら提供する。 オ サポーター会議の休止 漁協関係者で構成しているサポーター会議の休止 カ 「漁港漁場漁村ポケットブック」の有償配布 各県協会で実施している会員への「漁港漁場漁村ポケットブック」の無償配布について、希望会員への有償配布に変更
2 人員体制や県の支援など、未確定の部分があり、判断できないことから、固まり次第、速やかに報告すること。	ア 人員体制 事業実施に、最低でも2名体制が必要(R元年度3人→2人体制) イ 県の支援 (1) 人的支援 県から、当該団体は第2次長崎県出資団体見直し方針に基づいて一社化しており、県の人的支援はこの見直し方針に逆行するため対応できないとの回答があり困難 (2) 事務所の支援 県から、現時点では県有施設の中に協会が入居できる施設はないとの回答があり困難(R2年度から事務所スペース縮小)
3 漁協の会費増額について、県北ブロックからも了承が得られるよう努力すること。	全てのブロックの漁協長に説明し、令和2年6月定時総会において、令和2年度から漁協会費の増額が決議された。

【参考資料】

- (1) (一社)長崎県漁港漁場協会からの依頼文【資料1-2】
- (2) 負担金変更の理由【資料1-3】
- (3) 決算収支及び内部留保金補填状況推移【資料1-4】
- (4) 協会の財源と収入状況の推移【資料1-5】
- (5) 会費削減率ごとの収支シミュレーション【資料1-6】
- (6) 会費の算定方法【資料1-7】

各市負担金額

〔改正後〕

市 名	通常 会費 (A) 円	特 別 会 費					会費合計 (A)+(D) 円	【参考】 改正前額 ※2 (令和3年度) 円
		令和3年度事業 ※1		事 業 費 割 会 費 (B) 円	国庫補助 割 会 費 (C) 円	特別会費 (B)+(C) (D) 円		
		事業費 千円	国庫補助 千円					
長崎市	20,000	2,171,000	1,307,000	1,531,300	1,944,200	3,475,500	3,495,500	1,757,750
佐世保市	20,000	1,099,200	686,600	949,440	1,201,240	2,150,680	2,170,680	1,095,340
島原市	20,000	133,900	66,950	133,900	133,900	267,800	287,800	153,900
諫早市	20,000	30,000	15,000	30,000	30,000	60,000	80,000	50,000
大村市	20,000	0	0	0	0	0	20,000	20,000
平戸市	20,000	847,842	455,421	758,273	848,673	1,606,946	1,626,946	823,473
松浦市	20,000	417,700	209,860	405,930	417,748	823,678	843,678	431,839
対馬市	20,000	1,797,675	1,264,130	1,378,837	1,904,130	3,282,967	3,302,967	1,661,484
壱岐市	20,000	523,000	380,450	498,400	724,810	1,223,210	1,243,210	631,605
五島市	20,000	671,450	451,300	617,160	842,080	1,459,240	1,479,240	749,620
西海市	20,000	10,000	6,000	10,000	12,000	22,000	42,000	31,000
雲仙市	20,000	371,000	185,500	363,900	371,000	734,900	754,900	387,450
南島原市	20,000	81,700	40,850	81,700	81,700	163,400	183,400	101,700

※1 令和3年度事業費で試算

※2 特別会費を50%減額して算出 (A)+(D)×0.5

令和3年9月14日

長崎県市長会

会長 田上 富久 様

一般社団法人長崎県漁港漁場協会

会長 比田勝 尚喜



一般社団法人長崎県漁港漁場協会における負担金について（依頼）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より、本協会の運営につきましては格別のご支援とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件につきまして、別紙の通り関係書類を提出いたします。大変厳しい財政状況の中ではありますが、一般社団法人長崎県漁港漁場協会における負担金についてご配慮いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○今回負担金変更（新設）の理由：

- ・平成17年統合による譲受資産の内部留保金依存型運営手法選択による会費収入抑制継続の結果、令和2年度末に当該資産を使い切ったため、今後の協会活動存続には元のスキームに戻さざるを得ない状況になったことから、本来の会費収入財源依存型への移行が必要である。
- ・協会運営費収入算出の基本となっている会費算定手法を元の姿（削減率0%など）に戻して頂くことが必要なこと。

（会員市町の会費算定方法）

- ・特別会費削減率の復元：50% → 0%への移行
- ・通常会費会員間の均等化：市町(2万円)、漁協(4万円) → 長期的な視点で検討へ

1. 経緯と現状

昭和23年、市町村と漁協が漁港整備推進のために設立された長崎県漁港協会(*1)、と昭和53年、県・市町村、県漁連等関係団体が漁場整備開発推進のために設立された（社）長崎県水産開発協会(*2)との平成17年統合による（社）長崎県漁港漁場協会新発足とともに、後者からの内部留保金約2億円と出資金約4千万円の譲受と同時に公益事業（研修・啓発普及）部門も継承され、この資産活用と漁港協会の会員会費により新協会の活動運営が始まったこと。

その後、平成20年12月から法的に特例民法法人に位置付けられ、25年4月には一般社団・一般財団整備法に基づく一般社団法人への移行選択を行い現在に至る。

この一般社団法人長崎県漁港漁場協会の設置目的・事業活動は、次の通り。
また、当協会の変遷は別紙1、別紙2及び別紙3のとおり。

設置目的	本協会は、漁港漁場及び漁村の総合的整備や漁業の振興、漁港、漁場の合理的利用を促進するとともに、漁港、漁場及び漁村に関する調査、啓発普及を行うことにより、水産資源の適切な管理と漁場環境の保全及び地域資源との連携を図り、もって本県水産業の発展及び地域の活性化並びに水産物の安定供給に寄与することを目的とする。
事業活動	①漁港、漁場及び漁村に関する建議、請願及び意見の発表 ②漁港、漁場及び漁村に関する講習会等の開催 ③漁港、漁場及び漁村に関する各種知識の普及啓発及び国際交流 ④漁港、漁場及び漁村に関する資料の収集及び調査研究 ⑤漁港、漁場及び漁村に関する資料及び刊行物の紹介並びに斡旋 ⑥漁港、漁場及び漁村に関する関係機関等との連携及び連絡調整 ⑦漁港、漁場及び漁村に関する情報誌の発行 ⑧本協会の目的を達成するために必要な業務等の受託 ⑨その他本協会の目的を達成するために必要な事業

*1：任意団体：会員は市町村・漁協、事務所は県庁担当課内で女子嘱託職員 1 名配置と県庁職員からの協会業務執行支援による整備促進事業実施（九州地区・全国大会参加による予算獲得活動推進）

*2：社団法人：出資団体（県・市町村、県漁連・県信連、長崎県漁場整備開発協会）、出資金 4,060 万円

2. 譲受資産の計画的費消

当協会は平成 20 年の公益法人制度改革 3 法に基づき、平成 23 年度の会員総意による一般社団法人化への移行選択に伴い、平成 25 年度から県承認の公益目的支出計画実施（別紙 4）により譲受資産の計画的費消が義務付けられたことがあった。8 年後の令和 2 年度末には公益的目的支出計画実施期間終了に至ったため、令和 3 年度以降の当協会運営は会費収入への依存となったこと。

3. 支出削減の取組み（人員削減・事務所・機関誌）

平成 17 年統合に伴い、それまでの県庁舎内執務から民間施設内事務所移転とともに 2 協会業務統合継続実施のために職員 4 名体制で立ち上げられた当協会においては、公益目的支出計画実施の進捗を見据えつつ、3 事業（整備促進・研修・啓発普及）の内容見直しとともに、下記表のように経費節減と人員削減（4,3→2 人へ）に取り組んだ結果、一般社団法人としての社会的信用性の確保上、また会員への質の高い情報提供などサービス向上には、この 2 年間の業務推進状況から最低でも 2 名の業務執行体制が求められることが判ったこと。

更に、協会の健全で安定的な運営活動に当たってはコロナ禍の影響排除を考慮・検討して見るに、平成 17 年統合当時の会費収入水準が必要であることが判ったこと。なお、支出削減に向けての取組みは、次のとおり。

区 分	H17	H23	H30	R1	R2	R3
人員体制(人数)	4	3	3	2	2	2
事務所スペース	1	1	1	1/2	1/2	3/4
機関誌(回/年)	3	3	3	1	1	1
研修会(回/年)	1	2	2	2	1	1

4. 収入増のための取組み

これまで会費収入を補完してきた 2 協会統合時の譲受資産が費消した現在、会員間の合意により協会設立目的実現のために必要な活動運営経費負担は会員双方で拠出し合おうと申し合われて来られた会費拠出の負担割合見直しの必要性に追い込まれて来た中、新たな会費収入基盤構築に向けては、長期的な収支プランのシミュレーションにより会員各位への相談や協議が肝要にも拘らず、これまでの協会による先延ばし対応への痛感を猛省し、令和元年度より会員漁協の通常会費 200%増額拠出への理解（2 万円→4 万への提案）を得つつ、市町特別会費削減率引下げ（70%→50%）への理解を頂き、数年来の懸案事項が貴会のご厚意と会員各位のご理解とご協力により一歩前進が図られたこと。なお、収入増への取組などは、次のとおり。

区 分	取 組 み 状 況
通常会費	・ H17：漁協(74)・市町村(42) 1 万円→2 万円へ ・ R 2：漁協(66) 4 万円へ 市町村(20) 2 万円据置
特別会費	・ H17：H16 以前の事業費算定削減率 50%の継承 ・ H22：H17 統合の内部留保金効果により削減率 70%へ引上げ ・ R 2：内部留保金残額逼迫の理解により削減率 50%へ引下げ
その他	・ R 2：次の通り。 ○国の予算厳しさへの対応・自助努力： ・ 地域活性化への貢献支援策として「地域資源との連携」追加の定款変更を実施 → 賛助会員制と寄附金制の新規導入で協会活動の拡充と補強 ・ 節約金：大会開催準備積立金への充当

5. 特別会費の現状

- ・ 本県における会員市町の特別会費拠出方法については、各県にあっては特別負担金や事業費割などの呼称があるも、本県と同様に毎年度の漁港整備等事業費が算定の根拠基準（基本 100%）であること。
- ・ 当協会では昭和 23 年設立以降、国からの予算内示額に恵まれて来たことや平成 17 年統合効果の影響もあり、この特別会費算定根拠基準を 50%や 30%で長く続けて来たところ、令和 2 年度には貴会のご尽力により 50%への復帰が実現したこと。

- ・先の令和2年度末には、内部留保金を使い切ったことから、今般財源不足を来たすことになったこと。
- ・また、国の予算措置が減少傾向（資料4参照）を辿っていることから令和2,3年度には、貴会のご尽力により、市町から削減率50%へのご理解とご支援を頂きましたが、このままでは今後の協会運営が成り立たないことが判明したこと。
- ・このような現状に鑑み、協会活動継続のため、一刻も早い特別会費削減率0%への移行を依頼要望するものであること。
- ・これまで永く続いて来ている収納調整率50%には、本県への国事業費内示額が各県より恵まれて来たという特性を加味されての工夫がなされていたこと。この説明のため、別紙5を補足していること。
- ・一方、他県では根拠基準100%が基本原則となっていること（別紙6参照）。
- ・更に、全国の各県協会とも運営費収入財源の確保ではそれぞれが各自の実態に合わせて独自の工夫がなされている。
 このような工夫の中にあって、事業費割会費算定方法の根拠基準となる本県の収納率50%（削減率50%）と各県の収納率基本100%（削減率0%）とは大きな差が見られたことが判ったこと。

6. 経費節減と今後の対応

- ・日頃の協会活動や業務遂行上での節約推進に加え、今般のコロナ禍対策への波及影響に伴う活動の抑制対応が協会運営費用上で若干の余裕金捻出効果が見られた中にあっても、九州各県協会持回り開催で行われている九州地区大会長崎県協会主催（R6 予定）への計画的な費用積立金対応が喫緊の課題であること。

- ・また、会費収入による安定的な財政基盤構築については、平成 25 年に一般社団・一般財団法人整備法に基づく一般社団法人への移行に向けて動き出す折、公益目的支出計画作成時に当該計画終了後の事業継続に必要な会費収入などからの補填状況や可能性などの姿図を描きつつ、財源確保策を会員間で十分検討協議しておく必要があったにも拘らず、この協議検討もなされないまま先送りされて内部留保金を使い切った今、段階的な削減率 0 % への移行にかかる市長会案件を相談し、かつ、俎上に載せて頂くための「三顧の礼」として、今年度は常勤役員報酬 100 万円削減による令和 3 年度事業計画の理事会了承と総会決議による対応であることを申し添えての要望・依頼であること。
- ・加えて、今般の上記課題への対応と要望・依頼につきましては、昨年度 2 回 (R2.8.5,R3.2.26) の理事会開催協議により機関決定された内容、及び第 44 回総会 (R3.6.15 開催) 報告内容を踏まえて整理致したこと。

7. 会費問題の機関決定

- ・会員市町の通常会費については、第 43 回定時総会 (R2.6.18 開催) において、会員漁協長より漁協 4 万円・市町 2 万円のあり方への異論発言などを踏まえ、市町の特別会費削減率問題と同様、第 112 回理事会 (R3.2.26 開催) で、「漁協と市町の通常会費の差について検討して行く」ことで機関決定致していること。

協会団体活動の変遷

年次	H8	H12	H17	R2
団体名称	長崎県漁港協会	同 左	社団法人長崎県漁港漁協協会	一般社団法人長崎県漁港漁協協会
組織形態	任意団体	同 左	民法に基づく法人	一般社団法人・一般財団法人整備法に基づく法人
所在地	県庁（漁港漁村整備課内）	同 左	長崎市元船町 17-1（六波止ビル内）	同 左
設立目的	本会は、漁港・船留・船揚場その他の漁業根拠施設（以下「漁港等」と称す）の総合的利用及び配置計画を樹立し、合理的施設の促進を図るとともに科学技術の浸透により漁業生産の基礎を確立せしめ、以て漁業者の生活安定と文化の向上とを期するを目的とする。	本会は、漁港及び漁村の総合的整備並びに漁港の合理的利用の促進を図るとともに、漁港及び漁村に関する啓発普及を行うことにより、本県水産業の発展と地域の活性化に寄与することを目的とする。	本協会は、漁港、漁場及び漁村の総合的整備や、漁港、漁場の合理的利用を促進するとともに、漁港、漁場及び漁村に関する調査、啓発普及を行うことにより、水産資源の適切な管理と漁場環境の保全及び地域資源との連携を図り、もって本県水産業の発展及び地域の活性化並びに水産物の安定供給に寄与することを目的とする。	本協会は、漁港漁場及び漁村の総合的整備や漁業の振興、漁港、漁場の合理的利用を促進するとともに、漁港、漁場及び漁村に関する調査、啓発普及を行うことにより、水産資源の適切な管理と漁場環境の保全及び地域資源との連携を図り、もって本県水産業の発展及び地域の活性化並びに水産物の安定供給に寄与することを目的とする。
業務・事業活動	①漁港等に関する一般的調査研究 ②漁港等に関する資料の蒐集 ③漁港等に関する建議、請願及び意見の具申 ④漁港等に関する関係当局の諮問に対する応答 ⑤漁港等既設物に対する巡回検診 ⑥漁港等の築設及び運営に関する各種の相談 ⑦漁港等築設の附設設計及び計画実施の促進 ⑧漁港等に関する金融方策の研究 ⑨漁港等築設、補修に必要な資材・機械・器具の研究改良 ⑩漁港等に関する統計の整備及び発表 ⑪前各号の他、本会の目的を達成する為必要な事項	①漁港及び漁村に関する建議、請願及び意見の発表 ②漁港及び漁村に関する調査研究 ③漁港及び漁村に関する資料の収集 ④漁港及び漁村に関する啓発普及 ⑤漁港及び漁村に関する国際交流 ⑥その他本会の目的を達成するために必要な事業	①漁港、漁場及び漁村に関する建議、請願及び意見の発表 ②漁港、漁場及び漁村に関する講習会等の開催 ③漁港、漁場及び漁村に関する各種知識の普及及び国際交流 ④その他本協会の目的達成のために必要な試験、調査業務等の受託 ⑤その他前条の目的を達成するために必要な事業	①漁港、漁場及び漁村に関する建議、請願及び意見の発表 ②漁港、漁場及び漁村に関する講習会等の開催 ③漁港、漁場及び漁村に関する各種知識の普及及び国際交流 ④漁港、漁場及び漁村に関する資料の収集及び調査研究 ⑤漁港、漁場及び漁村に関する資料及び刊行物の紹介並びに斡旋 ⑥漁港、漁場及び漁村に関する関係機関等との連携及び連絡調整 ⑦漁港、漁場及び漁村に関する情報誌の発行 ⑧本協会の目的を達成するために必要な業務等の受託 ⑨その他本協会の目的を達成するために必要な事業
職員（人）	1	1	4	2
収入規模（万円）	5,114、うち 4,558（会費分）	4,346、うち 3,774（会費分）	3,092、うち 2,105（会費分）	1,269、うち 1,245（会費分）
支出規模（万円）	4,653	3,737	4,352	1,616
会員数	市町村：66 + 漁協：103 = 169	64 + 80 = 144	20 + 74 = 116	20 + 66 = 86

一般社団法人長崎県漁港漁場協会の変遷(公益法人制度改革3法より)

1. 長崎県漁港協会(昭和23年設立、任意団体)と社団法人長崎県水産開発協会(昭和53年設立、民法の公益法人)の平成17年統合。

○民法の公益法人制度:

- ①不特定かつ多数者の利益(公益性)
- ②非営利のこと(営利を目的としない)
- ③主務官庁の許可(法人設立に主管官庁関与、許可による法人格付与)

2. 従来の公益法人制度の問題点:

- (1)設立困難 : 設立が準則主義でなく、主務官庁の許可主義であったこと。
- (2)主務官庁制 : 主務官庁をまたがるような事業を行うことに事業上の制約。
主務官庁からの補助金の妥当性、天下り問題などへの指摘。
- (3)情報開示 : 税制上の優遇措置を受けるのが、旧民法下では情報開示の規定整備なし。
- (4)公益性の問題 : 公益性の有無判断が中立的な機関ではなく、主務官庁で行ったこと。
主務官庁の「公益性なし」判断で、法人格が取得できないこと。
- (5)ガバナンス : 旧民法下の社団法人・財団法人の運営に関しては必要最小限の規定で、
自治に委ねられたもの(恣意的な法人運営、私腹を肥やす理事などの問題)。
法人管理(ガバナンス)を法定すべしの指摘。

●旧民法下の公益法人制度に上記のような弊害があり、公益法人制度改革の議論となったこと。

3. 平成15年6月の閣議決定「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」により公益法人制度改革の目的明確化。

●公益法人制度改革は、民間非営利活動を日本の社会経済システムに位置付け、活力ある社会を作るという観点から進められたもの。

4. 新たな公益法人制度:

〈従来の法人類型〉	〈新たな法人類型〉	〈法体系〉
○社団法人	○一般社団法人・一般財団法人→	○一般社団・財団法人法: <u>非営利である</u> 社団・財団が <u>登記</u> することで成立
○財団法人	○公益社団法人・公益財団法人→	○公益認定法: <u>行政庁から公益認定を受</u> けた一般社団法人・一般財団法人
	○ <u>特例民法法人</u>	→ ○整備法:次の5. のとおり

5. 特例民法法人(当協会:H30.12~H25.3):

- (1) 旧民法の下で既に社団法人・財団法人として運営中の団体は、法的には一般社団法人・一般財団法人であり、旧民法の規定に従っての運営可能な特例が設けられた法人に位置付け。
- (2) 従来の社団法人・財団法人→特例社団法人・特例財団法人(「特例民法法人」という)である。
- (3) 特例民法法人:平成20年12月1日から5年以内に、通常的一般社団法人・一般財団法人への移行か、公益社団法人・公益財団法人への移行か、いずれかの選択義務が発生。
- (4) 社団法人長崎県漁港漁場協会は、平成23年6月定時総会で特例民法法人の「一般社団法人」への移行選択で存続決議。

6. 関係条項:

○整備法第45条(通常的一般社団法人又は一般財団法人への移行)による(当協会:H25.4~)。

○整備法第119条(公益目的支出計画の作成)第1項:

- ・公益目的財産額に相当する金額を公益の目的のために支出することにより零とするための計画「公益目的支出計画」を作成しなければならない。

○公益認定法第5条(公益認定の基準):公益目的事業を行うことが主目的、経理的基礎など。

○公益認定法第16条(遊休財産額の保有の制限):使用されず、かつ使用見込のない財産など。

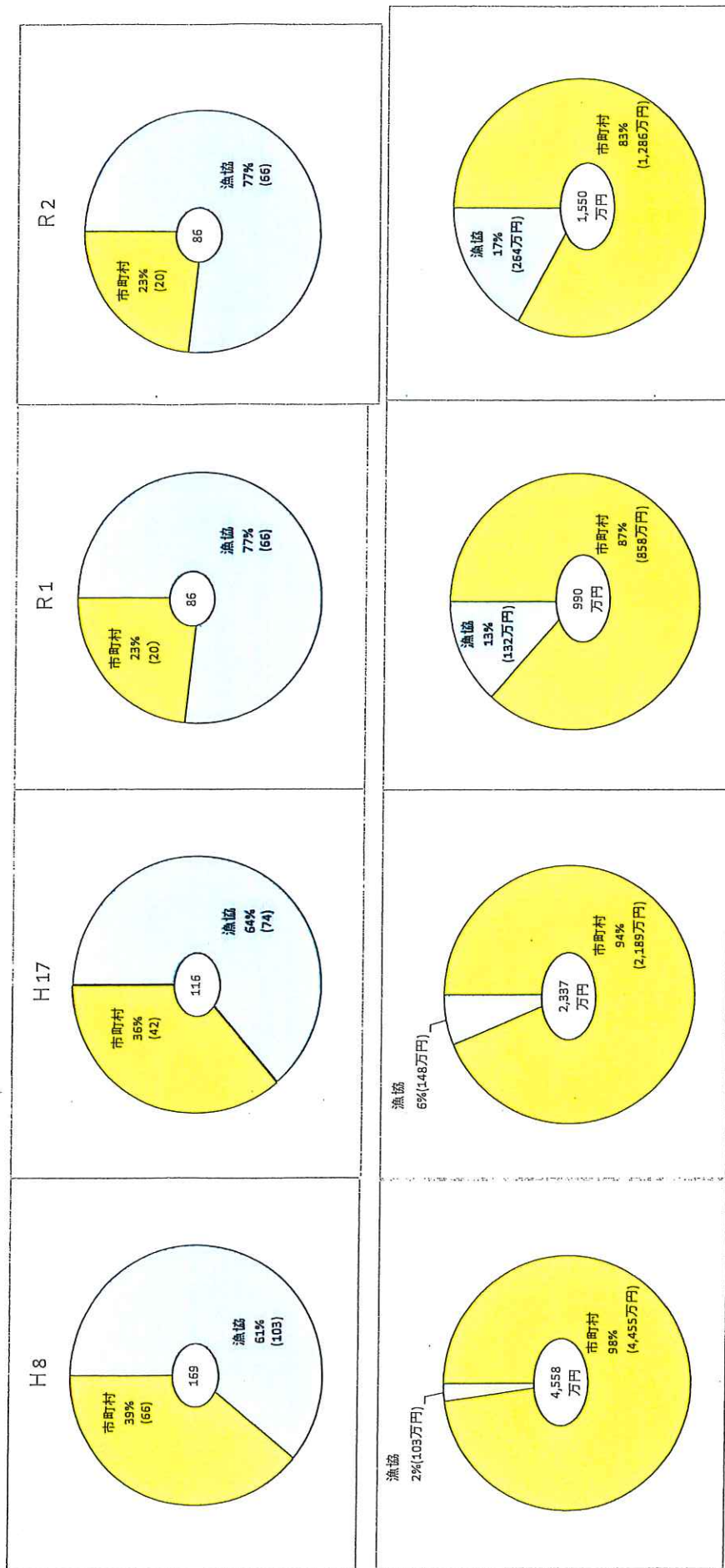
7. 一般法人へ移行する場合の留意点:

- ・公益目的財産額の消滅の可能性・・・合理的な期間による公益目的支出計画の作成。
- ・事業継続の可能性・・・・・・・・・・収益事業等による補填。
- ・公益認定取消しの可能性・・・・・・・・指定管理者・市場化テスト。

会員と会費構成の変遷

会員構成

(1 - 13) 費構成



○資料 1 の「1. 経緯と現状」に関する補足説明（協会活動の支援・効果）について

○協会活動は、水産基盤整備費等の国予算獲得運動推進による本県水産業の発展と地域の活性化等への支援（協会設立目的）



○会員と会費の 2 馬力推進力拡充 → 協会の組織力と財政力強化による活動力発揮 →



定款一部見直し変更



- R2: ① 役員数の均一化 → 市町：漁協 = 5 : 5
- R3: ② 「地域資源との連携」の追加
- ③ 賛助会員制と寄附金制の新規導入

○設立目的の実現に向けては、会員漁協による能動的な経済活動が第一義的であること。

- ・当協会の会員漁協活動への情報支援サービス提供による地域づくりへの取り組み推進への貢献は、会員市町の行政施策展開の促進上での側面的な寄与になること。
- ・よって、これは会員市町の会費拠出負担の大義となり得るものであること。
- ・この方針に基づき、R1 より会員漁協の通常会費 200%アップ（2 → 4 万円）を目指した結果、R2 に実現したこと。

公益目的支出計画の推移

単位:千円

区分		H24年度末現在	H25	H26	H27※	H28	H29	H30	H31(R1)	R2
公益目的事業会計	公益目的計画財産額 A	194,453								
	公益目的支出見込額 B		31,321	31,321	31,321	31,321	31,321	31,321	(20,431) 31,321	20,431
	事業収入見込額 C		1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	(368) 1,100	368
	収支差額 D=B-C		30,221	30,221	30,221	30,221	30,221	30,221	(2,006) 30,221	20,063
	公益目的計画財産残額 E=A-D	194,453	164,232	134,011	103,790	73,569	43,348	13,127	(8,915) △ 18,094	△ 11,148
実績	公益目的支出額 F		27,768	28,351	37,322	26,135	26,626	25,112	17,169	15,437
	事業収入額 G		612	601	2,639	655	666	666	870	138
	収支差額 H=F-G		27,156	27,750	34,683	25,480	25,960	24,446	16,299	15,299
	公益目的計画財産残額 I=A-H	194,453	167,297	139,547	104,864	79,384	53,424	28,978	12,679	△ 2,620
	会費 J		9,105	7,368	7,387	6,993	7,518	7,224	8,182	12,456
法人会計	その他 K		517	957	390	249	307	226	199	94
	合計 L=J+K		9,622	8,325	7,777	7,242	7,825	7,450	8,381	12,550
	支出合計 M		1,373	1,483	1,351	1,311	1,303	1,277	871	791
	収支差額 N=L-M		8,249	6,842	6,426	5,931	6,522	6,173	7,510	11,759
	年度末正味財産額 O	194,184								
法人全体会計	収支 P=N-H		△ 18,907	△ 20,908	△ 28,257	△ 19,549	△ 19,438	△ 18,273	△ 8,789	△ 3,540
	年度末正味財産残額 Q=O-P		175,277	154,369	126,112	106,563	87,125	68,852	60,063	56,523

○表内の説明:

- ・公益目的事業(整備法第19条第2項第1号)とは、漁港、漁場、漁村の総合的整備等促進事業、研修事業、啓発普及事業の3本。
- ・年間公益目的支出見込額31,321千円は、(社)長崎県漁港漁場協会の平成19～23年の5年間事業活動費平均額相当の想定により、平成25年度から31年度までの7年間で公益目的財産残額が平成32年3月31日には零となる予定であった。
- ・この期間における節約効果により平成30年度末には、公益目的支出計画の実施期間1年延長見込みが可能となり当該計画変更が具認可に至った。
- ・H31(R1)の計画欄の()は、計画変更分である。
- ・その結果、令和2年度末の公益目的事業会計実績の公益目的計画財産残額は、2,620千円の赤字計上となり、年度途中には零の発生があった。
- ・法人会計では、協会の管理部門を所管するもの。
- ・法人全体の令和2年度末の正味財産残額56,523千円には、指定正味財産(出資金)40,600千円が含まれるため、一般正味財産期末残高は15,923千円となる。
- ・区分欄のH27※:公益目的事業会計の公益目的支出額は、九州大会開催には、九州大会開催の支出額8,136千円が含まれる。

○「5. 特別会費の現状」の補足説明：

- ・本県での会員市町からの会費拠出金は、会員漁協とも定額一率の通常会費と事業費から算出される特別会費の2方式が採用されていること。
- ・これは、全国各県協会ともほぼ同様な手法として採用されている。今回、一社法人協会6団体、任意団体協会5団体へ会費負担の現状を照会した結果、本県の通常会費は他県では一般会費、基本割、個別割、均等割会費、均等割、平等割などの呼称で取扱われ、また特別会費は他県で特別負担金、事業費割などと呼称され、各県協会とも県内事情に合わせての様々な工夫がなされているという実態を把握したこと。
- ・本県の特別会費算定方法は、毎年度の漁港整備等事業費を基準に一定幅の事業費区分毎に算定率を定め、それぞれの算定額積算の合計額に収納率（削減率）を乗じて収納額を算出する手法であること。
- ・この収納率100%（削減率0%）を基本としている協会が、11団体中8団体、収納率80,90%（削減率20,10%）が各1団体、50%（削減率50%）は本協会1団体）であったこと。
- ・この本協会のR2年度収納率50%（削減率50%）の算出方式は、国からの事業予算額が他県に比べて多額であったことから収納率100%の場合、特別会費収入が多額に達するため、削減策が考案された本県協会独自の特別会費算定手法であったことが判ったこと。
- ・国の予算規模縮小に伴う本県内示額が先細りになった現今、この算定手法では協会活動運営費の捻出が困難となったため、この算定方法の削減率見直しを要望するものであること。
- ・本県のように国水産公共事業予算額の10%強を毎年内示頂いているような協会は、北海道協会を除き、各県協会の中には見当たらないこと。
- ・それぞれ各県協会とも活動費捻出手法では各県内の事情を勘案され、様々な工夫を施されながら会費収入の安定的な収納策に苦勞されている状況下にあること。

主要各県協会会費構成概要比較表

区分	長崎(一社)	北海道(任意)	青森(一社)	岩手(一社)	福岡(一社)	大分(一社)	沖縄(一社)	佐賀(任意)	熊本(任意)	宮崎(任意)	鹿児島(任意)
市町村	○通常会費 ・一律制	○一般会費 ・均等割 ・漁港種別割	○基本割 ・漁港種別割	○会員割 ・一律制 ○漁港割	○個別割 ・一律制	○正会費 ・一律制	○均等割会費 ・一律制 (漁港有無区分)	○均等割 ○漁港割 ○漁業者割	○均等割 ・一律制	○基本割 ・漁船隻数割 ・正組合員数割	○平等割負担金 ・一律制
会員の会費構成状況	(18市町) ○特別会費 ・漁港漁村関係事業 ・業費割会費+国庫補助割会費	(76市町村) ○特別負担金 ・漁港漁場関係事業	(22市町村) ○事業割 ・漁港漁場関係事業	(12市町村) ○事業費割 ・漁港関係事業 (100%, シェア割制)	(17市町) ○事業費割 ・漁港漁場事業	(12市町) ○特別会費 ・漁港海岸事業 ・漁場沿岸事業 ・災害復旧事業	(40市町村) ○特別分担金 ・漁港漁場対象事業費 ○漁港種別割分担金 ○漁船割負担金 (100%, 上限300万円)	(9市町) ○事業費割 ・漁港漁村海岸事業費 ・漁港割 ・漁業者割 *最高限度額有	(14市町) ○事業割 ・漁港漁場事業費	(9市町) ○事業費割 ・漁港建設、築いそ、魚礁、浮魚礁、増殖場各事業	(39市町村) ○漁港漁場事業費割負担金 (上限固定率制)
	(50%)	(100%)	(80%)		(100%)	(90%)		(100%)	(100%)	(基本100%)	(100%)
	漁協 ○通常会費 ・一律制	○一般会費 ・均等割 ・漁港種別割	○定額割 ・一律制	○会員会費 ・会員割 ・漁港割 ・事業費割	○定額会費 ・定額制(3区分)	○正会費 ・大分県漁協	○漁船割 ○組合員数割	○均等割 ・佐賀玄海漁協 ・有明海漁協 ・その他5漁協	○均等割	○基本割 ・水揚高割 (地元・地元外) ○事業費割 ・漁港事業 ・海岸事業 ・水産庁関係事業 ・防衛事業 ・種子島事業	○平等割負担金 ○陸揚高割負担金
(漁協数)	(62漁協)	(71漁協)	(44漁協)	(25漁協)	(34漁協)	(県1漁協)	(36漁協)	(7漁協:42合併)	(36漁協)	(19漁協)	(42漁協)
その他	○賛助会費 (R2新規導入)	○賛助会費 ・1区分10団体	○水産関係団体 会費 ・2区分3団体 ○賛助会費 ・2区分22団体	○県漁業団体 会費 ・6団体 ○賛助会費 ・30団体	○水産関係団体 会費 ・定額制: 5区分11団体	○賛助会費 ・1区分2団体	○漁連会費:県 漁連、九州信連 ○特別会費:水 産関係会社・団 体役員、その他 会社・団体役員、 個人会員		○県漁連会費	○賛助会費	○団体会費 ・5区分6団体

*参考:事業費割会費は基本100%、国予算状況等で算定負担率調整あり。

決算予算収支及び内部留保金補遺状況の推移

(単位：千円)

年	度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
予 算	決 算	決 算	決 算	決 算	決 算	決 算	決 算	決 算	決 算	決 算	決 算	決 算	決 算	決 算	決 算	決 算	決 算	予 算
会費削減率 (%)	50%	50%	50%	50%	50%	50%	70%	70%	70%	70%	70%	70%	70%	70%	70%	70%	50%	50%
①	基本財産運用益			29	653	729	687	1,064	721	10	12	12	12	7	7	3	3	3
②	受取会費	21,123	13,939	14,134	15,199	14,844	7,698	9,691	6,457	9,105	7,368	7,387	6,993	7,517	7,224	8,182	12,456	12,456
③	賛助会費																	400
④	事業収益	6,038	3,732	1,166	1,167	1,263	1,151	1,131	1,119	612	601	957	654	666	666	530	138	275
⑤	雑収益	3,759	3,998	3,572	3,232	2,837	2,718	219	280	507	945	2,060	238	300	217	536	91	150
⑥	資産売却益							650										
⑦	経常収入計 (①+②+③+④+⑤+⑥)	30,920	21,679	18,901	20,251	19,673	12,254	12,755	8,577	10,234	8,926	10,416	7,897	8,490	8,114	9,251	12,688	13,284
⑧	役員報酬								4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	3,340	4,000	3,000
⑨	給料手当								5,740	6,155	6,073	6,578	5,856	6,019	6,158	3,034	2,429	2,720
⑩	臨時雇賃金								1,006	932	938	960	429	93	105	201	91	360
⑪	福利厚生費								1,437	1,451	1,451	1,573	1,580	1,364	1,230	599	622	942
⑫	会議費								180	156	241	3,978	1,032	1,174	868	378	211	780
⑬	旅費交通費								2,697	2,480	2,839	3,230	2,458	2,853	2,516	1,537	825	2,153
⑭	通信運搬費								476	453	515	579	519	493	554	481	437	618
⑮	減価償却費								40	31	27	20	19	17	13	12	10	11
⑯	消耗什器備品費								136	142		90			99	21	0	150
⑰	消耗品費								950	993	881	489	549	439	339	272	204	360
⑱	印刷製本費								1,732	1,601	1,995	2,385	1,679	1,556	1,529	850	553	630
⑲	賃借料								3,112	3,223	3,550	3,282	2,731	3,355	2,651	1,802	1,618	2,659
⑳	諸謝金								395	284	500	1,435	834	929	706	192	66	470
㉑	支払負担金								6,066	5,836	5,521	5,709	5,553	5,427	5,281	5,088	4,941	5,213
㉒	法人税等								304	116	119	114	97	86	72	71	71	73
㉓	委託料											4,100						
㉔	貸倒損失																	
㉕	資産除去	5,108					25											
㉖	雑費								958	1,288	1,182	150	110	124	267	143	149	310
㉗	経常費用計 (⑧～㉖)	48,814	43,402	32,086	33,286	31,279	30,679	27,274	29,229	29,141	29,832	38,672	27,446	27,929	26,388	18,041	16,227	20,449
㉘	⑦-㉗	△ 17,894	△ 21,723	△ 13,185	△ 13,035	△ 11,606	△ 18,425	△ 14,519	△ 20,652	△ 18,907	△ 20,906	△ 28,266	△ 19,649	△ 19,439	△ 18,274	△ 8,790	△ 3,539	△ 7,165
㉙	一般正味財産期首残高	284,625	266,731	245,008	231,823	218,788	207,182	188,757	174,238	153,586	134,679	113,773	85,517	65,968	46,529	28,255	19,465	15,926
㉚	一般正味財産期末残高	266,731	245,008	231,823	218,788	207,182	188,757	174,238	153,586	134,679	113,773	85,517	65,968	46,529	28,255	19,465	15,926	8,761

※出資金4,060万(市町1,060、県1,000、漁協整備開発協会1,000、県漁連500、県信連500)は現状での推移

協会の財源と収入状況の推移 (通常・定期総会議案書より作成)

区分 (ア)	会員漁協等 数(市町村), 県他 (イ)	年会費(千 円) (ウ)	特別会費徴収額及び通常会費並びに調整額 (千円) (エ)					正味財産状況(H17以降、水産開発協会経費資産及び出資金 ・ 4,060万円含む)				決算額(千円) (H8～H17 収支計算書、H18～R3正味財産 増減計算書より抜粋)			備 考
			特別会費:(事業費割合会費A+国庫補助割 会費B)×%	計 (C)	通常会費 (D)	調整額 (E)	合計 (C+D+E+F)	財産期首残高 (G)	財産期末残高 (H)	当年度内費消額 (I=G-H)	収入の部 (J)	支出の部 (K)	収支 (L=J-K)		
H8	103(66)	10	(31,257+39,779)×0.55	39,069	1,690	4,822	45,582				51,139	46,531	4,608	任意団体	
H9	94(66)	10	(31,018+39,553)×0.5	35,286	1,600	301	37,187				43,009	35,698	7,311		
H10	88(66)	10	(29,046+36,885)×0.5	32,966	1,540	694	35,200				43,062	40,908	2,154		
H11	87(64)	10	(28,934+36,865)×0.5	32,900	1,510	3,334	37,744				40,153	35,215	4,938		
H12	80(64)	10	(28,709+35,398)×0.5	32,054	1,440	3,628	37,122				43,242	34,066	9,176		
H13	74(64)	10	(27,112+34,135)×0.5	30,624	1,380	1,642	33,646				43,456	37,369	6,087		
H14	73(64)	10	(25,634+32,485)×0.5	29,059	1,370	862	31,291				42,309	30,915	11,394		
H15	75(65)	10	(24,110+30,410)×0.5	27,260	1,400	1,232	29,892				42,454	36,042	6,412		
H16	75(57)	10	(20,720+25,879)×0.5	23,299	1,320	△153	24,466	—	—	—	—	—	—		
H17	74(42)	20	(14,371+17,617)×0.5	15,994	2,180	2,879	21,053	325,225	307,330	17,895	30,920	43,520	△12,600		
H18	55(21),2	20	(11,016+13,971)×0.5	12,493	1,640	△195	13,938	307,330	285,608	21,722	21,679	43,402	△21,723		
H19	60(21),2	20	(11,046+14,081)×0.5	12,564	1,540	130	14,234	285,608	272,423	13,185	18,902	32,086	△13,184		
H20	58(21),2	20	(11,530+14,824)×0.5	13,177	1,500	462	15,139	272,423	259,387	13,036	20,250	33,286	△13,036		
H21	61(21),2	20	(11,391+14,762)×0.5	13,077	1,560	207	14,844	259,387	247,780	11,607	19,672	31,279	△11,607		
H22	65(20),2	20	(8,125+10,474)×0.3	5,580	1,620	498	7,698	247,780	229,355	18,425	12,254	30,679	△18,425		
H23	64(20),2	20	(9,207+11,673)×0.3	6,264	1,600	1,827	9,691	229,355	214,836	14,519	12,755	27,274	△14,519		
H24	64(20),2	20	(8,733+10,724)×0.3	5,837	1,600	△980	6,457	214,836	194,184	20,652	8,577	29,229	△20,652		
H25	64(20),2	20	(9,276+11,452)×0.3	6,218	1,600	1,287	9,105	194,184	175,277	18,907	10,235	29,141	△18,906		
H26	64(20),2	20	(8,577+10,602)×0.3	5,754	1,600	14	7,368	175,277	154,369	20,908	8,926	29,834	△20,908		
H27	64(20),2	20	(8,634+10,709)×0.3	5,803	1,600	△16	7,387	154,369	126,111	28,258	10,415	38,673	△28,258		
H28	63(20),2	20	(8,096+9,876)×0.3	5,392	1,580	△59	6,913	126,111	106,562	19,549	7,897	27,446	△19,549		
H29	68(20),2	20	(8,584+10,512)×0.3	5,729	1,660	776	8,165	106,562	87,124	19,438	8,491	27,929	△19,438		
H30	68(20),2	20	(7,468+9,050)×0.3	4,995	1,680	589	7,224	87,124	68,851	18,273	8,116	26,389	△18,273		
R1	66(20),2	20	(8,456+10,426)×0.3	5,665	1,640	877	8,182	68,851	60,061	8,790	9,251	18,040	△8,789		
R2	66(20),2	市町 漁協 20 40	(7,948+9,822)×0.5	8,885	2,840	731	12,456	60,061	56,522	3,539	12,689	16,227	△3,538		

* : - は長崎県漁港協会(単式簿記会計)と(社)長崎県水産開発協会(複式簿記会計)の統合会計事務処理により単純分類比較は割愛。

R元年度以降の決算予算収支シミュレーションと会費収入との相関及びR1～R3の執行体制等取組状況

※R4～R6：R3予算（現計）から調整額（補正予算分）を除いた規模で積算

年度	R1	R2	R3	R4						R5	R6	備考
区分	決算	決算	予算 (現計)	予算 (見込)						予算 (見込)	予算 (見込)	
会費削減率 (%)	70	50	50	50	40	30	20	10	0	0	0	
I 会費会費	8,182	12,456	12,456	11,725	13,502	15,279	17,056	18,833	20,610	20,610	20,610	
II 賛助会費	1,069	232	428	428	428	428	428	428	428	428	428	
III 事業収入等	9,251	12,688	13,284	12,553	14,330	16,107	17,884	19,661	21,438	21,438	21,438	
①収入計	18,040	16,227	20,449	21,499	21,499	21,499	21,499	21,499	21,499	21,499	21,499	
②支出計	△ 8,789	△ 3,539	△ 7,165	△ 8,946	△ 7,169	△ 5,392	△ 3,615	△ 1,838	△ 61	△ 61	△ 61	
③収支①-②	28,251	19,462	15,923	8,758	8,758	8,758	8,758	8,758	8,758	9,244	9,183	
④一般正味財産 期首残高	19,462	15,923	8,758	△ 188	1,589	3,366	5,143	6,920	8,697	9,183	9,122	
⑤一般正味財産 期末残高												
運営費繰越算 (内部留保金)												
(一) 会費収支動向と支出要因												

20)

支出抑制	専務理事兼事務局長(人)	1	1	1	1	R3に準じる。						同左	同左	新規事業取組努力
	職員(人)	1	1	1	1									
	事務所(人・月)	1→1/2	1/2	1/2	3/4									
	スカー開催(回)	2	1	1	1									
	機関誌発行(回)	3→1	1	1	1									
	ネットワーキング配布(対応)	有	無	無	無									
	漁協通常会費(万円)	2	4	4	4									
	市町通常会費(万円)	2	2	2	2									
	市町特別会費(削減率%)	70	50	50	50									
	賛助会費(万円)				40									
	着附金(万円)													
備考	執行体制 3→2へ移行													
	定款一部変更,PR													
	役員報酬削減 (△100万)													

資料1-6

令和3年度会費の算定方法について

1 会費収入額算定基準

(1) 通常会費

会員たる市町村	20,000円
会員たる漁業協同組合	40,000円

(2) 特別会費

イ 事業費割合会費

当該年度の事業費の額を下表の左欄に掲げる区分に区分し、その区分ごとの額にその区分に応ずる同表右欄に掲げる割合を順次乗じて得た額の合計額

区 分	率
3億円以下の額	$\frac{1}{1,000}$
3億円を超え5億円以下の額	$\frac{0.9}{1,000}$
5億円を超え10億円以下の額	$\frac{0.8}{1,000}$
10億円を超え15億円以下の額	$\frac{0.7}{1,000}$
15億円を超え20億円以下の額	$\frac{0.5}{1,000}$
20億円を超え25億円以下の額	$\frac{0.3}{1,000}$
25億円を超え30億円以下の額	$\frac{0.2}{1,000}$
30億円を越える額	$\frac{0.1}{1,000}$

ロ 国庫補助割合費

当該年度の国庫補助の額を下表の左欄に掲げる区分に区分し、その区分ごとの額にその区分に応ずる同表の右欄に掲げる割合を順次乗じて得た額の合計額

区 分	率
2 億円以下の額	$\frac{2}{1,000}$
2 億円を超え 4 億円以下の額	$\frac{1.8}{1,000}$
4 億円を超え 6 億円以下の額	$\frac{1.6}{1,000}$
6 億円を超え 10 億円以下の額	$\frac{1.4}{1,000}$
10 億円を超え 13 億円以下の額	$\frac{1.0}{1,000}$
13 億円を超え 16 億円以下の額	$\frac{0.6}{1,000}$
16 億円を超え 18 億円以下の額	$\frac{0.4}{1,000}$
18 億円を越える額	$\frac{0.2}{1,000}$

ただし、令和3年度における事業費割合費、国庫補助割合費はイ、ロにより算出した額の合計額の50%の額を収納する。

(3) 賛助会費

50,000円

【新規】第74回中小企業団体全国大会開催費負担金について（概要）

1 負担金名等

第74回中小企業団体全国大会開催費負担金

2 大会概要

本大会は、中小企業者で組織する全国約3万組合等の意見を総意として取りまとめ、内外に広く表明するとともに、政府等に対して中小企業の実情と振興施策の強化を訴え、中小企業の持続的な成長と豊かな地域社会の実現を図ることを目的とする。令和4年度は長崎県が開催県にあたり、長崎市で開催するもの。参加予定者2,000名

- 主催 全国中小企業団体中央会・長崎県中小企業団体中央会
- 日時：令和4年11月10日(木)14:00～16:30(予定)
- 場所：長崎市 出島メッセ長崎
- 事業費：30,000千円（うち4,500千円を県市町負担金と想定）

3 負担金額（案）

類似参考案件として、平成24年11月に負担金等適正化委員会において、第56回中小企業団体九州大会開催費負担金の審議を行い、以下の考え方で承認を行っており、今回の全国大会においても同様の考え方としたい。

県の2分の1の額を市と町の人口比（＝9：1）で按分し、そのうち、県下13市負担経費については、開催市が50%を分担し、残りの額を12市で均等割(30%)、会員数割(70%)により分担する

県	市町		市	町	
3,000	1,500	→	1,350	150	【単位：千円】
(2 : 1)			(9 : 1)		

		開催市 負担額	均等割 (30%)	会員数割(70%)		各市 負担金額
				会員比率	会員割額	
開催市	長崎市	675	－	－	－	675
各市	佐世保市		17	29.3%	138	155
	島原市		17	8.3%	39	56
	諫早市		17	15.9%	75	92
	大村市		17	9.4%	44	61
	平戸市		17	2.2%	10	27
	松浦市		17	2.5%	12	29
	対馬市		17	5.4%	26	43
	壱岐市		17	4.7%	22	39
	五島市		17	5.4%	26	43
	西海市		17	2.5%	12	29
	雲仙市		17	6.2%	29	46
	南島原市		17	8.0%	38	55
合 計		675	204		471	1,350

【参考資料】

- (1) 長崎県中小企業団体中央会からの依頼文【資料 2-1】
- (2) 要望趣旨、要望算定（案）【資料 2-2】
- (3) 大会企画書、スケジュール【資料 2-3】
- (4) 大会収支予算案【資料 2-4】
- (5) 九州大会負担金の審議結果【資料 2-5】

3長中団発第72号
令和3年7月26日

長崎県市長会
会長 田上 富久 様

長崎県中小企業団体中央会
会長 石丸 忠



第74回中小企業団体全国大会開催に伴う
経費負担金のお願いについて（要望）

謹啓 貴会におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
本会の業務運営につきましては、特段のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、中小企業団体中央会では、毎年全国中小企業団体中央会と都道府県中小企業団体中央会と連携・協力し、中小企業団体全国大会を開催しており、今般別添企画書により第74回中小企業団体全国大会を長崎市で開催することとなりました。

同大会は、中小企業者で組織する全国約3万組合等の総意を内外に広く表明すべく、全国の中小企業団体の代表者が一堂に会し、国等に中小企業の実情と振興施策の強化を訴え、中小企業の持続的な成長と豊かな地域社会の実現を図ることを目的としております。

つきましては、本大会の開催に伴う経費の負担を、下記によりお願い致したく存じます。

中小企業の振興発展の思し召しをもって、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

謹白

記

負担希望額 1,350,000円



第74回中小企業団体全国大会に係る各市負担金の要望（案）

（要望の要旨）

本大会は、中小企業者で組織する全国約3万組合等の意見を総意として取りまとめ、内外に広く表明するとともに、政府等に対して中小企業の実情と振興施策の強化を訴え、中小企業の持続的な成長と豊かな地域社会の実現を図ることを目的とする。

令和4年参加者予定2,000名（令和4年11月10日開催）。

（過去の関連大会時の実績）

第56回九州大会（H25.9.5）の際、以下の要領でご負担頂いた。

県補助金の2分の1の額を市と町の人口比（市：町＝9：1）で按分。
 そのうち、県下13市負担経費のうち、開催市（長崎市）が50%を負担し、残りの額を12市で均等割（30%）、会員数割（70%）により分担。

（今回の負担金変更の理由）

前回の九州大会と異なり、今回は全国各地から約2,000名の参加を予定しており、長崎をPRするアトラクションや特産品展示等を企画する予定。

（今回の要望算定（案））

県への要望額3,000,000円の2分の1の1,500,000円を、上記要領にて以下のとおり算出した。

	均等割	会員数割	会員数	会員比率	要望額
長崎市			(199)	41.9%	675,000
佐世保市	16,875	138,668	81	29.3%	155,543
島原市	16,875	39,375	23	8.3%	56,250
諫早市	16,875	75,326	44	15.9%	92,201
大村市	16,875	44,511	26	9.4%	61,386
平戸市	16,875	10,272	6	2.2%	27,147
松浦市	16,875	11,984	7	2.5%	28,859
対馬市	16,875	25,679	15	5.4%	42,554
壱岐市	16,875	22,255	13	4.7%	39,130
五島市	16,875	25,679	15	5.4%	42,554
西海市	16,875	11,984	7	2.5%	28,859
雲仙市	16,875	29,103	17	6.2%	45,978
南島原市	16,875	37,663	22	8.0%	54,538
13市計	202,500	472,500	276 (475)	—	1,350,000

※会員数は、令和3年4月1日現在

第74回中小企業団体全国大会 企画書

1 目 的

中小企業者で組織する全国約3万組合等の意見を総意として取りまとめ、内外に広く表明するとともに、政府等に対して中小企業の実情と振興施策の強化を訴え、中小企業の持続的な成長と豊かな地域社会の実現を図ることを目的として開催する。

2 主 催

全国中小企業団体中央会・長崎県中小企業団体中央会

3 参加料

6,000円（大会運営等に使用、助成依頼分との重複なし）

4 期日及び場所

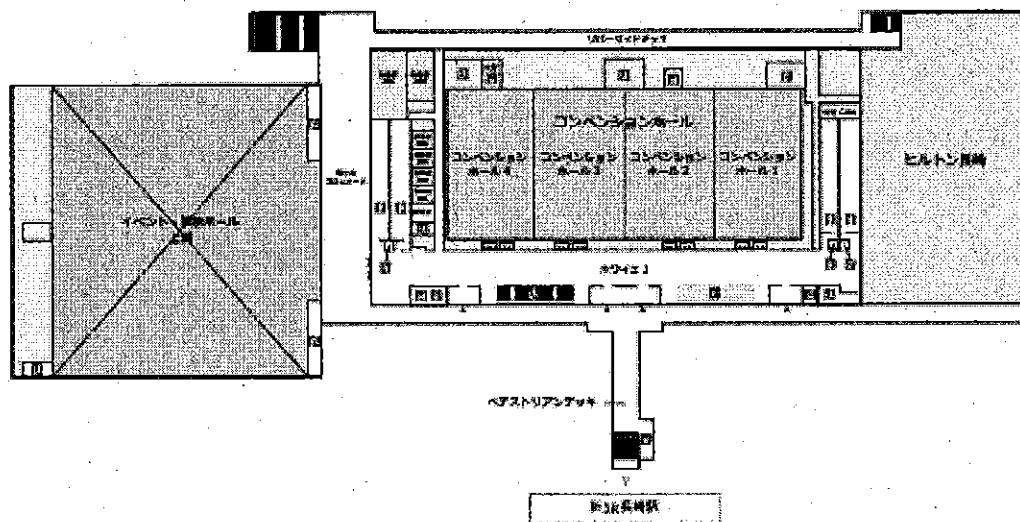
■日 時 令和4年11月10日（木）午後2時～4時30分（予定）

■場 所 出島メッセ長崎

コンベンションホールで全国大会、イベント・展示ホールで展示等

■参 加 者 2,000名

■来 賓 関係大臣、政党代表、中央・地方関係機関の長



5 後援及び協賛（予定）

■後 援 経済産業省、総務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省

中小企業庁、九州経済産業局、長崎県、長崎市、その他経済団体等

■協 賛 政府系金融機関、地元金融機関、中小企業関係機関、損害保険会社、その他

第 74 回中小企業団体全国大会 スケジュール（案）

◆オープニングアトラクション

龍踊りや二胡演奏など長崎らしい異国情緒漂う雰囲気でお出迎えする予定

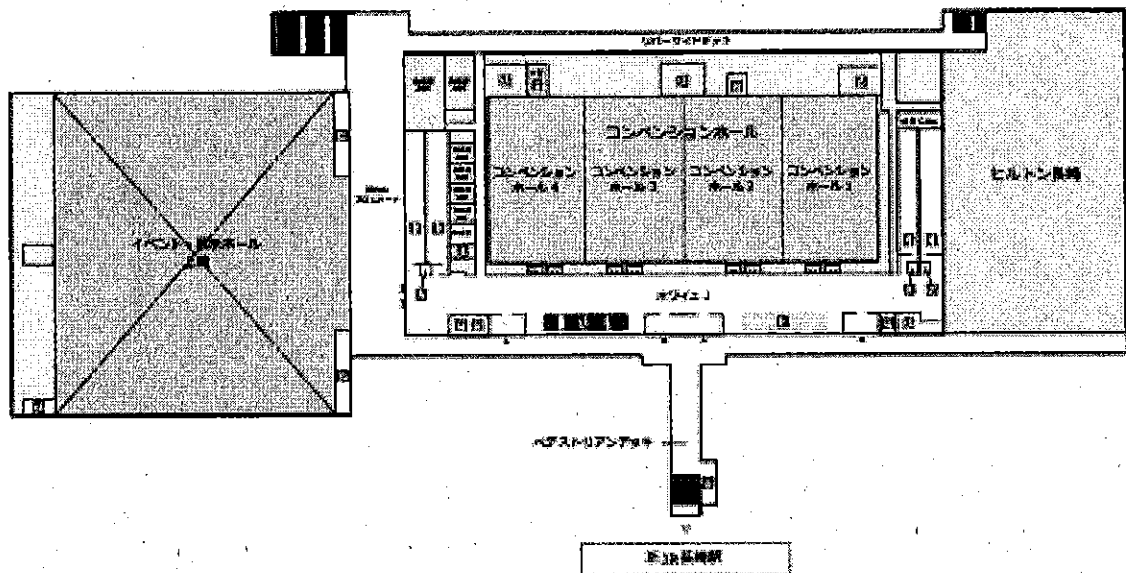
1. 開 会
2. 国歌斉唱、団体歌斉唱
3. 開会宣言
4. 開会挨拶
5. 開催地挨拶
6. 歓迎挨拶
 - (1) 長崎県知事挨拶
 - (2) 長崎市長挨拶
7. 来賓紹介
8. 議 事
 - (1) 議長・副議長選任（議長は、長崎県中央会会長）
 - (2) 決議経過報告
 - (3) 議案上程
 - (4) 意見発表
 - (5) 議案採決
9. 大会宣言
10. 政党代表挨拶
11. 表 彰 式
12. 次期開催地発表・大会旗継承・次期開催地会長挨拶
13. 万歳三唱
14. 閉会挨拶
15. 閉 会

【歓迎レセプション】

午後 5 時 30 分～ 「ヒルトン長崎」

◆大会併設 特産品等展示（案）

コンベンションホールでは全国大会を開催するが、イベント・展示ホール等を活用して、長崎の特産品展示・即売を行う他、屋外において、飲食コーナー及び特産品等のふるまいを企画する。



【展示エリア】

特産品（工芸品、お土産品等）の展示及び即売コーナーを設ける

【飲食エリア】

長崎の特産品（かまぼこ、角煮、豚まん、ハトシ、佐世保バーガー等）をその場で「ふるまう」

◆大会 その他のスケジュール（案）

【歓迎レセプション】

大会終了後、全国の中央会関係者等をお招きし、また、長崎県内の行政機関や関係機関の方々にご参加いただいて、歓迎レセプションを盛大に開催する。

なお、レセプションに関する費用は、助成金の対象としない。

◆大会 助成金等の使途（案）

1. 全国大会オープニング・アトラクション
2. 特産品・ものづくり展示等

第74回中小企業団体全国大会収支予算（案）

【収 入】

（単位：千円）

収入源	見込額	摘 要
1.負担金収入	20,000	
全国中央会負担金	20,000	上部団体である全国中小企業団体中央会負担金
2.補助金収入	4,500	
長崎県	3,000	要望額
県下の市町（負担）	1,500	要望額
3.特別収入	5,000	
大会準備金戻入	5,000	大会準備金取崩し
4.雑収入	500	
協賛金ほか	500	
合計	30,000	

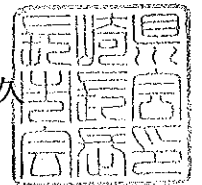
【支 出】

支出先	見込額	
1.大会関係費	22,100	
①会場設営費	2,500	
②大会運営費	7,500	オープニング、大会運営等
③会場借料	5,000	コンベンションホール、イベント展示ホール
④印刷費	3,000	開催要綱、大会記念誌、宣言文、来賓名簿
⑤手提げ印刷費	300	
⑥表彰費	1,200	表彰状、記念品等
⑦来賓関係費	600	案内状、記念品等
⑧連絡会議費	1,100	全国、九州・沖縄関係等
⑨記録費	500	テレビ、カメラ撮影等
⑩大会雑費	400	雑役務費等
2.特産品展示関係費	3,500	
①展示場設営費	2,500	イベント・展示ホール
②展示場運営費	500	
③特産品販売促進費	300	試食
④特産品展示雑費	200	雑役務費等
3.歓迎レセプション費	3,600	
①レセプション費	2,000	ヒルトン長崎
②レセプション運営費	1,000	
③記念品費	600	
4.予備費	800	
合計	30,000	

24長市会第294号
平成24年11月21日

長崎県中小企業団体中央会
会長 石丸 忠 重 様

長崎県市長会
会長 田 上 富 久



第86回長崎県市長会負担金等適正化委員会
審議結果について（通知）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、第86回長崎県市長会負担金等適正化委員会において審議された貴団体の平成25年度負担金等のうち、市長会分について次のとおり審議結果を通知いたしますので、各市の厳しい財政状況をご理解いただき、今後とも運営の効率化に努めていただきますよう、お願い申し上げます。

（審議結果） 要望のとおり承認する。

- ・ 各市の負担額を別表のとおりとする。

第56回中小企業団体九州大会に係る各市負担金について

(要望の要旨)

本大会は、九州・沖縄各県の中小企業団体が一堂に会し、英知の結集と団結の強化を図り、自らの決意を内外に表明するとともに、国等に対して、中小企業の安定と発展を図るための実効ある諸施策の確立を要請し、それらの実現を強力に推進することを目的とする。平成25年度は、長崎県が開催県にあたり、長崎市で開催する。

参加予定者1,200名(平成25年9月5日開催)

決定額 675,000円

※県の2分の1の750,000円を市と町の人口比(市:町=9:1)で按分。そのうち、県下13市負担経費のうち、開催市(長崎市)が50%を分担し、残りの額を12市で均等割(30%)、会員数割(70%)により分担

	均等割	会員数割	会員数	会員比率	決定額
長崎市			(243)	44%	337,500
佐世保市	8,438	70,875	94	30%	79,313
島原市	8,438	16,538	23	7%	24,975
諫早市	8,438	40,163	53	17%	48,600
大村市	8,438	21,263	28	9%	29,700
平戸市	8,438	7,088	9	3%	15,525
松浦市	8,438	7,088	10	3%	15,525
対馬市	8,438	11,813	15	5%	20,250
壱岐市	8,438	11,813	15	5%	20,250
五島市	8,438	11,813	16	5%	20,250
西海市	8,438	4,725	7	2%	13,163
雲仙市	8,438	16,538	21	7%	24,975
南島原市	8,438	16,538	23	7%	24,975
13市計	101,250	236,250	314 (557)	—	675,000

【新規】ジェトロ長崎貿易情報センター運営費負担金について（概要）

1 負担金名等

ジェトロ長崎貿易情報センター運営費負担金

2 目的及び事業

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）は、2003 年 10 月に前身となる日本貿易振興会を引き継ぐ形で設立され、海外及び国内事務所のネットワークを活用し、対日投資の促進、農林水産物・食品の輸出や中堅・中小企業などの海外展開支援に取り組むとともに、調査や研究を通じ、企業活動や通商政策に貢献することを目的としており、ジェトロ長崎貿易情報センター（以下、「ジェトロ長崎」という。）は長崎県内企業へのこれら支援等を行う。

ジェトロ長崎概要

○1965 年に長崎貿易相談所として設置

○人員体制 4 名（所長 職員 非常勤嘱託員 派遣職員(時短) 令和 3 年 4 月現在)

3 趣旨

ジェトロ長崎の運営事業費については、地元自治体による部分負担（基礎的活動経費の半額＋事業費）を原則とし、現時点では県及び 7 市 3 町で負担している。（令和 3 年度負担額 県 11,615 千円 市町計 4,123 千円）

このジェトロ負担金について、平成 27 年 1 月に総務省政策評価・独立行政法人評価委員会による見直しの指摘を受け、経済産業省において平成 30 年 8 月に各貿易情報センターの基礎的活動経費におけるジェトロと地元自治体との折半負担を原則化し、地元自治体への協力を求めていくこととなったことから、ジェトロ長崎においても各市町への協力依頼を行ってきたところである。

一方で、現状として地元負担額の約 7 割の負担となっている長崎県としては、県：市町＝1:1 との考えがあるものの、令和 2 年度予算ではジェトロ長崎の現行体制を維持するための臨時的な対応として、これまでの負担額に 333 万円増額したところであり、令和 3 年度も県による臨時的な対応が継続したままの状態である。

そのような背景があり、ジェトロ長崎の地元自治体による負担の分担に向け、県と市町での負担割合の統一的なルールを設けようとするもの。

4 負担割合（案）

R4 年度ジェトロ長崎運営にかかる地方自治体分担金 17,319 千円

（ジェトロ長崎の考え方）【資料 3-1 参照】

（1）県：市町＝6:4 とする。

県：市町＝1：1 との考え方はあるものの

①全国のジェトロ地方事務所における県と市町間の平均負担割合が 7：3 となっていること

②長崎県の場合、負担金と別にジェトロ長崎事務所の借館料減免措置及び受託事業費の負担を行っており、その分を加味している

(2) 市町の負担割合については、次の割合で算出する

	均等割	規模按分 (事業所数)	利用按分 (利用実績)
割合	20%	40%	40%

(市長会事務局の考え方)

均等割：規模按分：利用按分＝2：4：4とする根拠が明確でないことから、「負担割合の基本的な考え方」による他に妥当な負担割合がない場合における均等割：人口割＝30：70を根拠に、次のとおりとする。

	均等割	規模按分 (事業所数)	利用按分 (利用実績)
割合	30%	35%	35%

【参考資料】

- (1) ジェトロ長崎からの依頼文【資料 3-2】
- (2) 負担金変更理由【資料 3-3】
- (3) 2020 年度事業実施報告書【資料 3-4】
- (4) 2021～2022 年度収支予算見通し【資料 3-5】
- (5) 各都道府県における対応調査結果【資料 3-6】

①日本貿易振興機構 長崎貿易情報センターの負担金の算定基準（案）

	地 域	事業所数 (*1)		ジェトロ (*2)		2022年	20%	40%	40%	県・市町	2021年
			割合	利用件数	割合	負担金(千円)	均等割	規模按分	利用按分	負担割合	負担金(b)
市	長崎県	62,028	100.0%	--	--	10,394	--	--	--	6割負担	11,615
	長崎市	18,840	33.8%	587	45.3%	2,063	66	842	1,155	4割負担	1,923
	佐世保市	10,769	19.3%	184	14.2%	910	66	482	362		950
	島原市	2,603	4.7%	67	5.2%	314	66	116	132		100
	諫早市	5,990	10.7%	62	4.8%	457	66	269	122		100
	大村市	3,371	6.0%	117	9.0%	446	66	150	230		150
	平戸市	1,705	3.1%	57	4.4%	253	66	75	112		0
	松浦市	1,022	1.8%	26	2.0%	161	66	44	51		0
	対馬市	1,945	3.5%	13	1.0%	178	66	86	26		0
	壱岐市	1,519	2.7%	31	2.4%	194	66	67	61		0
	五島市	2,322	4.2%	17	1.3%	202	66	103	33		0
	西海市	1,121	2.0%	4	0.3%	124	66	50	8		200
	雲仙市	2,083	3.7%	57	4.4%	272	66	94	112		200
	南島原市	2,444	4.4%	74	5.7%	320	66	108	146		0
町	長与町	1,145	18.2%	10	8.9%	136	66	50	20		100
	時津町	1,371	21.8%	16	14.3%	158	66	61	31		0
	東彼杵町	296	4.7%	6	5.4%	92	66	14	12		0
	川棚町	544	8.6%	3	2.7%	97	66	25	6		0
	波佐見町	950	15.1%	15	13.4%	138	66	42	30		100
	小値賀町	156	2.5%	0	0.0%	74	66	8	0		0
	佐々町	667	10.6%	4	3.6%	104	66	30	8		0
	新上五島町	1,165	18.5%	58	51.8%	233	66	53	114		300
	合 計			1,408		17,320	1,386	2,769	2,771		15,738

県：市町＝6：4の考え方⇒これに、県が負担する形となっている借館料減免305,592円/年及びジャパンモール出展支援事業受託料350万円(*3)を加味し、
実質的には県：市町の負担割合は、全国平均である7：3の負担と同程度となるため

(*1) 直近の経済センサス（平成28年経済センサス）の集計値を引用

(*2) 直近3年間（H30～R2）のジェトロ長崎主催セミナーへの参加者数及びジェトロ長崎への貿易投資相談件数（県庁、大学等は除いたもの）の合計数で按分、括弧内はうちセミナー参加者数。

(*3) 県内各地の事業者の海外ECサイトへの販売を促進するものであり広域に受益者を有することから、負担金の性格に近いもの

NGS-210730002

2021年7月30日

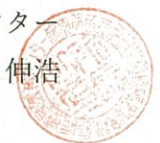
長崎市長会

会長 田上 富久 様

独立行政法人日本貿易振興機構

長崎貿易情報センター

所長 中島 伸浩



負担金における関係書類の提出について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

本機構の運営につきましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記の件につきまして、別添のとおり関係書類を提出いたしますので、厳しい状況の中とは存じますが、負担金についてご配慮いただきますようお願い申し上げます。

②今回負担金変更（新設）の理由

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）は、2003年10月に前身となる日本貿易振興会を引き継ぐ形で設立されました。70カ所を超える海外事務所ならびに本部（東京）、大阪本部、アジア経済研究所および国内事務所をあわせ約50の国内拠点から成る国内外ネットワークを活用し、対日投資の促進、農林水産物・食品の輸出や中堅・中小企業等の海外展開支援に取り組むとともに、調査や研究を通じ我が国企業活動や通商政策に貢献することを目的としております。

ジェトロ長崎貿易情報センター（ジェトロ長崎）は、1965年7月に長崎貿易相談所として設置。その運営事業費については、自治体による部分負担を原則としており、2021年度については県ならびに7市3町で15,738千円を予定しております。このジェトロ負担金について、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会による「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」（平成27年1月9日付）を受けた経済産業省は、「独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）の第4期中期目標期間終了時における業務・組織全般の見直しについて」（平成30年8月）を発表。各貿易情報センターの基礎的経費の折半負担を原則化し、地方自治体等への協力を求めていくとしました。

本方針を受けてジェトロ長崎は2019年度予算要求への反映を協議するも、同年度予算では実現に至らず、人員体制の減少が発生しました。その後2020年度予算要求では、最終的に県および6市1町で15,738千円をご負担いただくこととなりました。ただし、県の方針として県と市町の負担割合が1:1となるべく、引き続き市町の協力を求めていくこととし、県予算で増額した333万円分は現行体制を維持するための臨時的な計上であることが示されました。2021年度予算要求では各市町のご協力をお願いし、7市3町まで拡大したものの、県と市町の負担割合の是正には至らず、県による臨時的な計上が続いた状態となっております。また、「長崎県市長会負担金適正化委員会要綱」第4条に基づくと、既に7市からのご協力を得ていることから同委員会での審議を要するものと理解しております。

人口減少に伴って中長期的に国内需要の縮小が見込まれ、成長する海外市場を獲得する必要性が高まっております。ジャパンモール*参加登録・商談支援等の新事業への取組をはじめ、コロナ収束後の相談対応増加への対応などが見込まれるところ、ジェトロ長崎の企業支援体制を安定させていただきたくご支援をお願いするとともに、市町が応分を負担する統一的なルールについてご検討をいただきたくよろしくお願いします。

*JAPAN MALL 事業：世界60以上の連携先ECバイヤーに商品を紹介する事業。原則、国内納品・国内買取・円建て決済で取引が完結するため、複雑な輸出手続きが不要。

2018年6月5日

(都道府県の担当局長／部長) 殿

日本貿易振興機構 (ジェトロ)
企画部長 金子 知裕

国内事務所体制の再構築と地元負担割合の変更について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

(都道府県名) におかれましては、平素よりジェトロの事業運営に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

ジェトロでは、農林水産物・食品輸出の拡大、中堅・中小企業の海外展開支援、対日投資誘致などを重点分野とし、現在、取り組んでいる「第4期中期計画(2015年度～2018年度)」では、中堅・中小企業の海外ビジネスへの関心の高まりを受け、地方における事業規模を拡大してきました。

農林水産物・食品輸出については、一県一支援事業などを通じて2011年度以降、延べ2万社以上の支援を行い、成約額は見込みを含め1,200億円近くに上ります。また、「新輸出大国コンソーシアム事業」を通じ、中堅・中小企業の海外展開を支援すべく全国47都道府県の自治体や商工団体等と協力体制を構築し、7,000社を超える企業を支援していますが、その7割は東京、大阪以外の企業です。

さらに、対日投資誘致では、ジェトロが支援した案件の中で、東京以外への投資が全体の4割を超えています。

一方、国内事務所の運営においては、2015年1月9日付けで、総務省「政策評価・独立行政法人評価委員会」から経済産業大臣宛てに、以下のとおり業務実施体制の見直しが指摘されております。

「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」における、ジェトロへの指摘事項(抜粋)：

本法人は、次期中期目標期間では、「業務における優先順位を明確化し、経営資源を最適配分する」としているものの、国の独立行政法人として、経営資源に限りがあることを踏まえ、どのように国内事務所を配置すべきかについて、明確な考え方を示していない。さらに、費用と便益を比較しての検討が必ずしも十分でないことから、以下の取組を行うものとする。(中略)

次期中期目標期間においては、引き続き、我が国における中小企業の海外展開や輸出の現状及び可能性、自治体の負担、事務所設置による効果などを検討し、国内事務所設置から生じる費用と便益を考慮し、国内事務所の配置について、本法人としての考え方を整理した上で、必要な見直しを進めるものとする。

このため、国内事務所の負担金拡大や人的派遣等を積極的に働きかけ、運営基盤の強化に努めてきました。

また、近年の新設事務所では、貿易情報センター運営費及び基礎的事業費の半額に及ぶ地元負担に加え、ジェトロからの派遣は所長のみにとどめ、所員は地元自治体からの出向者を充てております。

2019年度から始まる次期中期計画において、一層の活動の充実と成果の創出を通じ、地域経済の発展に貢献すべく、国内事務所の財政基盤を強化すると共に、前述の指摘を踏まえて費用と便益を考慮し、事務所体制を再構築いたします。

つきましては、2007年5月11日付けの文書（別添）に記載された負担金の基準から、各事務所の基礎的活動経費の半額以上を地元にご負担いただく基準に改めることとして、今後各事務所において協議を開始させていただくことにしたく存じます。

本方針をご理解いただき、引き続きのご支援を賜りますよう、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

敬具

PLE070511001

2007年5月11日

(負担金拠出団体の長) 殿

日本貿易振興機構 (ジェトロ)
理 事 長 林 康 夫

国内事務所の新体制について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

貴台におかれましては、平素よりジェトロの事業運営に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、ジェトロは2003年10月1日より独立行政法人日本貿易振興機構となり、第1期中期目標期間(2003年10月～2007年3月)を、政府の定める中期目標に従い、わが国の対日投資促進、輸出促進、地域経済の活性化等々の各種業務を遂行して参りました。

第1期中期目標期間が終了する2006年度には、独立行政法人通則法に従い、ジェトロは主務大臣より、組織・業務全般の見直しを受けて参りました。

その結果、「独立行政法人日本貿易振興機構の組織・業務全般の見直しについて」(2006年12月24日)が政府・行政改革推進本部において決定され、その中で国内事務所のあり方については以下のとおり定められました。

貿易情報センターについては、地方自治体からの地域経済国際化に関する強い要請及び国としての中小企業国際化支援、対日投資の拡大の必要性という政策のニーズを踏まえ、自治体からの負担金拠出を前提とする共同運営方式を維持している。今後は、事務所ごとの業務実績、事務所が存置する地方自治体からの負担金の在り方等を踏まえ、負担割合の適正化や事務所の統廃合などによる経費削減等に取り組みつつ、国内の機能・体制の見直しを進めることとし、効率性及び機動性をより高めていくこととする。

この決定に基づき、2008年4月から下記のとおり国内事務所の体制及び負担金割合を変更させていただきます。存じます。

貿易情報センターは、貴自治体をはじめとする地元からの要請に基づき設置されたジェトロの地域拠点として、貴自治体とともに地域の国際化、経済活性化を図っていくための重要な役割を担っているものと認識しており、ジェトロと致しましてもできる限り維持に努める所存ですので、なにとぞご理解、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 新体制開始時期： 2008年4月

2. 職員数： 2名体制を標準とする
(ジェットロ負担1名、地元負担1名)

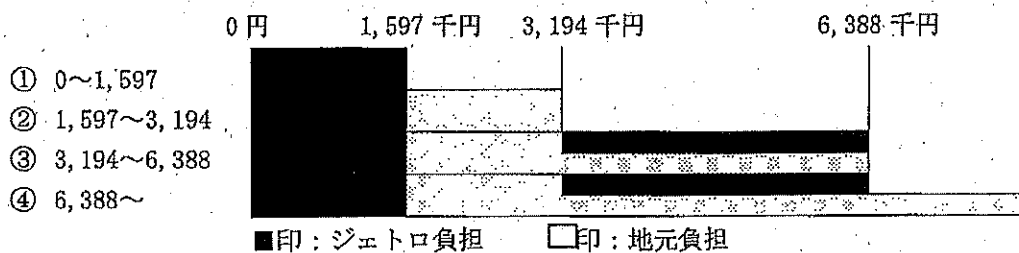
3. 地元負担： 以下のとおりとする。

(1) 人件費： 約8,000千円
(実額は年度実績に応じて決定)

(2) 管理費： 1,200千円
(事務諸費500千円、事務所運営強化促進費700千円)

(3) 事業費： 3,000千円以上(委託費を含む)
(職員1人当たり1,500千円以上を基準とする)

(4) 借館料： 原則としてジェットロと地元とで折半
(但し、1,597千円まで全額ジェットロ負担とし、ジェットロ負担額は3,194千円を上限とする)



例①：借館料1,000千円の場合、ジェットロ負担は1,000千円、地元負担は0円

例②：借館料3,000千円の場合、ジェットロ負担は1,597千円、地元負担は1,403千円

例③：借館料5,000千円の場合、ジェットロ負担は2,500千円、地元負担は2,500千円

例④：借館料7,000千円の場合、ジェットロ負担は3,194千円、地元負担は3,806千円

4. 人員増の検討：

業務量が特に多い国内事務所においては、ジェットロ全体の人員体制を考慮しつつ、以下の条件で増員を検討する。

- (1) 地元負担による人員増の要請がある場合は、前述3の地元負担額に加え、10,000千円以上（人件費8,000千円＋事務諸費500千円＋事業費1,500千円以上）を追加負担する場合に増員を検討する。
- (2) 第2期中期目標期間中において、当該地域における国庫事業による業務量が多いとジェットロが判断する場合は、ジェットロ負担にて増員を検討する。

5. 閉鎖もしくは他のジェットロ活用策の検討：

前述3の地元負担額に達しなかった場合には、事務所を閉鎖することとする。この場合には、地元の要望に応じた他のジェットロ活用策を検討いただく。

以上

ジェット口負担金推移

(単位：千円、%、人)

	負担金	県		市町	
H19	11,165	8,685	77.8	2,480	22.2
H20	11,165	8,685	77.8	2,480	22.2
H21	11,165	8,685	77.8	2,480	22.2
H22	11,165	8,685	77.8	2,480	22.2
H23	11,165	8,685	77.8	2,480	22.2
H24	11,165	8,685	77.8	2,480	22.2
H25	11,097	8,685	78.3	2,412	21.7
H26	11,097	8,685	78.3	2,412	21.7
H27	11,097	8,685	78.3	2,412	21.7
H28	11,297	8,685	76.9	2,612	23.1
H29	11,367	8,685	76.4	2,682	23.6
H30	11,367	8,685	76.4	2,682	23.6
R元	11,267	8,685	77.1	2,582	22.9
R 2	15,738	12,015	76.3	3,723	23.7
R 3	15,738	11,615	73.8	4,123	26.2

2020 年度
事業実施報告書

(2020 年 4 月 1 日～2021 年 3 月 31 日)

日本貿易振興機構(ジェトロ)
長崎貿易情報センター

2020 年度事業実施報告書

ジェトロ長崎貿易情報センターでは、中堅・中小企業の海外展開支援を主眼とした諸事業を長崎県内自治体および関係団体等の協力を得て、以下のとおり実施した。

1. 地元の農林水産物・食品輸出のための支援(農林水産・食品輸出促進事業)

①国内外見本市およびジェトロ主催の商談会での支援:

ジェトロでは、国内外の専門見本市でのジャパンパビリオン運営の他、ジェトロ主催の商談会を国内外の各地で開催している。2020 年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、例年ジェトロがジャパンパビリオンを設置している国内外の殆どの見本市およびジェトロ主催の商談会が中止となったが、ジェトロ国内外のネットワークを生かした海外バイヤーとのオンライン商談会を実施し、長崎県内企業も参加した。商談会前後には、実務面でのサポートや課題解決を行った。

《別添①参照》

②輸出実務に特化したセミナー・個別相談会の開催:

県内の製造業を中心とした企業等が輸出実務を行うための課題解決型セミナー・個別相談会を開催した。新型コロナウイルス感染拡大を受け、オンラインも活用し、実施した。《別添①参照》

③輸出プロモーター事業による支援(2019 年度から農林水産物・食品分野のみ対象):

優れた商品を持っていないが、輸出経験のない、海外への販路拡大を実現したいという中小企業かつ製造業のうち、同事業を活用いただく新規支援対象企業の発掘を行った。

2018 年度から継続支援を行っている企業、2020 年度に新規に採択した企業に対して戦略策定、商談サポート、契約支援までの実務的アドバイスなどの一貫した支援をオンライン形式で行った。《別添①参照》

④海外における EC 販売プロジェクト(JAPAN MALL 事業)による支援:

世界 60 以上の EC バイヤーとジェトロが連携し、海外の消費者へ日本の加工食品、酒類等を販売する JAPAN MALL 事業を県内企業へ案内し、並行してマッチング支援、規制確認等の実務的支援、商談支援を行った。《別添①参照》

⑤バーチャル展示会への出展支援:

ジェトロは、デジタルを活用した新たな海外展開支援の一環として、ジェトロの基準を満たす限られた海外の有力バイヤーのみが閲覧できるオンラインカタログサイト「JAPAN STREET」を開設した。海外のバイヤーは気軽に商品を検索し、見積依頼、商談依頼をジェトロ経由で行うことが可能。2020 年度は、JAPAN STREET 参画企業への登録支援を行った。《別添①参照》

⑥EU、TPP 諸国及び米国向け検査支援事業:

EU、TPP 諸国、米国向け輸出を強化するため、これら地域等へ輸出可能な商品を対象とし、残留農薬検査、成分分析検査の支援を行った。《別添①参照》

⑦輸出相談対応:

ジェトロ長崎の職員が、ジェトロ本部、海外事務所の各担当との協力の上、農林水産物・食品関連企業から寄せられる多種多様な相談対応を行った。また、継続した支援に繋がるような各企業にマッチするメニュー提案を行った。《別添③》

⑧海外コーディネーターによるコンサルテーション:

ジェトロが契約する在海外のコーディネーターが海外の市場について県内企業へオンライン・コンサルティングを実施した。《別添①》

⑨「JETRO NAGASAKI 通信」による農林水産・食品分野のイベント等情報の発信：
「JETRO NAGASAKI 通信」により、最新の農林水産・食品分野の展示会、セミナー等の案内を
発信した。他団体が行うセミナー等の広報についても同通信を活用して広報の協力を行った。
《別添②参照》

2. 県内中堅・中小企業の海外展開のための支援

①新輸出大国コンソーシアム事業：

新輸出大国コンソーシアム事業では、中堅・中小企業から提示される産業別、テーマ別の海外
展開にかかる計画立案から実行までのステップ毎の個別具体的な課題解決のため、ジェトロが
契約した商社やメーカーOB やコンサルタント等の専門家による実務的なアドバイスを行った。ま
た、エキスパートの知見を最大限に生かし、企業ニーズに応える個別相談会を開催した。《別添
①参照》

②国際化インターンシップ事業：

経済産業省委託による国際化インターンシップ事業で、長崎県内企業 2 社が 3 カ月のインター
ン受け入れを行った。《別添①参照》

③高度外国人材活躍促進コーディネーターによる伴走型支援：

高度外国人材の採用・育成・定着を通じた海外ビジネスの拡大を目指す中堅・中小企業に対し、
コーディネーターが長崎県内企業 3 社へ継続的支援を行った。《別添①参照》

3. 長崎県内企業等の海外展開の取り組みのための支援

①海外市場紹介、貿易実務等のセミナー開催：

県内企業を取り巻く国内外のビジネス環境により変化するセミナーのニーズをキャッチし、各種セ
ミナーをオンライン形式等で開催した。特にオンライン商談に対応するための実務特化型、産業
別のセミナーのニーズが高く、新たな海外展開を目指す企業の発掘も行った。《別添①参照》

②海外における EC 販売プロジェクト(JAPAN MALL 事業)支援：

ジェトロは、世界 60 以上の EC サイト、EC バイヤーと連携し、複雑な輸出手続きを行うことなく
海外 EC サイトで商品を販売する JAPAN MALL 事業を実施している。県内企業等へ幅広く案
内し、並行してマッチング支援、規制等の実務的支援、商談支援を随時行った。
《別添①参照》

③デジタルプラットフォームを活用したバーチャル展示会への出展

ジェトロは、新型コロナウイルスの影響によりビジネス機会の損失を最小限にするため、デジタルを
活用したジェトロの新たな海外展開支援にいち早く取り組んでいる。なかでも、ジェトロの基準を満
たす限られた海外の有力バイヤーのみが閲覧できるオンラインカタログサイト「JAPAN STREET」
の開設により、輸出を目指す企業の登録を促した。《別添①参照》

④貿易・投資相談対応

県内企業等からの、海外展開に関するご相談に対し、ジェトロが蓄積した情報やノウハウ、収集し
た資料等活用し、相談に応じた。また、対応に際しては、ジェトロが海外事務所に配置している
コーディネーター、ジェトロ東京に配置しているアドバイザーなど、ジェトロの人的資源も活用し、情
報提供を行った。《別添③参照》

⑤「JETRO NAGASAKI 通信」によるイベント等情報の発信：

「JETRO NAGASAKI 通信」により、最新の展示会、セミナー等の案内を発信した。他団体が行う
行うセミナー等の広報についても同通信を活用して広報の協力を行った。《別添②参照》

⑥JETRO海外事務所におけるブリーフィングサービス:

県内企業・団体、自治体等が、海外市場の視察や商談などのために海外を訪問する際、JETRO海外事務所、駐在員が経済概況や日系企業のビジネスの動向などについて説明するサービスを実施している。2020年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、オンラインでコンサルティングを実施した。〈別添④参照〉

4.自治体との協力体制の強化(自治体とのその他の連携事業)

①各関係自治体の協力を得ながら輸出促進に繋がるセミナーを実施した。

②自治体の外国企業誘致のための支援(対日投資促進事業)

JETROでは、国内産業の補完、地域経済の活性化に大きな役割を果たす外国企業の誘致の支援を行っている。2020年度は、JETROウェブサイト上の「地域進出支援ナビ」に掲載されている長崎県への進出のメリットをPRする情報を、長崎県の協力により更新した。

5.大学との連携

2017年4月に長崎県立大学との包括的連携協定締結により、例年、JETRO海外事務所での海外ビジネス研修生の受け入れ、JETRO長崎による同県立大での講義を実施するなど、協力を行っている。2020年度は海外ビジネス研修生の受け入れが適わなかったが、共催セミナーを開催したり、講座への講師派遣を行うなどの協力を行った。

6.会員事業

JETROでは、海外事務所が収集した情報と、国内外各地で実施する事業を活用いただくため、JETRO・メンバーズの会員制度を設けている。JETROの国内外事務所が収集した最新の情報のメールによる配信、各種調査資料、有料セミナーへの無料枠などの特典を提供している。

〈添付物〉

- ・別添①: 2020年度JETRO長崎貿易情報センター事業実績
- ・別添②: 2020年度「JETRO NAGASAKI 通信」一覧
- ・別添③: 2020年度貿易・投資相談実施状況(JETRO長崎貿易情報センター)
- ・別添④: 2020年度JETRO海外事務所におけるブリーフィングサービス一覧
- ・別添⑤: JETRO長崎貿易情報センター会員一覧(2021年3月31日現在)

以上

2020 年度 ジェトロ長崎貿易情報センター事業実績

2021/3/31

第 1 四 半 期	第 2 四 半 期	第 3 四 半 期	第 4 四 半 期
【講演会・セミナー等の開催】	【講演会・セミナー等の開催】 中国 EC 概況と JAPAN MALL 事業 ＜佐世保市会場＞ 開催日：7/14 場所：県北振興局天満庁舎 ＜長崎市会場＞ 開催日：7/15 場所：長崎県庁 講師：ジェトロ EC・流通ビジネス課 課長代理 高山 博 主催：ジェトロ長崎 共催：長崎県 後援：長崎市、佐世保市、佐世保商工会議所、 長崎港活性化センター、佐世保港貿易振興協 会、商工中金長崎支店、佐世保支店、日本政策 金融公庫長崎支店、佐世保支店、十八銀行、親 和銀行 7/20: ASEAN ビジネスセミナー及び九州・沖縄地 域企業意見交換会 場所：オンライン(WEB セミナー) 講師：①「ASEAN におけるコロナの現状を踏まえた ビジネス再開のポイント」 ジェトロ・アジア大洋州課 長 小島英太郎 ②「ジェトロ在九州・沖縄各事務所の方針と予定」 説明 ジェトロ在九州・沖縄事務所長 ③意見交換 主催：ジェトロ長崎 7/30: 商談スキルセミナー～農水産物・食品の輸 出戦略～、個別相談会 場所：オンライン(WEB セミナー)とリアル併用 講師：①「海外展開に向けて～事業プラン策定の 重要ポイント～」 朝オフィス松下 松下 聡 氏 ～次ページに続く～	【講演会・セミナー等の開催】 10/6: 食品輸出個別相談会～成約に繋がる商品 づくりのヒント～ 場所：オンライン(WEB 相談会) 対応者：朝久世 海外事業推進部 部長 堀川貴 広 氏、ジェトロ輸出プロモーター事業専門家 松 下 聡 氏 主催：ジェトロ長崎 10/16: 高度外国人材採用活動における対面/オ ンライン面接のポイント 場所：オンライン(WEB セミナー) 講師： ①「ジェトロの高度外国人材への取り組みにつ いて」(支援企業の紹介)ジェトロ福岡 高度外国人 材活躍推進コーディネーター 渡邊真弓 ②「高度外国人材採用活動における対面/オンラ イン面接のポイント」ジェトロ高度外国人材スペシャ リスト 高梨洋一 氏 ③「福岡外国人雇用サービスセンターの活用につ いて」 福岡外国人雇用サービスセンター 外国人 労働者専門官 岸原直樹 氏 主催：ジェトロ在九州・沖縄各事務所 共催：福岡労働局、福岡外国人雇用サービスセン ター 10/23: 貿易実務講座「英文 E-mail 講座～オンラ イン時代に求められる英語力を鍛える」 場所：佐世保商工会議所 講師：トレド・コンシエルジュ Street Smart 代表 法崎由昭 氏 主催：(公財)日本関税協会長崎・門司支部、(一 社)長崎県貿易協会、佐世保商工会議所、 佐世保港貿易振興協会、ジェトロ長崎	【講演会・セミナー等の開催】 11/12: ワークショップ「日 EU/TPP11 利用における 原産性立証書類の作成方法」 場所：オンライン(WEB セミナー) 講師：東京共同会計事務所 トレド・コンプライア ンス部 志摩美帆 氏 主催：ジェトロ長崎 後援：長崎県、商工中金長崎支店、日本政策金 融公庫長崎支店、十八親和銀行 11/13: 留学生「人財」セミナー 場所：オンライン(WEB セミナー) 講師と内容： ①「学生の就職活動について」ヤングハローワーク 長崎 神原清美秘書課指導官、安部敦美就職 支援ナビゲーター ②「高度外国人材の採用・育成・定着について」ジ ェトロ長崎 所長 松尾修二、ジェトロ福岡 高度外 国人材活躍推進コーディネーター 渡邊真弓 ③「留学生を雇用するにあたっての諸条件」 梅枝行政書士事務所 行政書士梅枝真一郎 氏 主催：長崎留学生支援センター 共催：長崎インターンシップ協議会、ジェトロ長崎 11/16: 対米輸出強化に向けたセミナー、個別相 談会 場所：五島手延うどん協同組合(新上五島町) 講師：グローバルエージェンシー 代表 村井京太 氏

別添①

第 1 四 半 期	第 2 四 半 期	第 3 四 半 期	第 4 四 半 期
【講演会・セミナー等の開催】	【講演会・セミナー等の開催】 ～前ページからの続き～ ②「輸出商談に向けたスキルアップ」 日本食品海外プロモーションセンター(JFOODO) フィードバックセミナー 鷲津 浩 ③「個別相談会」①と②の講師が対応 主催：ジェトロ長崎 共催：長崎県 後援：長崎市、長崎港活性化センター、商工中金長崎支店、日本政策金融公庫長崎支店、農林中央金庫長崎支店、十八銀行、親和銀行 8/27：青果物輸出セミナー 場所：愛の夢未来センター（講師と会場をオンラインで繋ぎ実施） 講師： ①「日本の青果物を世界に」ジェトロ農林水産食品部農林産品支援課 市川武史 ②「植物の輸出投資について」農林水産省門司植物防疫所福岡支所長崎出張所担当者 主催：ジェトロ長崎 共催：雲仙市 9/23：貿易実務講座「初めての貿易実務営業」 場所：オンライン(WEB セミナー) 講師：中矢一虎 法務事務所(司法書士 行政書士)代表 中矢一虎 氏 主催：長崎市、(公財)日本関税協会長崎支部、(一社)長崎県貿易協会、長崎港活性化センター、ジェトロ長崎	【講演会・セミナー等の開催】 11/9：貿易実務講座「三国間の実務と応用」 場所：長崎商工会議所 講師：中矢一虎 法務事務所(司法書士 行政書士)代表 中矢一虎 氏 主催：長崎市、(公財)日本関税協会長崎支部、(一社)長崎県貿易協会、長崎港活性化センター、ジェトロ長崎 11/11、13：「食品輸出個別相談会～成約に繋がる商品作りのヒント～」アローアップ相談会 場所：オンライン(WEB 相談会) 対応者：榎久世 海外事業推進部 部長 堀川 貴広 氏、ジェトロ輸出プロモーター事業 専門家 松下 聡 氏 主催：ジェトロ長崎 11/18：「海外ビジネスと新型コロナウイルス」 場所：長崎県立大学佐世保校 (サテライト会場：長崎県立大学シーボルト校) <第一部> ①「新型コロナウイルス感染拡大の海外ビジネスへの影響～ジェトロ世界貿易投資報告 2020 年版より～」ジェトロ国際経済課 課長代理 古川 祐 ②「長崎県立大学のグローバル人材育成の取り組み」長崎県立大学 経営学部 国際経営学科 学科長(教授) 岩重雅彦 氏 ③「長崎県企業の海外展開の取り組みとジェトロの支援策」ジェトロ長崎 所長 松尾修二 <第二部> ワークショップ「コロナ禍での対応とチームビルディングの重要性」 講師：大阪鋼管㈱代表取締役社長 坂根教 氏 主催：長崎県立大学、ジェトロ長崎 後援：長崎県、佐世保市、佐世保商工会議所、佐世保貿易振興協会、十八銀行、商工中金佐世保支店、日本政策金融公庫長崎支店、佐世保支店	【講演会・セミナー等の開催】 1/21：輸出契約におけるリスク対策セミナー、個別相談会 場所：オンライン(WEB セミナー) 講師：明倫国際法律事務所 代表弁護士・弁護士 田中雅敏 氏 主催：ジェトロ長崎 後援：長崎県、長崎市、長崎県貿易協会、長崎港活性化センター、商工中金長崎支店、日本政策金融公庫長崎支店、十八銀行 2/1：対米輸出にかかる個別相談会(企業訪問) 場所：県内企業各社 講師：グローバルエージェンシー 代表 村井京太 氏 内容：対米輸出に係る留意点、現地規制等 主催：ジェトロ長崎 3/11～15：食品輸出オンライン商談会 場所：オンライン(WEB 商談会) 南談先：榎久世 海外事業推進部 部長 堀川 貴広 氏、ジェトロ輸出プロモーター事業 専門家 松下 聡 氏 第二回「伝わる！オンライン時代の海外向けプレゼン資料、WEBサイト制作」個別相談会 講師：株式会社 Strategy & Design Labo 代表取締役 小末尚史 氏 <長崎会場> 実施日：3/17、18 場所：ジェトロ長崎 <佐世保会場> 実施日：3月19日 場所：佐世保商工会議所

第 1 四 半 期	第 2 四 半 期	第 3 四 半 期	第 4 四 半 期
【 講演会・セミナー等の開催 】	【 講演会・セミナー等の開催 】	【 講演会・セミナー等の開催 】 11/25、26:伝わる！オンライン時代の海外向けプレゼン資料、ウェブサイト制作個別相談会 講師:株式会社 Strategy & Design Labo 代表取締役 小本曾尚史 氏 場所:ジェトロ長崎 主催:ジェトロ長崎 12/17:食品輸出個別相談会〜成約に繋がる商品作りのヒント〜フォローアップ相談会 場所:オンライン(Web 相談会) 対応者:梶久世 海外事業推進部 部長 堀川 貴広 氏、ジェトロ輸出プロモーター事業 専門家 松下 聡 氏 12/22:上海におけるコロナ禍の経済活動と今後 場所:オンライン(Web セミナー) 講師:ジェトロ上海 海外投資アドバイザー 王鶴(おう えん) 主催:大分県アジアビジネス研究会、ジェトロ 大分・長崎 後援:長崎県、長崎市、佐世保市、長崎県貿易協会、長崎港活性化センター、商工中金長崎支店、日本政策金融公庫長崎支店、十八親和銀行、大分県、大分市、大分県貿易協会、大分商工会議所、商工中金大分支店、大分銀行 日本政策金融公庫大分支店、大分銀行	【 講演会・セミナー等の開催 】

第 1 四 半 期	第 2 四 半 期	第 3 四 半 期	第 4 四 半 期
【個別企業向け支援事業】 ・輸出プロモーター事業(農林水産・食品対象) ・JAPAN MALL 事業 ・バーチャル展示会(JAPAN STREET) ・新輸出大国コンソーシアム事業 ・高度外国人材活躍推進コーディネーターによる伴走型支援事業 ・EU、TPP 諸国および米国向け検査支援事業(農林水産・食品対象)	【個別企業向け支援事業】 ・輸出プロモーター事業(農林水産・食品対象) ・JAPAN MALL 事業 ・バーチャル展示会(JAPAN STREET) ・新輸出大国コンソーシアム事業 ・高度外国人材活躍推進コーディネーターによる伴走型支援事業	【個別企業向け支援事業】 ・輸出プロモーター事業(農林水産・食品対象) ・JAPAN MALL 事業 ・バーチャル展示会(JAPAN STREET) ・新輸出大国コンソーシアム事業 ・高度外国人材活躍推進コーディネーターによる伴走型支援事業	【個別企業向け支援事業】 ・輸出プロモーター事業(農林水産・食品対象) ・JAPAN MALL 事業 ・バーチャル展示会(JAPAN STREET) ・新輸出大国コンソーシアム事業 ・高度外国人材活躍推進コーディネーターによる伴走型支援事業
【他団体が開催する商談会・セミナーへの協力】 6/25:長崎商工会議所青年部有志の会合 協力内容:講師派遣 主催:長崎商工会議所青年部	【他団体が開催する商談会・セミナーへの協力】 8/5:長崎県立大学 国際経営学科 海外事情講座 協力内容:講師派遣 主催:長崎県立大学	【他団体が開催する商談会・セミナーへの協力】 10/27、28:魅力発信!ながさき商談会 2020 協力内容:後援、相談ブースを出展 主催:長崎県商工会連合会・日本政策金融公庫・長崎県信用保証協会	【他団体が開催する商談会・セミナーへの協力】

2020年度
「JETRO NAGASAKI通信」一覧

他団体からの依頼により発信したもの

No.	日付	JETRO NAGASAKI通信タイトル
第1信	4月8日	海外におけるEO販売プロジェクト(JAPAN MALL事業)2020年度の参加者募集のご案内
第2信	4月8日	「クールジャパン海外需要促進事業」募集と新刊のご案内
第3信	4月15日	2020年度出展海外見本市、海外商談会、国内商談会、セミナーの計画のご案内(農林水産物・食品分野)
第4信	4月16日	新型コロナウイルス関連相談窓口・特設サイト、新刊のご案内
第5信	4月20日	「新型コロナウイルス感染拡大に対する現地日系企業の対応」のご案内
第6信	4月27日	「貿易実務オンライン講座」のご案内
第7信	4月28日	第三回中国国際輸入博覧会(医療機器・医薬保健分野)ジャパン・パビリオンのご案内
第8信	4月30日	地域・分析レポートのご紹介～米中摩擦でグローバルサプライチェーンはどうか～
第9信	5月11日	WEBセミナーのご案内 <1>高度外国人材活躍推進・新型コロナ対策<2>コロナ後を見据えた海外展開
第10信	5月11日	「中国国際輸入博・食品分野の出品募集」、「医療機器・医薬保健分野の締切延長」、「海外への輸出を希望する県産品の募集(長崎県)期間延長」のご案内
第11信	5月12日	アジア 日本農水産物・食品輸出オンライン商談会2020参加者募集のご案内
第12信	5月12日	中小企業等海外侵害対策支援事業の公募開始のご案内
第13信	5月12日	香港最大級の国際総合食品見本市「Food Expo 2020」ジャパンパビリオン出品者募集のご案内
第14信	5月14日	アセアン市場販路開拓 マッチング常設展事業(ハノイ)のご案内
第15信	5月19日	海外ビジネス支援セミナーのご案内(web版・申し込み不要)
第16信	5月27日	海外サプライチェーン多元化等支援事業第一回公募(設備導入補助型)のご案内
第17信	5月28日	高度外国人材活躍推進オンラインワークショップのご案内
第18信	5月29日	「中国EO市場の現状を知る」WEBセミナーのご案内
第19信	6月4日	食品検査・ラベル翻訳支援サービス、輸出有望商品の発掘・テスト販売事業のご案内
第20信	6月4日	webセミナー「海外ビジネス支援セミナー」のご案内(再)
第21信	6月11日	ウェブセミナーのご案内「海外市場とコロナ影響後の日本産食品の可能性」
第22信	6月18日	食品見本市(パリ、シンガポール、中国・青島)のご案内
第23信	6月23日	食品輸出商談会、外国出願支援、起業家育成プログラムのご案内
第24信	6月23日	「中国EOの概況とJAPANMALL事業」セミナーのご案内
第25信	6月24日	「商談スキルセミナー～農水産物・食品の輸出戦略～」のご案内
第26信	7月1日	【webセミナー】海外ビジネス支援セミナー第2弾、人材育成塾のご案内
第27信	7月7日	食品見本市(上海)出品者募集のご案内(オンライン商談可能)
第28信	7月8日	ASEANセミナーおよび九州・沖縄企業意見交換会(web)、海外展開支援、高度外国人材活用支援の申込受付のご案内
第29信	7月17日	「オンラインキャラバン(中国)」出品者募集のご案内
第30信	7月17日	中小企業のための模倣品・買戻出願対策セミナー(web)、途上国における民間技術の活用可能性に係る情報収集・調査のご案内
第31信	7月31日	食品輸出オンライン商談会、海外見本市(オンライン方式)参加者および出品者募集のご案内
第32信	8月5日	農水産物・食品輸出オンライン商談会(広州、世界各国)のご案内
第33信	8月11日	青果物輸出セミナーのご案内
第34信	8月11日	オンライン説明会、webセミナー、高度外国人材関心企業情報のご案内
第35信	8月13日	ホーチミン農水産物・食品輸出商談会、日本食関連セミナー(パリ、ミラノ、ロンドン、ベルリン、ロシア)のご案内
第36信	8月20日	オンライン日本農水産物・食品輸出商談会(北欧・中東欧)、オンライン食品総合見本市(ドバイ)のご案内
第37信	8月25日	貿易実務講座「初めての貿易実務営業」のご案内(web「ライブ」セミナー)

2020年度
「JETRO NAGASAKI通信」一覧

No.	日付	他団体からの依頼により発信したもの
		JETRO NAGASAKI通信タイトル
第38信	9月1日	BtoBオンライン展示会の出展・プロモーション支援のご案内
第39信	9月3日	水産見本市(ボストン)、JAPAN MALL事業(EO販売)のご案内
第40信	9月9日	貿易実務講座「英文E-mail講座～オンライン時代に求められる英語力を鍛える」のご案内
第41信	9月10日	「オンライン商談会(ドンドンドンキ)2020」について(長崎県からのご案内)
第42信	9月23日	2020年度 経済産業省「国際化促進インターンシップ事業」オンラインインターンシップのご案内
第43信	10月6日	「東南アジア地域におけるオンラインでのビジネスマッチング支援」について(長崎県からのご案内)
第44信	10月9日	貿易実務講座「三國間貿易の実務と応用」のご案内
第45信	10月12日	【オンライン】食品商談会in沖縄、香港食品サンプル常設展・商談のご案内
第46信	10月12日	【web】「中国における専利・商標模倣品対策セミナー」のご案内(特許庁模倣品対策委託事業)
第47信	10月19日	【オンライン】オーストラリア大手バイヤー「Endeavour Group」との 日本産酒類商談会のご案内(国税局事業)
第48信	10月22日	中国(青島)国際輸入消費品博覧会ジャパンパビリオンのご案内
第49信	10月26日	製造業専門オンライン展示会「VirtualExpo」出展支援プログラムのご案内
第50信	10月26日	長崎県立大学×ジェトロ長崎公開講座「海外ビジネスと新型コロナウイルス」のご案内
第51信	10月28日	貿易実務講座「三國間貿易の実務と応用」のご案内(再)
第52信	10月29日	「伝わる！オンライン時代の海外向けプレゼン資料、ウェブサイト制作」個別相談会のご案内
第53信	11月10日	長崎県立大学×ジェトロ長崎公開講座「海外ビジネスと新型コロナウイルス」のご案内(再送)
第54信	11月20日	ジェトロ食品輸出オンライン商談会、オンラインセミナー、焼酎・泡盛オンライン商談会のご案内
第55信	11月25日	「商社マッチングin東京」のご案内
第56信	11月30日	「海外知的財産権最新情勢セミナー」、「eoplaza及びEO21出展支援プログラム」申込期間延長のご案内
第57信	12月4日	(WEBセミナー)「日EU EPA/TPP11原産地証明書の作り方ワークショップ・個別相談会」のご案内
第58信	12月9日	上海ビジネスオンラインセミナー「上海におけるコロナ禍の経済活動と今後」のご案内
第59信	12月11日	「ワールドビジネスオンラインマッチング2021」のご案内
第60信	12月15日	「日中機械分野オンライン商談会」のご案内
第61信	12月18日	(WEBセミナー)「日EU EPA/TPP11原産地証明書の作り方ワークショップ・個別相談会」のご案内(再送)
第62信	12月18日	上海ビジネスオンラインセミナー「上海におけるコロナ禍の経済活動と今後」のご案内(再送)
第63信	12月23日	「日本の焼酎・泡盛を世界のSHOCHU・AWAMORIへ」プロジェクト参加登録のご案内
第64信	12月23日	「輸出契約におけるリスク対策」セミナー&個別相談会のご案内
第65信	12月25日	「JETRO ONLINE JOB FAIR 2021 SPRING」、留学生「人材」活用セミナーのご案内
第66信	1月5日	常時オンライン商談マッチングのご案内
第67信	1月8日	【オンライン】高齢者産業商談会、機械生産設備商談会、日米貿易協定ウェビナー、クラウドファンディング活用事業のご案内
第68信	1月12日	「輸出契約におけるリスク対策」セミナー&個別相談会会場変更のお知らせ
第69信	2月3日	【オンライン】中国、タイ、ベトナムにおける営業秘密漏えい対策セミナー、国際シンポジウムのご案内
第70信	2月10日	中東ベンチャーキャピタル(投資と連携)ウェビナー、水産引き合い情報・オンライン商談会のご案内
第71信	2月16日	日中文房具オンライン商談会のご案内
第72信	2月22日	新ビジネス・プラットフォーム(J-Bridge)会員募集、米国大手製菓会社との交流会(WEBセミナー)のご案内
第73信	3月2日	地域産品ブランディングセミナー、商品引き合いのご案内
第74信	3月2日	第2回「伝わる！オンライン時代の海外向けプレゼン資料、ウェブサイト制作」個別相談会のご案内
第75信	3月24日	日本商事仲裁協会(JOAA)ウェビナーのご案内

2020年度 貿易・投資相談実施状況 (ジェトロ長崎貿易情報センター)

相対目的	貿易	投資	その他	合計
	347	14	23	384

対応形態	来訪	電話	E-mail	出張相談	展示会等	Web調査	Web面談	合計
	62	150	150	16	2	3	1	384

2. 相対目的	地域分類	アジア														中東				ロシア・CIS		欧州										北米		中南米		アフリカ		不明	全地域	合計							
		日本	中国	台湾	シンガポール	香港	韓国	ベトナム	タイ	フィリピン	インドネシア	マレーシア	ASEAN	国指定なし「アジア」	アラブ首長国連邦	イラク	サウジアラビア	国指定なし「中東」	ロシア	ウクライナ	ロシア・CIS計	フランス	オランダ	ドイツ	スイス	英国	ベルギー	EU	国指定なし「欧州」	米国	北米計	ブラジル	メキシコ	エクアドル	中南米計	エジプト	カメルーン				国指定なし「アフリカ」	アフリカ計					
3. 案件数	なし・不明	8	3			1		1					14					0		0				1			2	2	1	2			0		3	2	22										
	農林漁業・食料品	30	32	22	12	11	7	5	4		1	1		8	4	137	3		1	1	5		2	2	9	1	1			1	9	8		29	27		0	3	3	227							
	繊維皮革	6	3				1	2						12					2	0	2										0		0	0	0	0	0	0	14								
	鉱業金属						1							1					2	0	0									0		0	0	0	0	0	0	3									
	化学	12	1			1					1			1	16				0		0		1						2	2	1	3		0	1	1	23										
	機械	2					2	2						7				1	0		0								1	1	0	3	1	4		0	1	14									
	電気・電子機械	6					1				1			8				0		0									0	0	0	0	0	0	0	0	0	8									
	輸送機械	2												2				0		0									0	0	0	0	0	0	0	0	0	4									
	木材・家具住宅	1												1				0		0					2				2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1								
	鉄鋼	6	2										1	9				0		0		0			1			1	2	0	0	0	0	0	0	0	3	2	16								
	運輸・通信・貿易	2											1	3				0		0									0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4								
	IT (通信除く)	1								1				2				0		0									0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2								
	サービス	3	2							1	1			7				0		0	1	1	1	1					4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13								
その他	7	1		1			1						10				0		0									8	2	0					1	1	2	15									
空白	2	5	2	1			1						11				0		0		2							3	2	0	2	2	0	0	0	0	4	1	21								
	総計 (B)	88	49	22	15	14	12	12	6	2	2	1	1	1	1	1	4	240	3	2	2	1	8	2	2	4	10	5	5	2	1	10	9	43	33	33	5	3	1	8	6	0	2	6	40	2	387

[illegible]

2020年度 ジェトロ海外事務所におけるブリーフィングサービス一覧

	依頼者	担当事務所	ブリーフィング依頼事項
1	企業	パリ(フランス)	一般経済事情
2	企業	香港(中国)	一般経済事情
3	企業	パリ(フランス)	一般経済事情
4	企業	ラオス(ビエンチャン)	一般経済事情
5	企業	ハノイ(ベトナム)	一般経済事情
6	企業	ホーチミン(ベトナム)	一般経済事情

2021 年度

収支予算見通し

(2021 年 4 月 1 日～2022 年 3 月 31 日)

日本貿易振興機構(ジェトロ)
長崎貿易情報センター

(単位:円)

科 目	2021年度分担額
国庫	A
地方自治体分担金	15,738,000
長 崎 県	11,615,000
長 崎 市	1,923,000
佐 世 保 市	950,000
島 原 市	100,000
諫 早 市	100,000
大 村 市	150,000
西 海 市	200,000
雲 仙 市	200,000
長 与 町	100,000
波 佐 見 町	100,000
新上五島町	300,000

2021年度
(令和3年度)

(単位:千円)

科 目	金額	分担区分	
		国 庫	地方自治体
貿易情報センター費	30,506+A	14,768+A	15,738
基礎的活動経費 合計	28,545	14,768	13,777
1 人件費	24,848	12,424	12,424
(1)所長及び所員	(19,600)	(9,800)	(9,800)
(2)非常勤嘱託員	(2,800)	(1,400)	(1,400)
(3)派遣職員	(2,448)	(1,224)	(1,224)
2 管理費	3,697	2,344	1,353
(1)借館料(共益費等を除く)	(878)	(439)	(439)
(2)赴帰任旅費			
(3)事務諸費(共益費等を含む)	(1,088)	(544)	(544)
(4)事務所運営強化促進費	(682)	(341)	(341)
(5)システム管理運営費	(58)	(29)	(29)
(6)借上住宅費	(991)	(991)	
事業費 合計	1,961+A	A	1,961
3 地方事業費	1,961		1,961
4 対日投資促進、農林水産物・食品の輸出促進、 中堅・中小企業など我が国企業の海外展開支援等	A	A	

* 基礎的活動経費(人件費、借館料、事務諸費、事務所運営強化促進費、システム管理運営費)
は自治体と国庫の折半対象。

2022 年度

収支予算見通し(案)

(2022 年 4 月 1 日～2023 年 3 月 31 日)

日本貿易振興機構(ジェトロ)
長崎貿易情報センター

2022年度
(令和4年度)

(単位:円)	
科 目	2022年度分担額
国庫	A
地方自治体分担金	17,319,000
長 崎 県	8,659,500
各市町	8,659,500

(単位:千円)			
科 目	金 額	分担区分	
		国 庫	地方自治体
貿易情報センター費	32,629+A	15,310+A	17,319
基礎的活動経費 合計	29,629	15,310	14,319
1 人件費	25,394	12,697	12,697
(1)所長及び所員	(19,794)	(9,897)	(9,897)
(2)非常勤嘱託員	(2,800)	(1,400)	(1,400)
(3)非常勤嘱託員	(2,800)	(1,400)	(1,400)
2 管理費	4,235	2,613	1,622
(1)借館料(共益費等を除く)	(878)	(439)	(439)
(2)赴帰任旅費			
(3)事務諸費(共益費等を含む)	(1,626)	(813)	(813)
(4)事務所運営強化促進費	(682)	(341)	(341)
(5)システム管理運営費	(58)	(29)	(29)
(6)借上住宅費	(991)	(991)	
事業費 合計	3,000+A	A	3,000
3 地方事業費	3,000		3,000
4 対日投資促進、農林水産物・食品の輸出促進、 中堅・中小企業など我が国企業の海外展開支援等	A	A	

* 基礎的活動経費(人件費、借館料、事務諸費、事務所運営強化促進費、システム管理運営費)

ジェトロ国内事務所地元負担増への対応に関する調査

県名	現在の地元負担額(単位:千円)						
	(1)県負担額		(2)市町村負担額		(3)その他負担額		合計
01 北海道	30,537	66.7%	15,269	33.3%	0	0.0%	45,806
02 青森県	13,312	72.2%	5,114	27.8%	0	0.0%	18,427
03 岩手県	10,580	77.3%	3,101	22.7%	0	0.0%	13,682
04 宮城県	12,000	80.6%	2,894	19.4%	0	0.0%	14,894
05 秋田県	13,831	75.0%	4,610	25.0%	0	0.0%	18,441
06 山形県	11,032	72.9%	4,110	27.1%	0	0.0%	15,142
07 福島県	12,171	75.0%	4,057	25.0%	0	0.0%	16,228
08 茨城県	12,235	65.5%	3,430	18.4%	3,000	16.1%	18,666
09 栃木県	11,330	73.6%	2,470	16.0%	1,600	0.0%	15,400
10 群馬県	8,775	43.9%	8,775	43.9%	2,450	12.2%	20,000
11 埼玉県							
12 千葉県	18,985	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	18,986
13 東京都							
14 神奈川県	15,969	71.2%	4,951	22.1%	1,500	6.7%	22,420
15 新潟県	7,177	50.0%	7,177	50.0%	0	0.0%	14,354
16 富山県	17,290	80.0%	3,945	18.3%	378	1.7%	21,613
17 石川県	11,026	61.9%	6,798	38.1%	0	0.0%	17,825
18 福井県	9,800	64.9%	0	0.0%	5,300	35.1%	15,101
19 山梨県	10,000	75.8%	600	4.5%	2,600	19.7%	13,200
20 長野県(長野)	19,829	78.5%	5,438	21.5%	0	0.0%	25,267
21 岐阜県	10,000	59.2%	6,890	40.8%	0	0.0%	16,890
22 静岡県(静岡)	10,419	50.0%	10,419	50.0%	0	0.0%	20,838
22 静岡県(浜松)	10,187	50.0%	10,187	50.0%	0	0.0%	20,374
23 愛知県	12,000	34.2%	11,690	33.3%	11,443	32.6%	35,133
24 三重県	15,201	79.1%	4,025	20.9%	0	0.0%	19,227
25 滋賀県	19,200	96.0%		0.0%	800	4.0%	20,000
26 京都府	14,059	60.8%	9,059	39.2%	0	0.0%	23,118
27 大阪府	23,144	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	23,144
28 兵庫県	10,000	37.7%	16,522	62.3%	0	0.0%	26,522
29 奈良県	13,980	69.9%	3,000	15.0%	3,020	15.1%	20,000
30 和歌山県	16,000	80.0%	4,000	20.0%		0.0%	20,000
31 鳥取県	13,226	80.0%	3,306	20.0%	0	0.0%	16,533
32 島根県	13,683	94.1%	855	5.9%		0.0%	14,538
33 岡山県	12,555	72.6%	4,730	27.4%	0	0.0%	17,285
34 広島県	11,000	61.9%	6,485	36.6%	274	1.5%	17,760
35 山口県	12,373	76.6%	2,970	18.4%	800	5.0%	16,143
36 徳島県	10,019	96.2%	199	1.9%	200	1.9%	10,419
37 香川県	22,986	94.6%	1,316	5.4%	0	0.0%	24,302
38 愛媛県	12,003	82.1%	2,397	16.4%	219	1.5%	14,619
39 高知県	11,503	65.6%	2,034	11.6%	4,000	22.8%	17,537
40 福岡県(福岡)	6,724	67.4%	3,255	32.6%	0	0.0%	9,979
40 福岡県(北九州)	1,774	8.2%	19,957	91.8%	0	0.0%	21,731
41 佐賀県	25,515	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	25,515
42 長崎県	12,015	76.3%	3,723	23.7%	0	0.0%	15,738
43 熊本県	8,500	73.3%	3,090	26.7%	0	0.0%	11,590
44 大分県	18,905	89.6%	2,200	10.4%	0	0.0%	21,105
45 宮崎県	14,665	71.3%	3,940	19.2%	1,969	9.6%	20,574
46 鹿児島県	10,295	71.6%	4,075	28.4%	0	0.0%	14,370
47 沖縄県	15,504	95.0%	822	5.0%	0	0.0%	16,327
合 計	633,314	70.6%	223,885	25.0%	39,553	4.4%	896,763

※ その他負担額は
商工会や輸出促進協議会など

【更新】自治体情報セキュリティクラウド運営費等負担金について（概要）

1 負担金名等

自治体情報セキュリティクラウド運営費等負担金

2 趣旨

平成 28 年度に県及び全市町での共同調達で導入した長崎県自治体情報セキュリティクラウドについて、令和 3 年度末で契約満了となる中、総務省が示す新たなセキュリティ要件を満たす次期長崎県自治体情報セキュリティクラウドを構築することとしている。

構築にあたっては、賛同する団体による共同調達・共同利用を行うことで、セキュリティレベルの強化・標準化及びコストメリット並びに職員の負担軽減を図るものであり、具体的には県が調整窓口となり、県市町を取りまとめて一括調達するスキームとなる。

なお、そのようなメリットがあることから、全市町から参加意向があっている。

3 これまでの審議結果

○ 平成 28 年 11 月負担金等適正化委員会審議結果

本来は県：市町＝1：1 の負担割合を適用すべきものであるが、今回は協議が進んでいた経緯があることから例外として取扱い、負担金額については、県、市町の区分なく、均等割：人口割＝4：6 による算出とする。なお、平成 30 年度以降の負担金額については、市長会事務局が窓口となり改めて協議を行うこととする。



（波線部分の協議）

○ 平成 29 年 11 月負担金等適正化委員会審議結果

現在、委託契約を締結している平成 33 年度（令和 3 年度）までの期間については、特例として、県、市町の区別なく、均等割 40%、人口割 60%により負担金を算出する。なお、平成 34 年度（令和 4 年度）以降の取扱いについては、原則として、県：市町の負担割合は 1：1 とする。

4 負担割合の考え方

本件は本来、各団体が個別に実施すべきセキュリティ対策業務について、対策システムを共同調達・共同利用するもので、県は他団体の代理として設計・調達・維持管理業務を実施するものであり、その費用は参加団体において平等に負担する。

また、負担割合において、規模によらず導入に必要な費用が約 4 割を占めることから、現行どおりの負担割合（均等割 40%及び人口割 60%）とする。

5 構築費用の負担方法について

令和 4 年度からの導入に向け、長崎県では R3 年度に構築を行う予定であり、R3 年 6 月に予算計上済みである。その財源は 1/2 の国庫補助（上限額あり）が措置され、また県の普通交付税において、国庫補助に対応する 1/2 の一般財源相当分が算定されている。

このようなことから、構築費用に関しては、国庫補助上限額を超える場合に限り、参加団体での按分対象となる。

なお、実際の手法は、R3 年度の構築費用全てを県が支出し、市町負担分を次年度以降に市町の運営費用に上乗せする手法となる。

【参考資料】

- (1) 長崎県情報システム課からの依頼文【資料 4-1】
- (2) 次期長崎県自治体情報セキュリティクラウド概要【資料 4-2】
- (3) 第 90 回及び第 91 回負担金等適正化委員会の審議結果【資料 4-3】
- (4) 現行の負担割合【資料 4-4】
- (5) 次期セキュリティクラウドに係る負担金(案)に係る県の考え【資料 4-5】
- (6) 事業費用の全体【資料 4-6】

3 情シス第 9 号
令和 3 年 8 月 10 日

長崎県市長会事務局長 様

長崎県情報システム課長



次期長崎県自治体情報セキュリティクラウドに係る市町負担金について（依頼）

日ごろから本県の情報政策の推進に多大な御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

県では、総務省の通知に基づき、平成 28 年度に長崎県自治体情報セキュリティクラウドを県及び 21 市町共同で調達し、利用してまいりました。令和 3 年度末で現行の契約が満了となる中、総務省が示した新たなセキュリティ要件を満たした次期長崎県自治体情報セキュリティクラウドを構築したいと考えております。

本事業は、これまで各団体が個別に調達・運用していたインターネット接続に係るセキュリティ対策を、共同調達・共同利用することにより、セキュリティレベルの強化・標準化、共同調達によるコスト圧縮を図るものであり、次期長崎県自治体情報セキュリティクラウドについても引き続き全市町から参加意向をいただいておりますのは、セキュリティクラウドの共同調達・共同利用によるコストメリット及び職員の負担軽減をご理解いただいているものと考えております。

つきましては、次期長崎県自治体情報セキュリティクラウドに係る負担金のご協力を賜りたいと存じますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

添付資料

- （資料 1）概要説明資料
- （資料 2）現行の負担割合について
- （資料 3）負担金（県案）の考え方について
- （資料 4）事業費用の全体について



次期長崎県自治体情報セキュリティクラウドの概要について

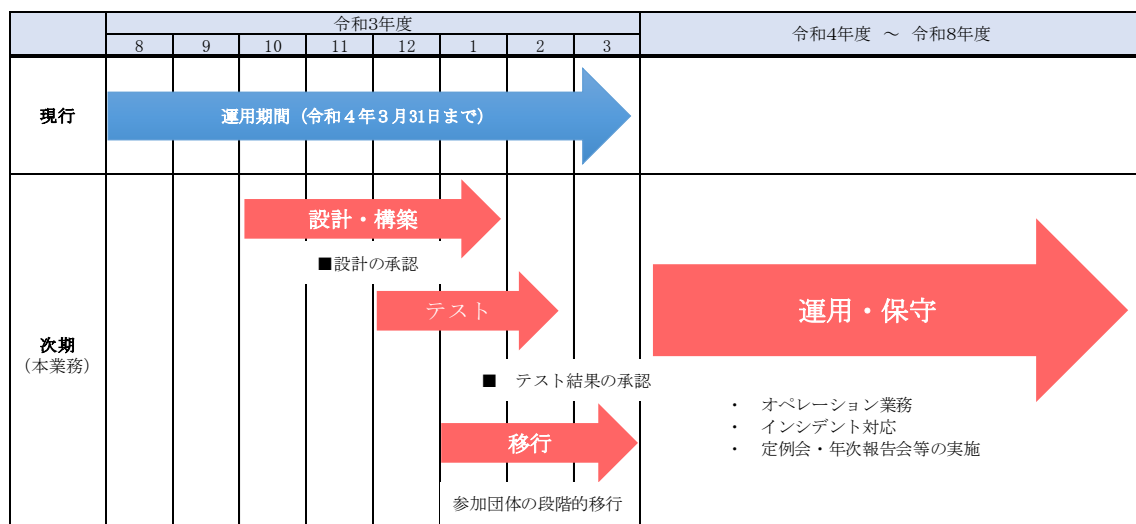
1 事業の概要

- ・ 総務省の通知^(※)に基づき、県及び県内市町共同の、インターネット接続にかかるセキュリティ基盤を構築・運用するもの。現行セキュリティクラウドは、平成 28 年度に構築、平成 29 年度から運用開始。
 - 都道府県が調整窓口となり、市町を取りまとめて一括調達するスキーム
 - ① 構築・運用コストの圧縮
 - ② セキュリティレベルの強化・標準化
 ※各団体ネットワーク内におけるセキュリティは、各々で実施
- ・ 高度かつ多重なセキュリティ対策機器等の導入及びセキュリティ技術者による 24 時間 365 日体制での通信ログ等確認により、団体毎にセキュリティ対策を実施していた平成 27 年度以前に比べて高度なセキュリティレベルを確保。
- ・ 令和 3 年度末の現行契約終了に合わせ、総務省が示した新たな要件に基づくセキュリティ基盤を調達しようとするもの。

(※) 平成 27 年 5 月に発生した日本年金機構の情報漏えい事案及びマイナンバー制度の施行を受け、全自治体のセキュリティ強化のため、総務省が全都道府県に、自治体情報セキュリティクラウドを構築するよう通知。

2 契約の概要

入札の形態	一般競争入札 (WTO)
入札参加資格 (案)	別紙のとおり
契約期間	契約日 (令和 3 年 10 月予定) ~ 令和 9 年 3 月 31 日まで
スケジュール	下記のとおり



3 次期セキュリティクラウドの特徴（現行セキュリティクラウドとの相違点）

① クラウドサービス利用型

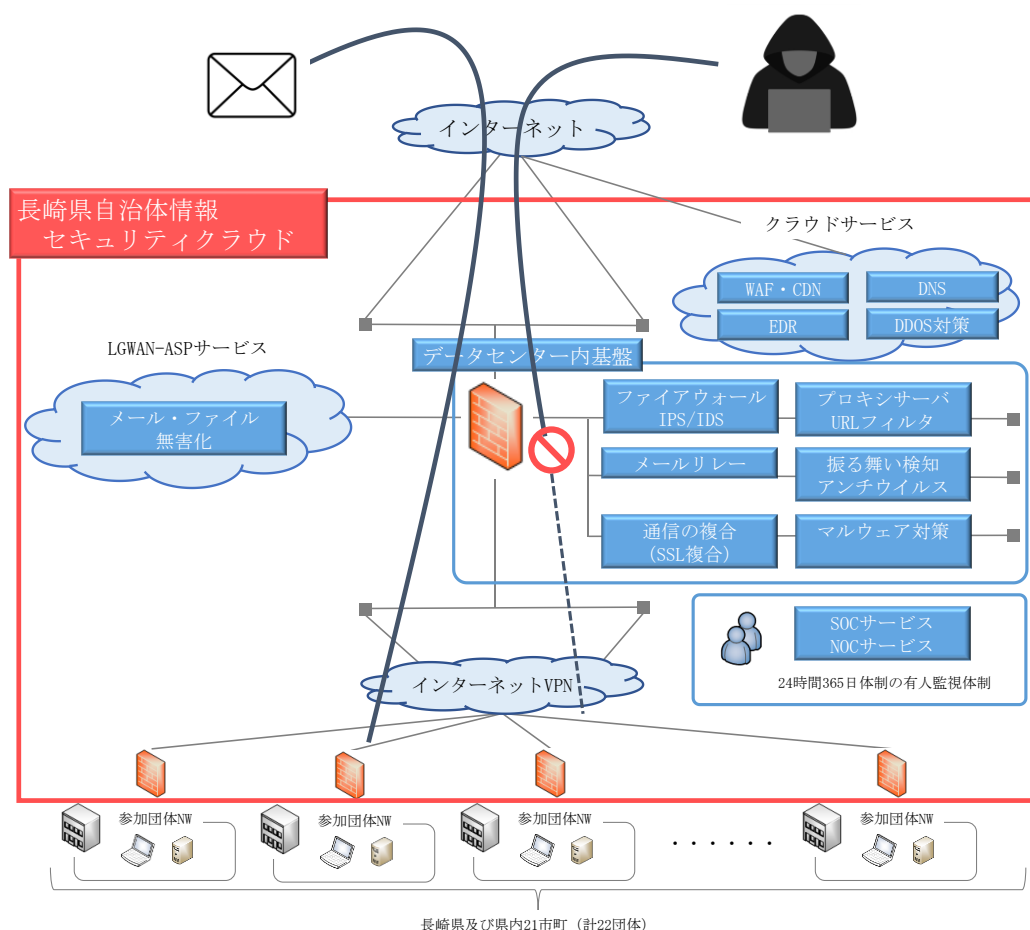
- ・ クラウドサービスにより実装可能なものは基本的に全て、クラウドサービスを利用する。（総務省の要件 クラウド・バイ・デフォルト）
- ・ 現行セキュリティクラウドにおいては、クラウドサービスの利用が一切認められておらず、長崎県独自に調達・構築した機器により運用していた。

② 公開 WEB サーバの追加セキュリティ対策

- ・ 大規模災害発生時等に、各団体のホームページ（WEB サーバ）が応答できない事態を防ぐため、WEB サーバのコピーを複数個所に配置する等の対策を実装。（CDN：ContentsDeliveryNetwork）
- ・ 上記対策により、不正プログラム等により意図的にアクセスを集中させ、応答できなくしようとするサイバー攻撃にも対応が可能。

4 現行セキュリティクラウドにおける検知・ブロックの状況（値は令和2年度実績）

① メールセキュリティ	・ 各団体がインターネットを介してやり取りする全メールについて、セキュリティチェックを実施 ・ 約1万5千件のマルウェア等を検知・ブロック
② 公開 WEB サーバの保護	・ 約1億件の通信を確認 ・ うち100万回の通信を遮断
③ 外部 WEB アクセス	・ 約72億件の通信を確認 ・ うち2,600万件の通信を遮断



5 次期セキュリティクラウドで実装する主な機能一覧

No	名称	対策内容
①	ファイアウォール	・ 送信元情報と送信先情報を元に、通信の許可・不許可を行い、不正な通信をブロックするもの
②	IDS (Intrusion Detection System) IPS (Intrusion Prevention System)	・ 通信の内容を詳細に監視し、①ファイアウォールだけでは検知できない不正な通信・アクセスをブロック（または警告）するもの
③	WAF (Web Application Firewall)	・ ①ファイアウォール、②IDS・IPS だけでは検知できない WEB アプリケーションの脆弱性（セキュリティ上の弱点）等を突いた攻撃をブロックするもの
④	CDN (Content Delivery Network)	・ インターネット上に、公開 WEB サーバ（例えば県公式 HP）のコピーを複数個所に配置する ・ 大量アクセス攻撃や災害による通信回線断発生時でも、接続可能なサーバがあればサービス継続
⑤	マルウェア対策	・ メール等に添付されているデータに、マルウェア（ウイルス）が含まれていないかを、パターンファイル（検体）を元に確認するもの ・ マルウェアが確認された場合は、隔離・除去等を行う
⑥	ふるまい検知	・ 攻撃されても実害が発生しない別領域（サンドボックス）において、実際の運用環境のようにプログラムをいったん実行させる ・ その挙動からマルウェアであると確認されたら、運用環境で実行させないための除去等を行なう ・ パターンファイル（検体）を元に判断するマルウェア対策では検知できないものも検知が可能
⑦	通信の復合対応	・ 暗号化された通信の中に不正通信がないかを確認するため、一旦暗号化を解除し、その通信に問題がないかを確認するもの
⑧	EDR (Endpoint Detection and Response)	・ パソコン等機器のウイルス感染防止に特化した従来の対策とは異なり、万が一、感染してしまった場合に、その拡大防止、侵入経路特定等をリアルタイムで行うもの
⑨	SOC (Security Operation Center) NOC (Network Operation Center)	・ セキュリティ、ネットワークの専門家が 24 時間 365 日体制で、通信ログ等を確認し、セキュリティ事故が発生した場合に、関係者への通報及び被害拡大防止対策等を実施するもの

28長市会第222号

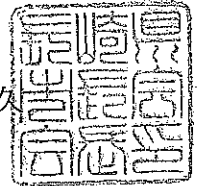
平成28年 11月30日

長崎県総務部長

上 田 裕 司 様

長崎県市長会

会長 田 上 富 久



第90回長崎県市長会負担金等適正化委員会審議結果について（通知）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、第90回長崎県市長会負担金等適正化委員会において審議された自治体情報セキュリティクラウド運用費平成29年度負担金について、その取扱いを保留としていましたが、協議が整ったことから、次のとおり審議結果を通知いたしますので、各市の厳しい財政状況をご理解いただき、今後とも運営の効率化に努めていただきますよう、お願い申し上げます。

（審議結果）

本来は県：市町＝1：1の負担割合を適用すべきものであるが、今回は協議が進んでいた経過があることから例外として取扱い、負担金額については、県、市町の区別なく、均等割：人口割＝4：6による算出とし、別紙①のとおりとする。

なお、平成30年度以降の負担金額については、市長会事務局が窓口となり改めて協議を行うこととする。

自治体情報セキュリティクラウド 運用費負担金

別紙①

【各市負担金の算出方法】

・負担額総額について、県、市、町の区別なく、均等割(40%)、人口割(60%)により各市負担金額を算出する。

負担総額 64,326千円

均等割額	1,170千円
人口割額	※各団体人口による

(各市負担金)

(単位：千円)

市 名		人口	平成29年度			率(%)
			均等割	人口割	計	
長 崎		429,508	1,170	6,017	7,187	11.2
佐 世 保		255,439	1,170	3,578	4,748	7.4
島 原		45,436	1,170	637	1,807	2.8
諫 早		138,078	1,170	1,934	3,104	4.8
大 村		92,757	1,170	1,299	2,469	3.8
平 戸		31,920	1,170	447	1,617	2.5
松 浦		23,309	1,170	327	1,497	2.3
対 馬		31,457	1,170	441	1,611	2.5
壱 岐		27,103	1,170	380	1,550	2.4
五 島		37,327	1,170	523	1,693	2.6
西 海		28,691	1,170	402	1,572	2.4
雲 仙		44,115	1,170	618	1,788	2.8
南 島 原		46,535	1,170	652	1,822	2.8
13市計		1,231,675	15,210	17,255	32,465	50.3
【参考】	長 与 町	42,548	1,170	596	1,766	2.7
	時 津 町	29,804	1,170	418	1,588	2.5
	東彼杵町	8,298	1,170	116	1,286	2.0
	川 棚 町	14,067	1,170	197	1,367	2.1
	波佐見町	14,891	1,170	209	1,379	2.1
	小値賀町	2,560	1,170	36	1,206	1.9
	佐々町	13,626	1,170	191	1,361	2.1
	新上五島町	19,718	1,170	276	1,446	2.2
	町 計	145,512	9,360	2,039	11,399	17.6
	長崎県	1,377,187	1,170	19,292	20,462	31.8
合計		2,754,374	25,740	38,586	64,326	100

※人口は平成27年国勢調査人口

割合

0.40

0.60

※県及び町分は参考記載である。

※率については、小数点第2位を四捨五入しているため、積上げが100とにならない

29長市会第155号

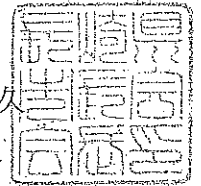
平成29年 11月21日

長崎県総務部長

吉 浜 隆 雄 様

長崎県市長会

会長 田 上 富 久



第91回長崎県市長会負担金等適正化委員会審議結果について（通知）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、第91回長崎県市長会負担金等適正化委員会において審議された自治体情報セキュリティクラウド運用費の平成30年度負担金について、次のとおり審議結果を通知いたしますので、各市の厳しい財政状況をご理解いただき、今後とも運営の効率化に努めていただきますよう、お願い申し上げます。

（審議結果）

現在、委託契約を締結している平成33年度までの期間については、特例として、承認する。

なお、平成34年度以降の取扱いについては、原則として、県：市町の負担割合は1：1とする。

長崎県自治体情報セキュリティクラウド運用費負担金

【各市負担金の算出方法】

- ・負担総額について、県、市、町の区別なく、均等割（40％）、人口割（60％）により負担金を算出する。

負担総額 64,326千円

均等割額	1,170千円
人口割額	※各団体人口による

(各市負担金)

(単位：千円)

市 名	人口	平成30年度			率(%)	
		均等割	人口割	計		
長 崎	429,508	1,170	6,017	7,187	11.2	
佐 世 保	255,439	1,170	3,578	4,748	7.4	
島 原	45,436	1,170	637	1,807	2.8	
諫 早	138,078	1,170	1,934	3,104	4.8	
大 村	92,757	1,170	1,299	2,469	3.8	
平 戸	31,920	1,170	447	1,617	2.5	
松 浦	23,309	1,170	327	1,497	2.3	
対 馬	31,457	1,170	441	1,611	2.5	
壱 岐	27,103	1,170	380	1,550	2.4	
五 島	37,327	1,170	523	1,693	2.6	
西 海	28,691	1,170	402	1,572	2.4	
雲 仙	44,115	1,170	618	1,788	2.8	
南 島 原	46,535	1,170	652	1,822	2.8	
13市計	1,231,675	15,210	17,255	32,465	50.3	
【参考】	長与町	42,548	1,170	596	1,766	2.7
	時津町	29,804	1,170	418	1,588	2.5
	東彼杵町	8,298	1,170	116	1,286	2.0
	川棚町	14,067	1,170	197	1,367	2.1
	波佐見町	14,891	1,170	209	1,379	2.1
	小値賀町	2,560	1,170	36	1,206	1.9
	佐々町	13,626	1,170	191	1,361	2.1
	新上五島町	19,718	1,170	276	1,446	2.2
	8町計	145,512	9,360	2,039	11,399	17.6
	長崎県	1,377,187	1,170	19,292	20,462	31.8
合計	2,754,374	25,740	38,586	64,326	100	

※人口は平成27年国勢調査人口

※率については、小数点第2位を四捨五入しているため、積上げが100とならない

現行の負担金割合について

資料4-4
資料2

【各市負担金の算出方法】

- ・ セキュリティクラウドの運用保守費用について、県、市、町の区別なく、
均等割（40％）、人口割（60％）により負担金を算出しています。

単年負担額 65,518千円

（人口割額（年額） 39,316千円）
（均等割額（年額） 26,202千円）

人口割額	※各団体人口による
均等割額	1,191千円

（単年度負担金）

（単位：千円）

市 名	人口	平成29年度～令和3年度			率(%)
		均等割	人口割	計	
長 崎	429,508	1,191	6,131	7,322	11.2
佐 世 保	255,439	1,191	3,646	4,837	7.4
島 原	45,436	1,191	649	1,840	2.8
諫 早	138,078	1,191	1,971	3,162	4.8
大 村	92,757	1,191	1,324	2,515	3.8
平 戸	31,920	1,191	456	1,647	2.5
松 浦	23,309	1,191	333	1,524	2.3
対 馬	31,457	1,191	449	1,640	2.5
壱 岐	27,103	1,191	387	1,578	2.4
五 島	37,327	1,191	533	1,724	2.6
西 海	28,691	1,191	410	1,601	2.4
雲 仙	44,115	1,191	630	1,821	2.8
南 島 原	46,535	1,191	664	1,855	2.8
長 与 町	42,548	1,191	607	1,798	2.7
時 津 町	29,804	1,191	425	1,616	2.5
東彼杵町	8,298	1,191	118	1,309	2.0
川 棚 町	14,067	1,191	201	1,392	2.1
波佐見町	14,891	1,191	213	1,404	2.1
小値賀町	2,560	1,191	37	1,228	1.9
佐 々 町	13,626	1,191	194	1,385	2.1
新上五島町	19,718	1,191	281	1,472	2.2
長崎県	1,377,187	1,191	19,657	20,848	31.8
合計	2,754,374	26,202	39,316	65,518	100.0

※人口は平成27年国勢調査人口による

次期セキュリティクラウドに係る負担金（案）に係る県の考えについて

1. 負担の構成と考え方

共同調達・共同利用であることから、利用量を加味した負担とさせていただきたい。

- ・ 本事業は、各団体が個別に調達・運用していたインターネット接続に係るセキュリティ対策を、都道府県以上の広域単位で共同調達・共同利用することにより、①セキュリティレベルの強化・標準化、②共同調達によるコスト圧縮を図るものです。
- ・ 本来、各団体が実施すべきセキュリティ対策について、上記の理由により参加団体の1つである県が他団体の代理として設計・調達・維持管理業務を負担しているものであり、その費用は、利用量に応じて各団体が負担すべきものと考えております。
- ・ セキュリティクラウドへの参加は任意であり、総務省が示す要件を満たすことができれば、セキュリティクラウドに参加することなく、団体各自でのセキュリティ対策が認められています。
- ・ 任意参加であるにも関わらず、現行セキュリティクラウドは21市町全てが参加し、次期セキュリティクラウドについても引き続き参加意向をいただいておりますのは、セキュリティクラウドの共同調達・共同利用によるコストメリット及び職員の負担軽減をご理解いただいているものと考えております。

(参考資料)

【別紙1】

現行セキュリティクラウドの通信量実績について

【別紙2】

九州各県における県・市町の負担割合について

【別紙3】

各団体がセキュリティクラウド相当の基盤を独自に調達した場合の費用
(ベンダーによる試算)

2. 負担金の割合（案）について

- 前項記載のとおり、【利用量に応じた従量制】の考え方が反映されるべきと考えておりますが、セキュリティクラウドの基盤部分には、自治体規模や端末数・通信量等に関わらず一定の構成が必要となります。このことから、それら基盤となる部分の構築・維持管理に係る費用については、【均等割】により按分する必要もあると考えております。

(1) 利用量に応じた従量制について

- 総務省の示す要件では、次期セキュリティクラウドの機能は、【①全団体が必ず実装すべき必須機能】と、【②団体の希望に応じて実装して良いオプション機能】に分けられています。

機能種別	①必須機能	②オプション機能
主な機能	- インターネット通信の監視 - ゲートウェイ（境界）対策 - セキュリティ専門家による通信の監視 など	- メール・ファイル無害化 - EDR（高度なマルウェア対策） - WEB サーバの追加セキュリティ対策
見積価格に影響する要素	インターネット通信量	アカウント数・端末数 対象 WEB サイト数

【①必須機能】

- 必須機能については、インターネット通信全般のセキュリティ対策を行うものです。このため、見積価格に影響する要素は、【インターネット通信量】となります。
- 【別紙 1】のとおり、現行の按分割合の算定方式である【均等割 40%、人口割 60%】により計算した場合と、インターネット通信量に基づき計算した場合の数値がおおよそ近似しています。

【②オプション機能】

- オプション機能の見積価格に影響する要素は、アカウント・端末数となります。
- オプション機能については、希望する団体の利用実態に応じた費用を負担することを想定し、単価契約とする予定です。

(2) 均等割・人口割の比率について

- ・ セキュリティクラウドを最小規模で構築した場合の費用（262,056 千円）は、全団体を対象とした構成（648,000 千円）と比較すると、約 40%となっています。

【別紙 3】記載

$$< \frac{262,056 \text{ 千円}}{648,000 \text{ 千円}} = \text{約 } 40\% >$$

※いずれもベンダー試算額

- ・ この費用は、規模等の大小に関わらず発生する、セキュリティクラウド構築・維持管理に係る共通経費に相当するものです。
- ・ より公平な負担とするためには、この比率を均等割として導入することが妥当と考えております。



- ・ 現行の按分割合の算定方式である【均等割 40%、人口割 60%】は、各団体が参加するにあたって最低限の費用負担をしつつ、利用状況に応じた従量負担が加味されております。上記試算との比較においても、その比率については妥当であると考えております。
- ・ 以上のことから、次期セキュリティクラウドについても、現行の算定方式を踏襲することが最適と考えております。

現行セキュリティクラウドにおける通信実績について

別紙1

運用ベンター(SBテクノロジー)が年次報告会で報告している実績値であり、市町も確認が可能

令和2年度通信実績

	①受信平均 (Mbps)	②送信平均 (Mbps)	③合計 (①+②)	④総通信量に おける割合(%)	⑤現行 負担割合(%)	⑥通信量割合と 負担割合の比較 (④-⑤)
長崎市	7.71	1.42	9.13	10.7	11.2	▲ 0.5
佐世保市	6.79	1.27	8.06	9.5	7.4	2.1
島原市	2.61	0.62	3.23	3.8	2.8	1.0
諫早市	2.79	0.51	3.30	3.9	4.8	▲ 0.9
大村市	6.80	1.58	8.38	9.8	3.8	6.0
平戸市	2.88	0.70	3.58	4.2	2.5	1.7
松浦市	2.07	0.44	2.51	2.9	2.3	0.6
対馬市	0.22	0.32	0.54	0.6	2.5	▲ 1.9
壱岐市	1.20	0.23	1.43	1.7	2.4	▲ 0.7
五島市	2.99	0.96	3.95	4.6	2.6	2.0
西海市	1.69	0.22	1.91	2.2	2.4	▲ 0.2
雲仙市	3.10	1.40	4.50	5.3	2.8	2.5
南島原市	0.44	0.14	0.58	0.7	2.8	▲ 2.1
長与町	1.25	0.24	1.49	1.7	2.7	▲ 1.0
時津町	4.16	0.42	4.58	5.4	2.5	2.9
東彼杵町	0.52	0.11	0.63	0.7	2.0	▲ 1.3
川棚町	0.63	0.20	0.83	1.0	2.1	▲ 1.1
波佐見町	0.61	0.21	0.82	1.0	2.1	▲ 1.1
小値賀町	0.23	0.06	0.29	0.3	1.9	▲ 1.6
佐々町	0.31	0.10	0.41	0.5	2.1	▲ 1.6
新上五島町	4.61	0.99	5.60	6.6	2.2	4.4
長崎県	14.56	4.90	19.46	22.8	31.8	▲ 9.0
合計	68.17	17.04	85.21	100	100	

九州各県における次期セキュリティクラウド費用負担状況

別紙2

令和3年6月現在

No.	団体名	標準機能における 県・市町の負担割合	負担割合の基となる考え方	備考
1	福岡県	県2:市町8 (県20%)	○標準機能（全団体が共通的に利用する機能） 利用団体が利用規模に応じて按分 ・職員数割 ・端末数割 ・メールアカウント数割 ・均等割 ○オプション（利用を希望する団体のみが利用する機能） 機能毎に利用団体が利用規模に応じて按分 (機能毎に算定基礎とする項目は異なる)	確定
2	佐賀県	県2:市町8 (県20%)	均等割り 50% 職員数割り 50%	確定
3	熊本県	県3:市町7 (県28%)	職員数の単一要素により按分	次期については協議中
4	大分県	県3:市町7 (県30%)	市町村が負担する7割部分を、 均等割り50%、職員数割り50%で按分	確定
5	宮崎県	県5:市町5 (県50%)	市町村の50%のうち、 従量・職員数50%、端末数50%で按分	確定
6	鹿児島県	県3:市町7 (県31%)	現在は、PC台数、職員数等により按分しているが、次期については、トラフィック量による按分を予定。	次期については協議中
7	沖縄県	県3:市町7 (県30%)	現在は、PC台数、職員数等により按分しているが、次期については、トラフィック量による按分を検討。	次期については協議中

幹事会限り

■各市町様単独構築参考費用

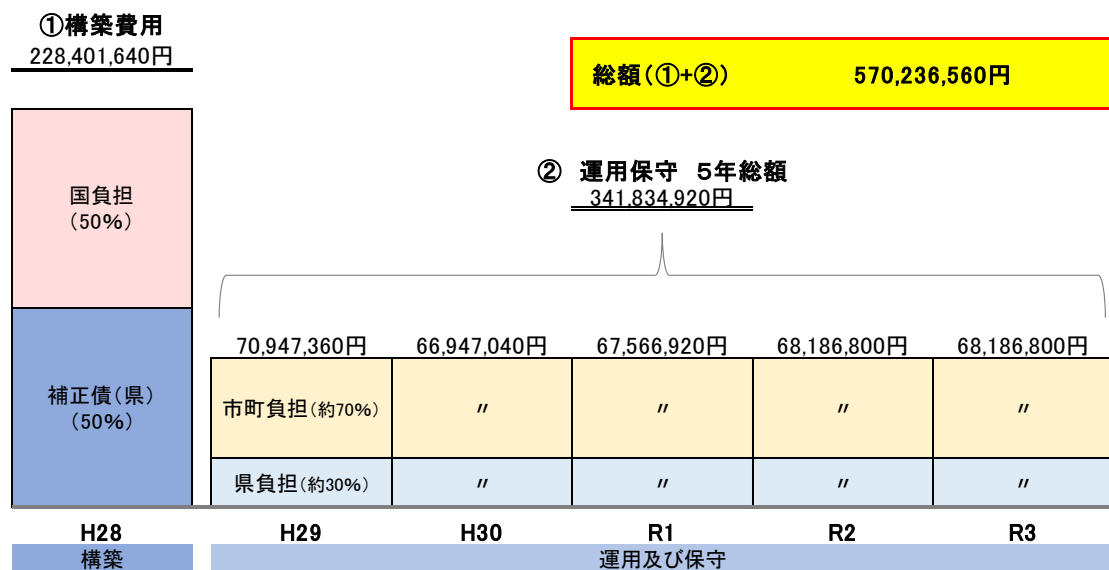
- ・本参考費用につきましてはあくまで参考価格であり、価格を保証するものではない点をご容赦ください。
- ・本参考費用の金額につきましては全て税抜き金額となっております。

分類	項目	長崎県情報SC 9月30日提出 ※長崎県の職員数に即したプラン		職員数 3000		職員数 1000	
		初期費用	運用費用(5年)	初期費用	運用費用(5年)	初期費用	運用費用(5年)
次期情報SC費用	インターネット集約サービス	16,150,000	48,450,000	4,038,000	12,113,000	1,346,000	4,038,000
	インターネットセキュリティサービス	21,250,000	84,150,000	21,250,000	84,150,000	21,250,000	84,150,000
	SOCサービス	42,500,000	138,550,000	4,250,000	13,855,000	4,250,000	13,855,000
	運用サービス	-	76,500,000	-	7,650,000	-	7,650,000
	回線サービス BBIXのみ *その他回線	2,550,000	18,700,000	638,000	4,675,000	213,000	1,558,000
	初期設計、構築作業	131,200,000	-	118,080,000	-	118,080,000	-
	その他機器	39,100,000	28,900,000	9,775,000	7,225,000	3,258,000	2,408,000
	初期費用	252,750,000	-	158,031,000	-	148,397,000	-
	運用費用	-	395,250,000	-	129,668,000	-	113,659,000
	合計	648,000,000		287,699,000		262,056,000	

事業費用の全体について

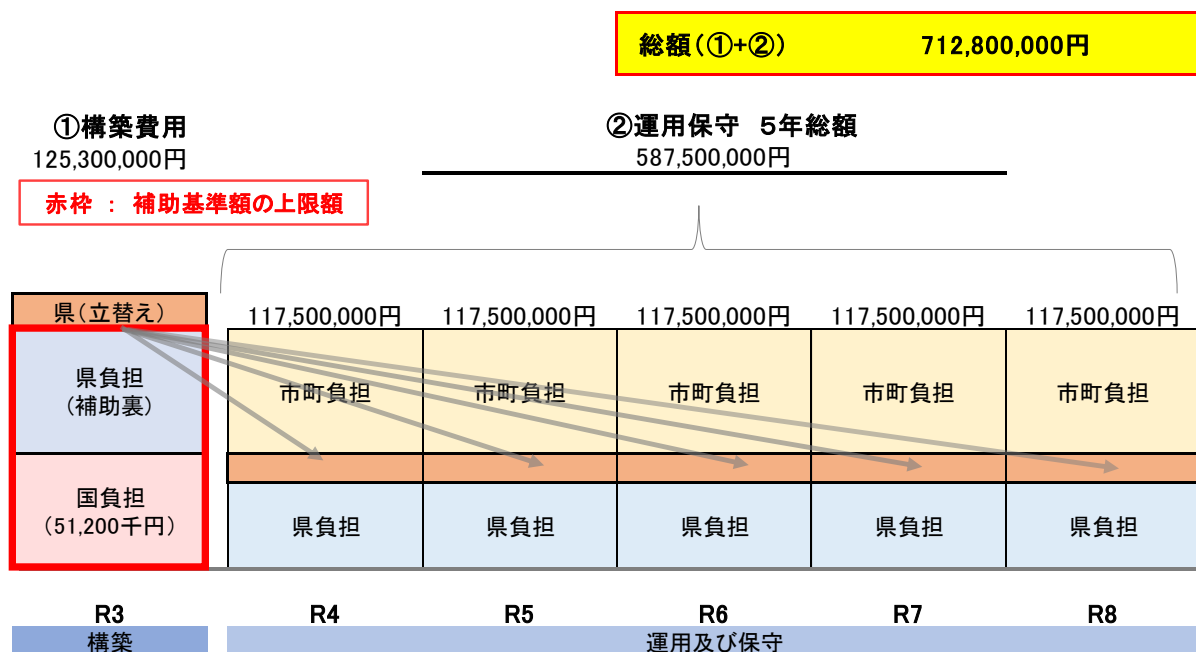
1) 現行セキュリティクラウドにおける按分対象額について

- ・ 国庫補助の関係により、①構築、②運用保守に分けて契約
- ・ ①構築費用については、国補助 50%・補正債 50%で市町負担なし。また、補正債は充当率 100%、措置率 100%であったため、県も実質的な負担なし。
- ・ ②運用保守を、参加団体に按分



2) 次期セキュリティクラウドにおける按分対象額（案）について

- 令和3年4月に、国（J-LIS）からの補助スキームが明らかとなりました。
- 補助対象は、構築・移行に係る部分だけであり、補助を受けるには、令和3年度中に構築・移行を完了し、支払いまで完了する必要があります。
⇒ 県において、構築・移行費用として、125,300千円を6月補正予算として予算措置しております。
- 国が定める補助上限額の50%について補助金交付、残り50%については、都道府県に対して普通交付税措置されることとなっています。
- 令和3年7月に、令和3年度分の普通交付税措置状況が明らかになりましたが、補助裏の部分について、総務省が示したとおりに交付税措置がされていることが確認できましたので、この部分については、市町に負担を求めず、県が負担いたします。
⇒ 構築費用が、補助基準額の上限額（102,400千円）を超えた場合、その部分については県・市町の按分対象とさせていただきたいと考えています。
⇒ 国（J-LIS）の補助額等については、入札結果により変動しますので、ご了承願います。



【整理】

- 補助裏（補助基準額の上限額以下の部分）について、交付税措置されていることが確認できましたので、市町に負担を求めず県で負担します。
- 構築費用のうち、補助基準額の上限額（図の赤枠部分）を超える部分については、県・市町の按分対象とさせていただきたいと考えております。

〔新規〕データ連携基盤構築運用費負担金について（概要）

1 負担金名等

データ連携基盤構築運用費負担金

2 目的及び事業

長崎県において、自治体や民間などの各主体が個別に有する多種多様なデータについて集積するとともに、連携・利活用するためのシステムとして、新たに県下統合したデータ連携基盤を構築し、住民の安全安心な質の高い生活や、新たなサービスの創出による産業振興、精度の高い施策の推進などを図るもの。

3 趣旨

地方自治体における ICT 利活用・デジタル改革を推進するためには、データ利活用のベースとなるプラットフォームの構築が必要となるなか、実効性の高い利活用等を実現するためには、各自治体が個別に構築するよりも、県・市町が一体となり構築することが効率的、効果的であることから、データ連携、財源ともに県・市町にて負担するもの。

4 負担金の考え方

（１）費用区分

R4 年度以降の必要経費合計 20,000 千円（現時点での概算）

年度	費用区分	内容	費用	市町負担
R3 年度	初期構築経費	初期構築経費は、長崎県において国庫補助を活用し構築	21,500 千円 (予算額)	なし
R4 年度 以降	維持管理経費	基盤の構築・維持管理にかかる費用	10,000 千円/年 (概算額)	あり
	API※開発等経費	API 開発・技術支援等にかかる費用	10,000 千円/年 (概算額)	あり

※API (Application Programming Interface) ・ ・ 外部からデータを共有・利用できるようにした
インターフェイス

（２）負担割合

（長崎県の考え方）【資料 5-1 参照】

県	市町
10,000 千円	10,000 千円
(1 : 1)	

➡

市	町
9,000 千円	1,000 千円
(9 : 1)	



市間

均等割：人口割 ＝ 維持管理経費：API 開発等経費
(契約前であり金額は未確定)

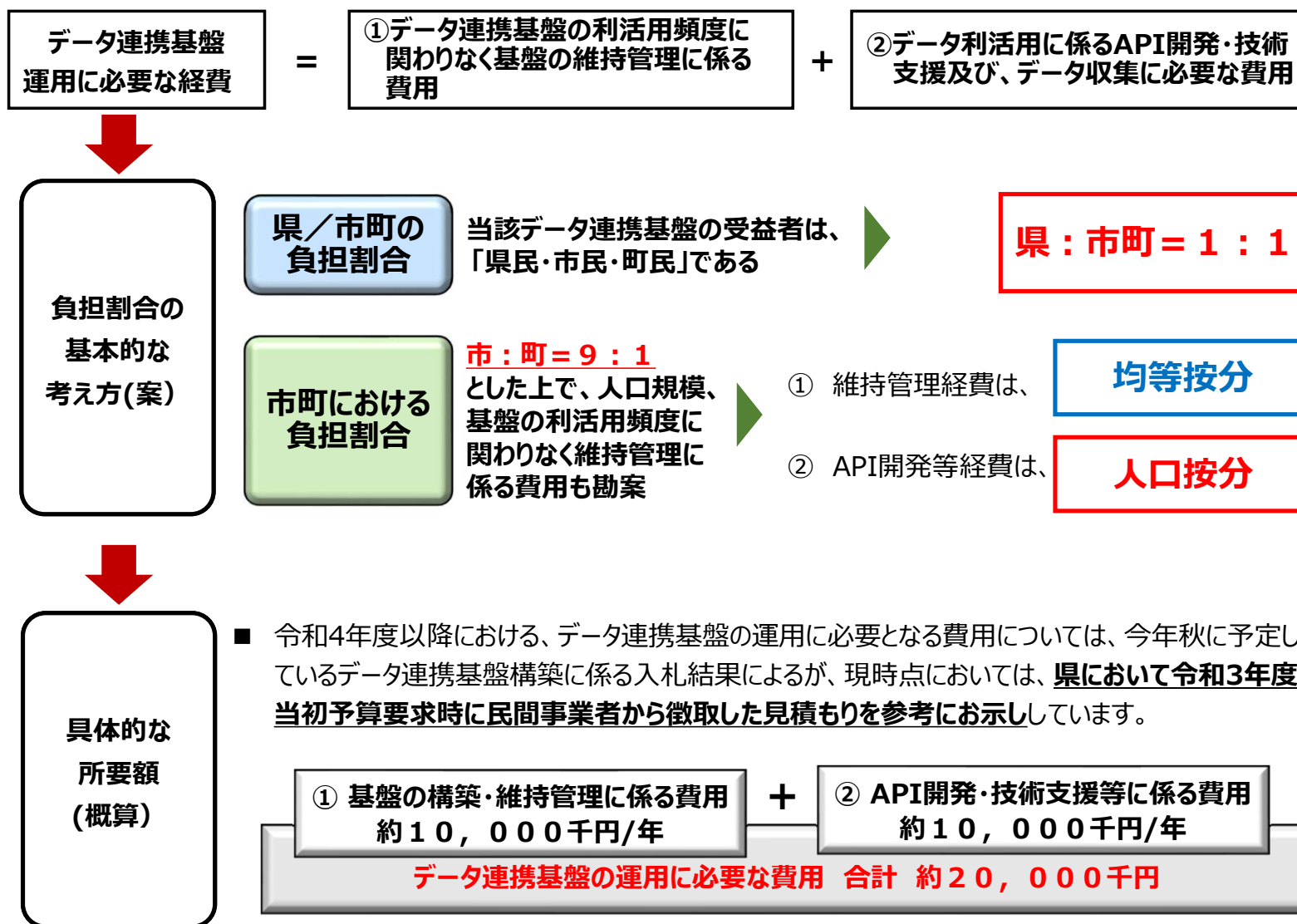
（市長会事務局の考え方）

資料 5-6 参照

【参考資料】

- (1) 長崎県次世代情報化推進室からの依頼文【資料 5-2】
- (2) データ連携基盤の構築について【資料 5-3】
- (3) 令和 3 年度の実施【資料 5-4】
- (4) 令和 4 年度以降の実施【資料 5-5】

3-12. データ連携基盤に係る県・市町における負担割合について（案）



3-13. データ連携基盤に係る県・市町における負担見込額（粗い試算）（案）

※概要版

- 負担額算定ルールに則り、所要経費（概算）に基づき県・市町の負担見込額（粗い試算）は、以下のとおりです。

※ なお、当該見込額の試算は、県及び市町における負担割合を明示化するものであり、市町間における負担割合（負担見込額）については、あくまでも参考として試算したものです。

（単位：千円）

市町名	①維持・管理 按分額	②API開発等 按分額	負担額合計
総合計	10,000	10,000	20,000
長崎県	5,000	5,000	10,000
市町計	5,000	5,000	10,000
長崎市	346.2	1,561.6	1,907.8
佐世保市	346.2	937.1	1,283.3
島原市	346.2	165.3	511.5
諫早市	346.2	514.8	861.0
大村市	346.2	367.9	714.1
平戸市	346.2	111.2	457.4
松浦市	346.2	82.2	428.4
対馬市	346.2	109.9	456.1
壱岐市	346.2	96.1	442.3

（単位：千円）

市町名	①維持・管理 按分額	②API開発等 按分額	負担額合計
五島市	346.2	132.9	479.1
西海市	346.2	101.0	447.2
雲仙市	346.2	158.3	504.5
南島原市	346.2	161.8	508.0
長与町	62.5	148.0	210.5
時津町	62.5	104.4	166.9
東彼杵町	62.5	27.4	89.9
川棚町	62.5	48.0	110.5
波佐見町	62.5	51.3	113.8
小値賀町	62.5	8.1	70.6
佐々町	62.5	49.9	112.4
新上五島町	62.5	62.8	125.3

R03-15400-00387

令和3年7月29日

長崎県市長会事務局長 様

長崎県次世代情報化推進室長
(公 印 省 略)

データ連携基盤構築に係る市町負担金について（依頼）

本県の Society5.0 実現に向けた各種施策の推進につきましては、日頃より格別のご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、社会のデジタル化やオンライン化が進展する中、データの利活用による地域課題の解決、新サービスの創出、生産性向上が大変重要となってきました。

そこで、今回、県と市町が連携し、行政や民間の有する多種多様なデータの集積・共有・活用を可能とする、国の示すアーキテクチャに準拠したデータ連携基盤を構築し、分野間・地域間のデータ連携・流通を図ってまいりたいと考えております。

当該基盤については、人口減少、少子高齢化が進行する各地域における、住民の安全・安心確保、地域活性化、行政による施策の実効性向上などの実現において必要不可欠なものと考えております。

つきましては、別添のとおり関係書類を提出いたしますので、各市とも厳しい財政状況の中とは存じますが、負担金への協力についてご高配いただけますと幸いです。

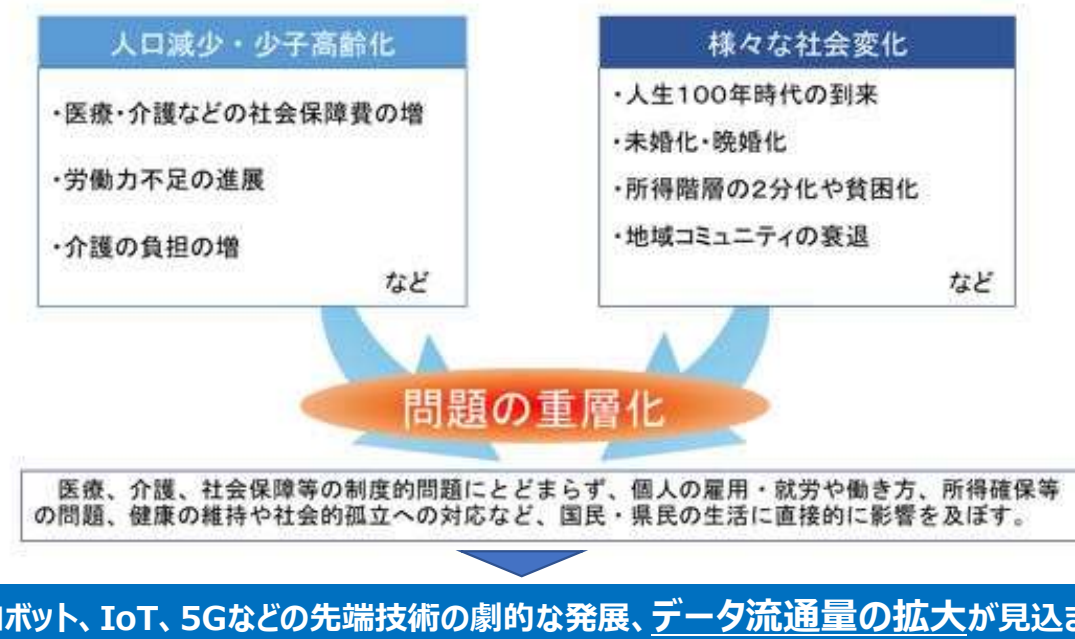
どうぞよろしくお願いいたします。

(添付資料)

- ・ データ連携基盤構築について（概要版）
- ・ データ連携基盤構築について

1-1. 本県における課題（2040年問題）

- 長崎県の総人口は1960年にピークを迎え、2015年の137.7万人に対し、2040年には105.3万人まで減少することが見込まれている。
- 高齢人口は、国が2040年にピークを迎えるのに対し、国より15年も早い2025年にピークを迎える。
- 生産年齢人口は1985年にピークを迎え、その後国より早いスピードで減少、2040年には全体の5割を切ることが見込まれている。

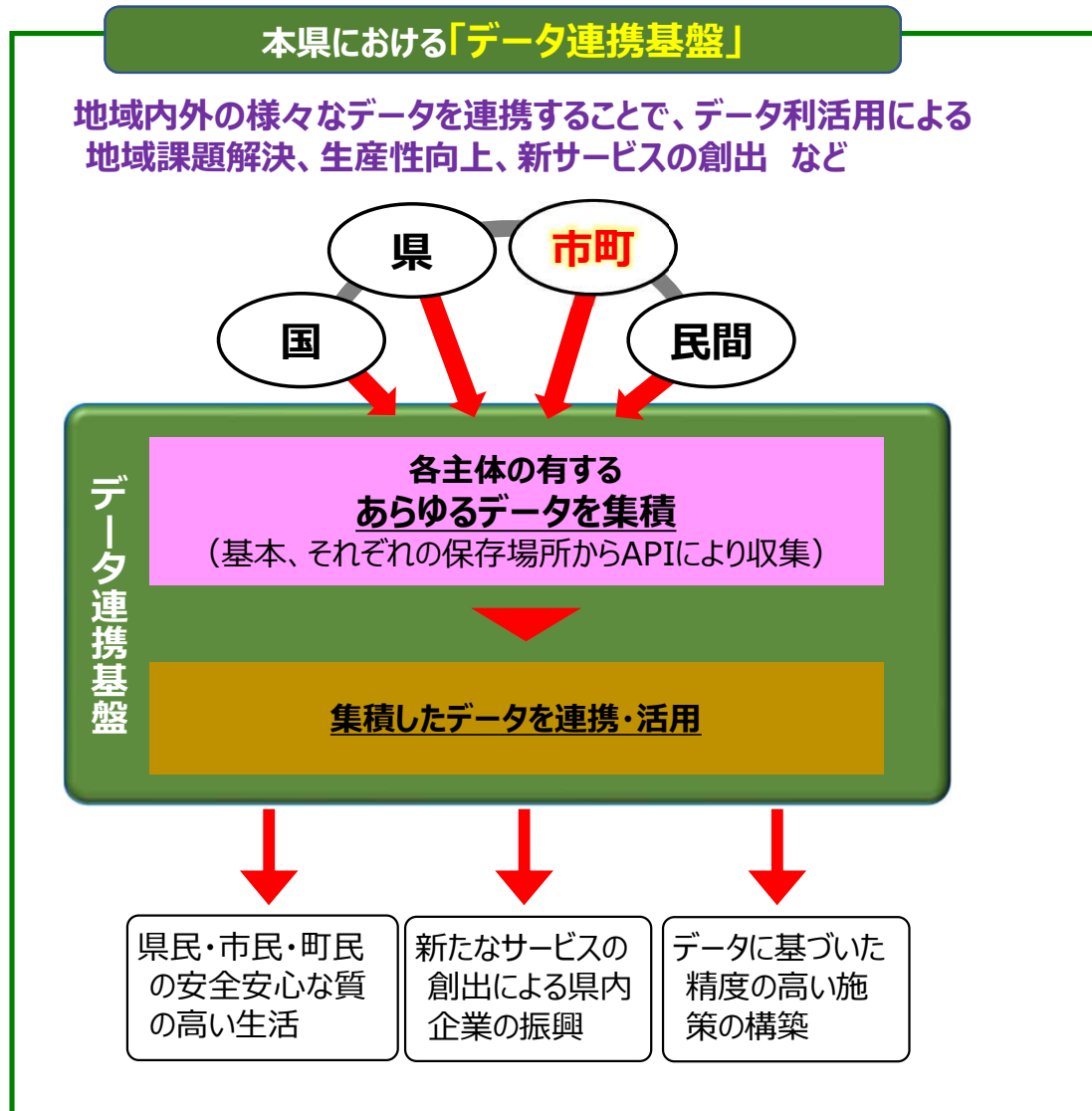


行政や民間の有する多種多様なデータの連携を実現する基盤を整備し、データを最大限利活用することで、地域課題の解決、生産性の向上、住民のQOL向上を推進（2040年問題への対応）

県・市町における課題解決、地域活性化、産業振興

1 - 2. データ連携基盤の位置づけ

※概要版



国の示すアーキテクチャに
準拠した環境を構築
(柔軟な連携、拡張が可能)

県と市町が連携し広域的に
整備することで、データ連携
の効率化、効果の最大化

データ利活用による
新サービス創出により
地域課題の解決、住民の
QOL向上等を図る

1-3. データ連携基盤による地域間連携・分野間連携の事例（香川県高松市）

※概要版

出典：内閣府「スマートシティ ガイドブック（第一版）」

- 中核市が導入したデータ連携基盤を周辺地方公共団体が共同利用する事例が出始めている。
⇒海岸、河川、道路沿いの隣接地方公共団体による広域災害への対応やコスト面でメリット。

■ 都市間連携の取組パターン②：都市OSの共同利用（香川県高松市）

高松市は、平成29年度総務省補助事業で
都市OSを構築

高松市の導入したデータ連携基盤を
隣接2市町で共同利用

- 運用維持費を負担金方式で分担
⇒各地方公共団体にメリット（2市町は低廉な費用で利用可能）
- 道路通行情報、気象情報、河川水位、潮位等の防災関連情報をデータ連携で一元化。
⇒広域で発生する災害等に対し、俯瞰的な状況把握が可能となり、避難勧告などの意思決定を支援。

「見える化」した
ものの活用

災害発生時の避難
指示発出など、
行政判断の基礎情報

住民へオープンな情報
として公開



（資料）日本電気株式会社



1－4．データ連携基盤（都市OS）とは

●データ連携基盤（都市OS）とは（参考：内閣府「スマートシティリファレンスアーキテクチャ」および「スマートシティの推進に向けて」）

- ・ **地域内外の様々なデータを仲介して連携させ、各都市における成果の横展開を可能とする仕組み。**
 - ・ 国のスマートシティの推進において、**各都市でデータ連携基盤を整備し、広域的な連携を図る**ことで、都市の抱える多様な地域課題を解決し、**Society5.0を実現**することが提起されている。
 - ・ また、データ連携基盤の方式として、データ蓄積方式ではなく**分散型方式**を志向することが示された。※1
- ※1.ただし、災害対応や、地域から求められる機能を提供するために最低限必要となる蓄積や、ビッグデータを解析する場合などは例外的に蓄積を許容する。
- ・ データ連携基盤を構築し、利活用した自治体も出てきている。（高松市、加古川市、富山市、大阪府、京都府など）



1-5. データ連携基盤により目指す姿（イメージ）

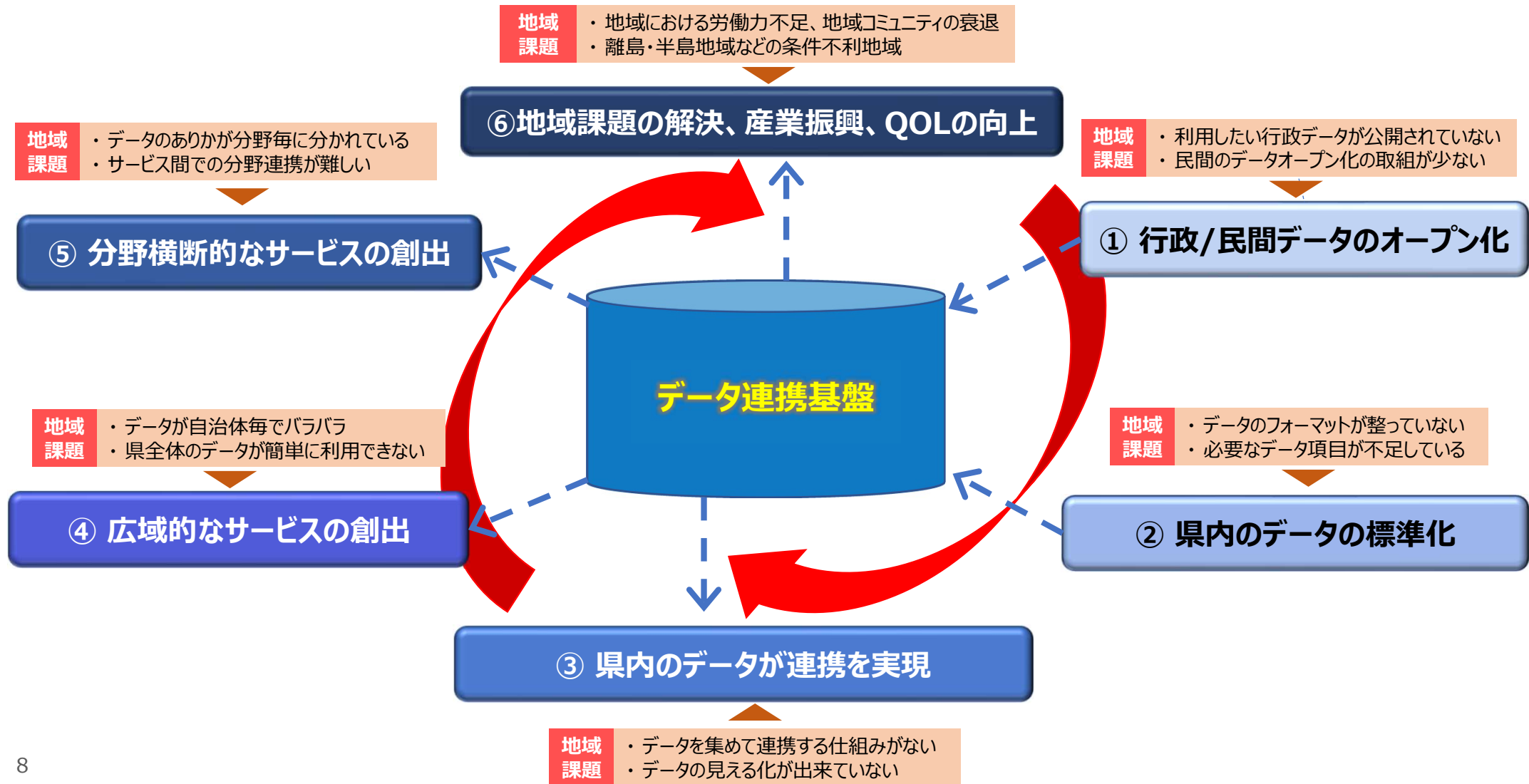
※概要版

県と市町、民間が連携し、県内の多種多様なデータを利活用することにより、地域課題の解決や新サービスの創出等を図り、住民の豊かで質の高い生活の実現及び県内各地における産業振興を目指します。



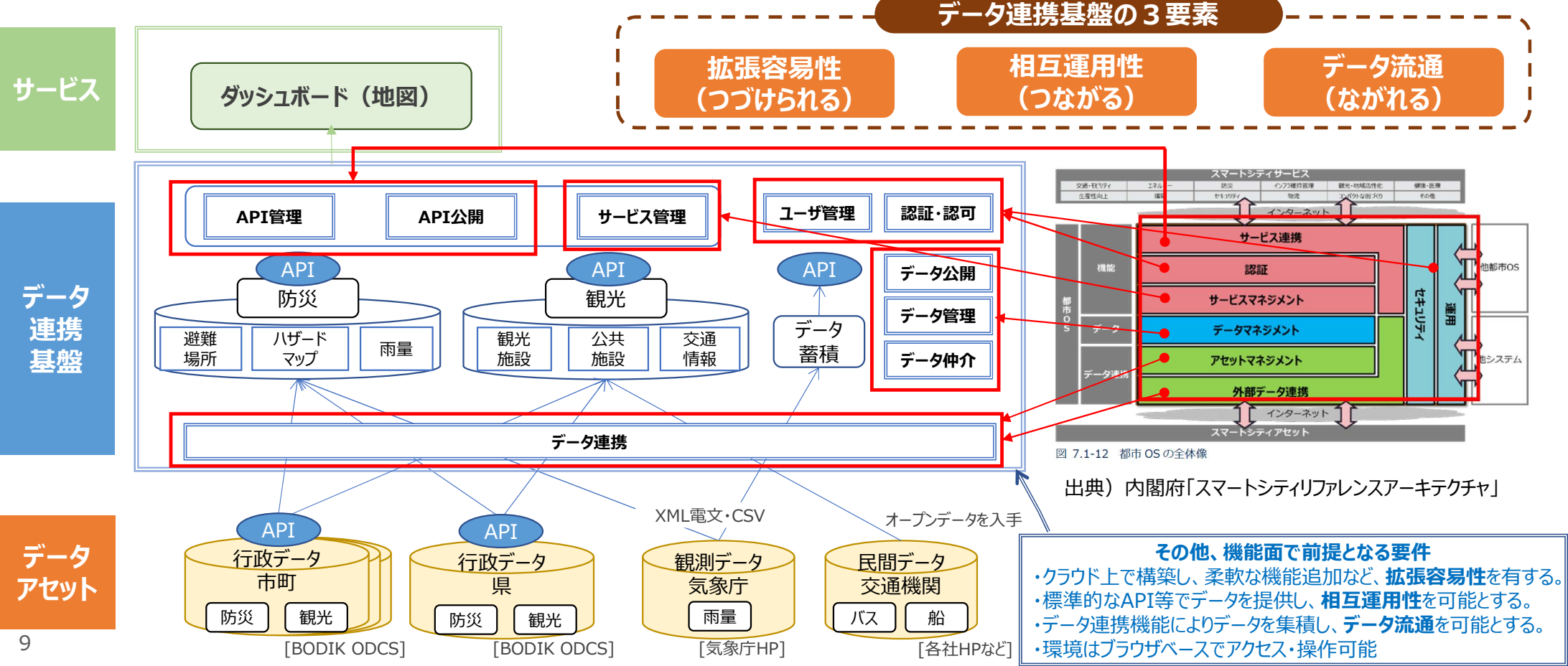
1-6. “目指す姿”実現に向けたエコサイクル

※概要版



1 - 7. データ連携基盤の機能とアーキテクチャへの準拠 ①

- 県、市町連携により構築を目指すデータ連携基盤は、**国が示すアーキテクチャ**（内閣府「スマートシティリファレンスアーキテクチャ ホワイトペーパー」（2020年第一版））**準拠したものとする。**→ 他のデータ連携基盤との相互運用性の向上、全国的なデータ取り込みの容易性向上など
- 各市町との協議の中で、「データの可視化」に関する要望が多くあったため、集積されたデータをグラフや地図などで可視化し、一元的に表示する「**ダッシュボード**」を備える構成とする。

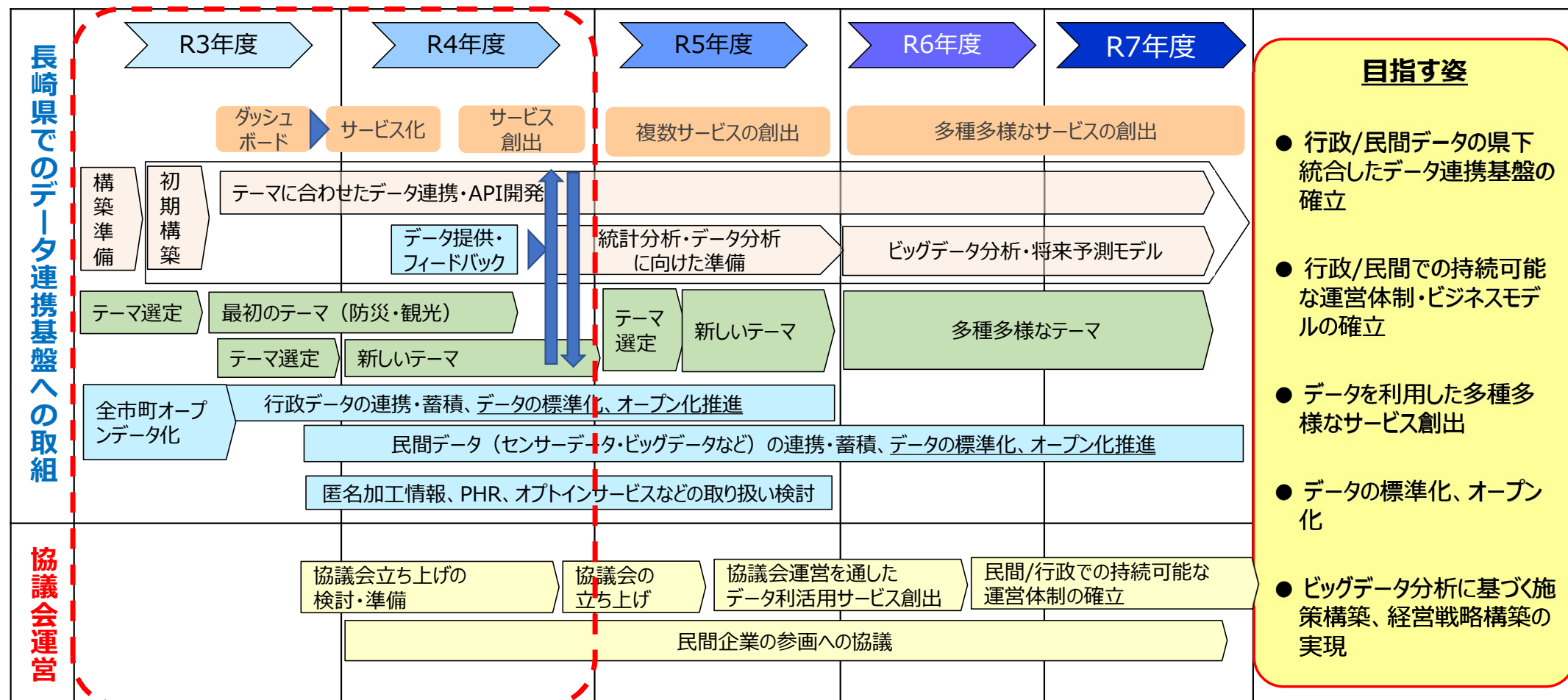


1 - 7. データ連携基盤の機能とアーキテクチャーへの準拠 ②

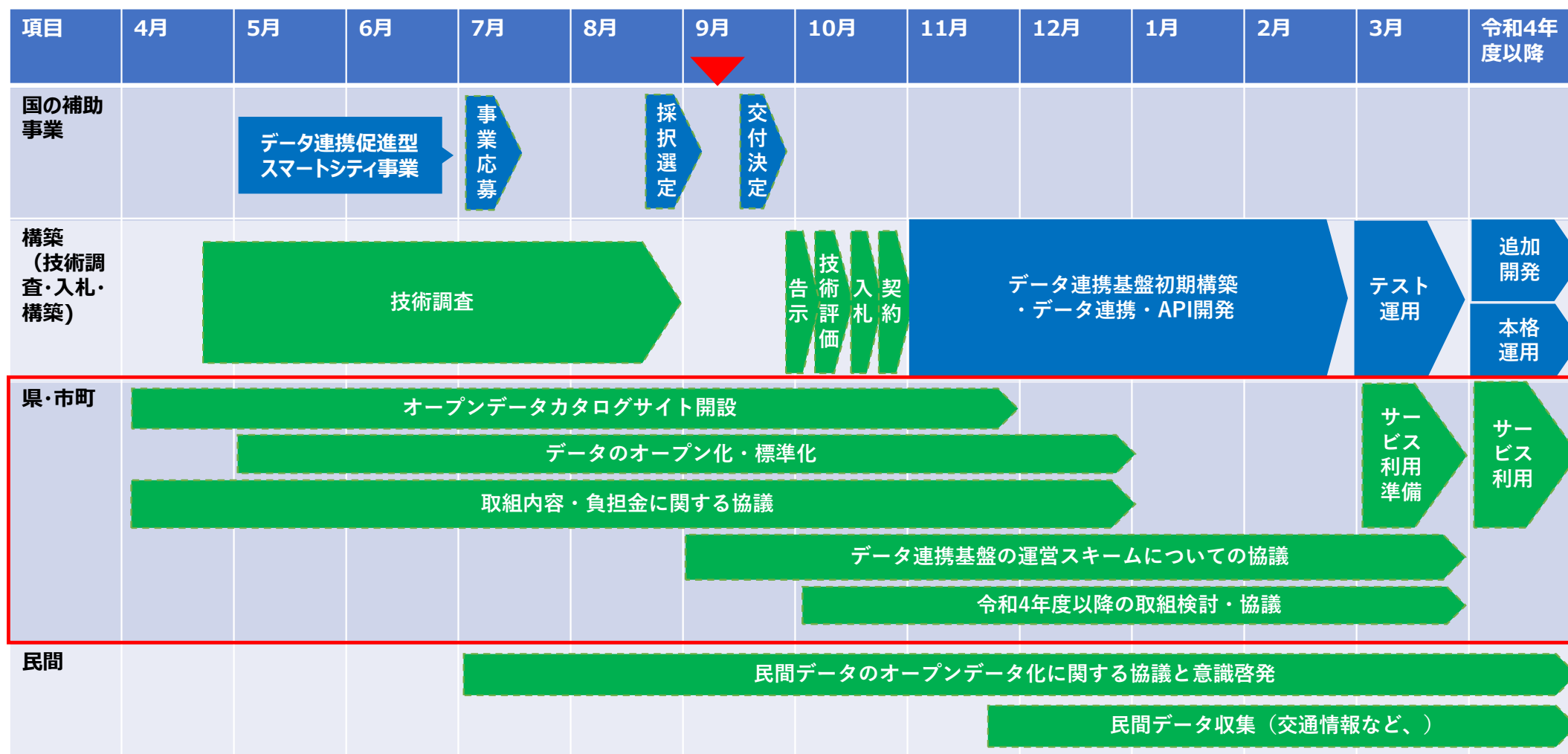
構成層	機能群	機 能	説 明
スマートシティサービス	ダッシュボード	ダッシュボード	蓄積した様々なデータをグラフ等で可視化する機能
		地図	地理情報を含んだデータを地図上で可視化する機能
機能（サービス）	サービス連携	API公開	データをAPIとして提供する機能
		API管理	公開したAPIの管理
	サービスマネジメント	サービス管理	APIを利用するサービスの管理機能
	認証	認証・認可	APIへのアクセス権限を制御する機能、APIキー、認証・認可機能
		ユーザ管理	管理画面へのアクセス権限制御などのユーザ管理機能
データ	データマネジメント	データ管理	データの参照・更新履歴を蓄積・参照する機能
		データ公開	データを一覧化し、利用方法を公開するポータルサイト
		データ仲介	存在するモノ・コトをデータとして統合管理する機能
		データストレージ	データを蓄積し、分析ツール等へのインターフェースを提供する機能
データ連携	アセットマネジメント	デバイス管理	IoTセンサー等のデバイス管理やシステム管理の機能
	外部データ連携	外部データ連携	標準的なAPIを始め、様々なインターフェースに対応可能な、外部システムとの接続機能 外部データを定期的に確認しデータを更新する機能
共通機能	セキュリティ	セキュリティ	システムのセキュリティ対応、ロギング、監視機能など
	運用	運用	バックアップ・障害対応、パフォーマンス管理

1－8．“目指す姿”実現へのロードマップ（案）

※概要版

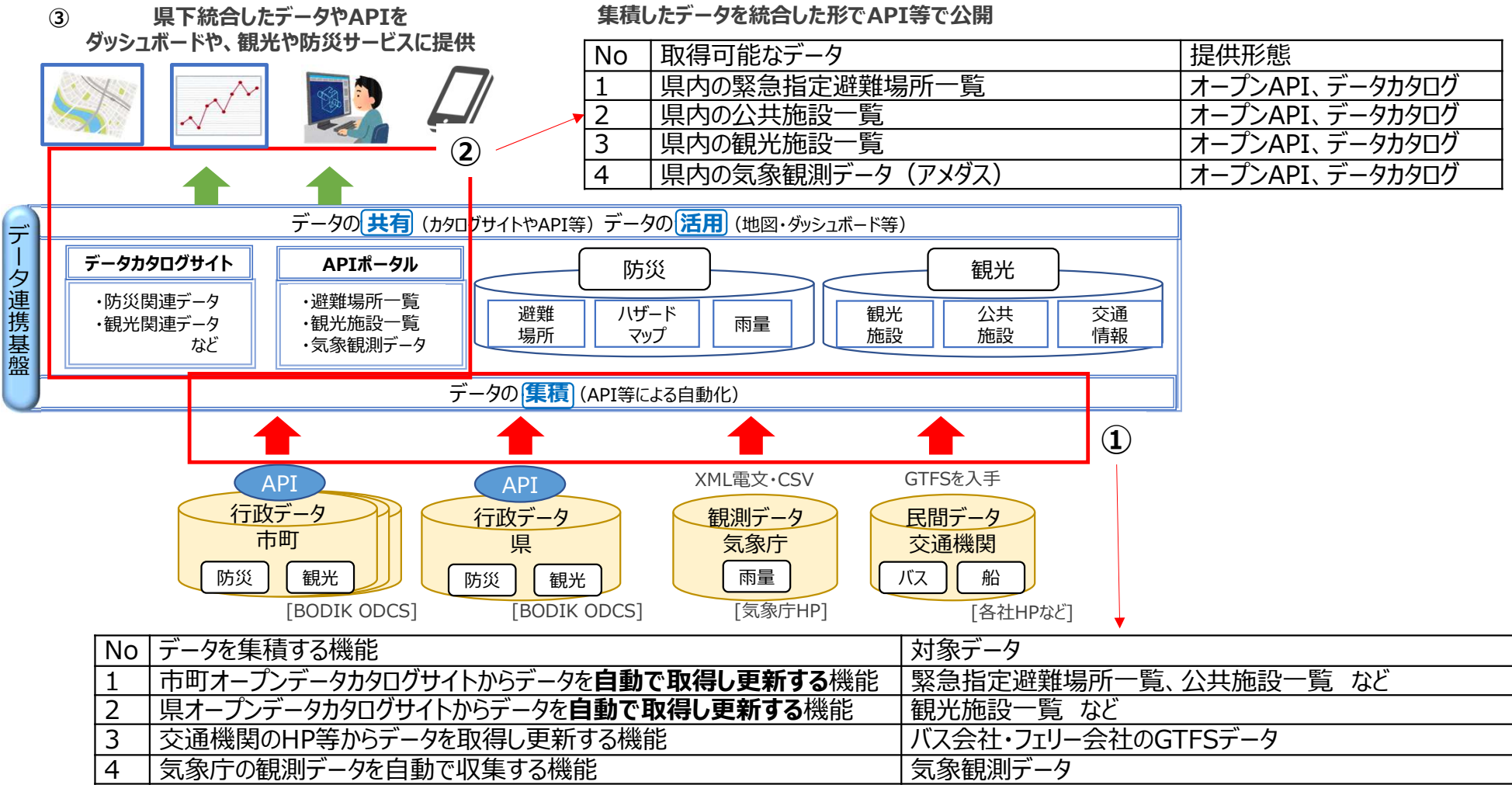


2-1. 令和3年度の全体スケジュール（案）



2-2. 令和3年度に集積するデータや開発するAPI等について

- 令和3年度においては、「①データを集積する機能、②集積したデータをAPIで公開する機能、③ダッシュボードなどで可視化」に取り組



※概要版

2-4. 令和3年度末でのダッシュボードのイメージ

ダッシュボードで見たい情報（データ）を可視化

見たいテーマ毎や市町毎など、データを選んで重ね合わせて表示

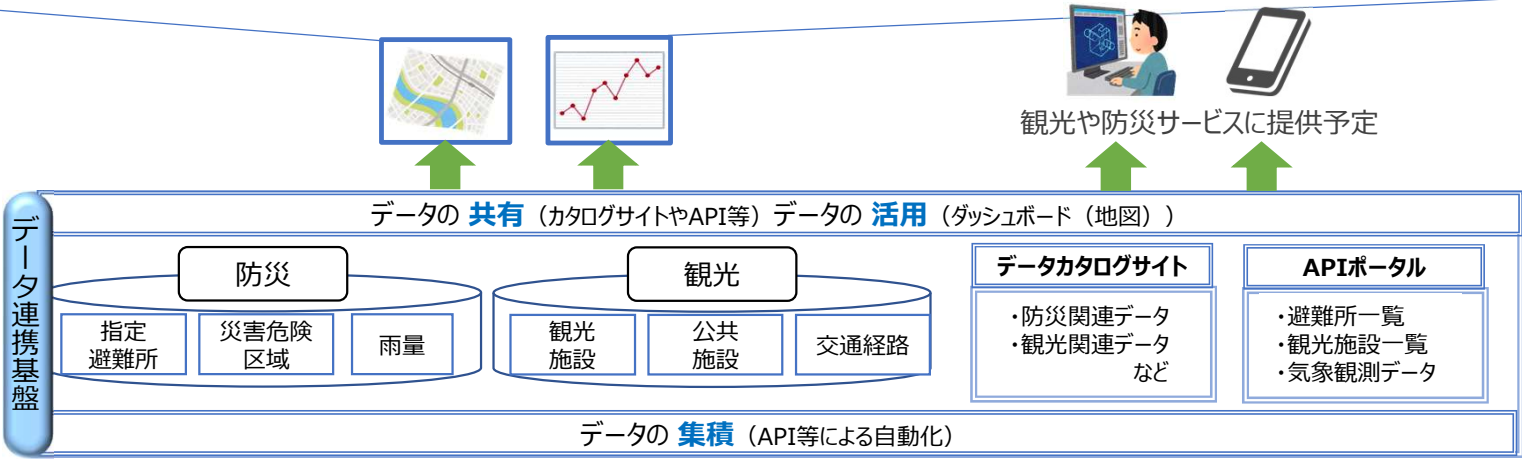
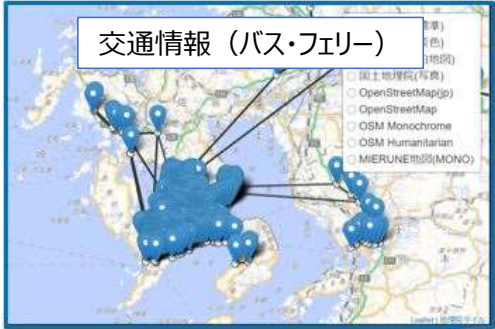
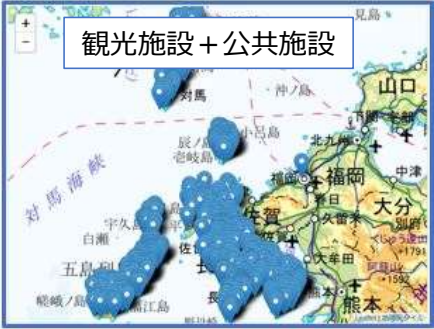
防災

避難所情報、ハザードマップ、気象観測データを行政区域を越えて表示



観光

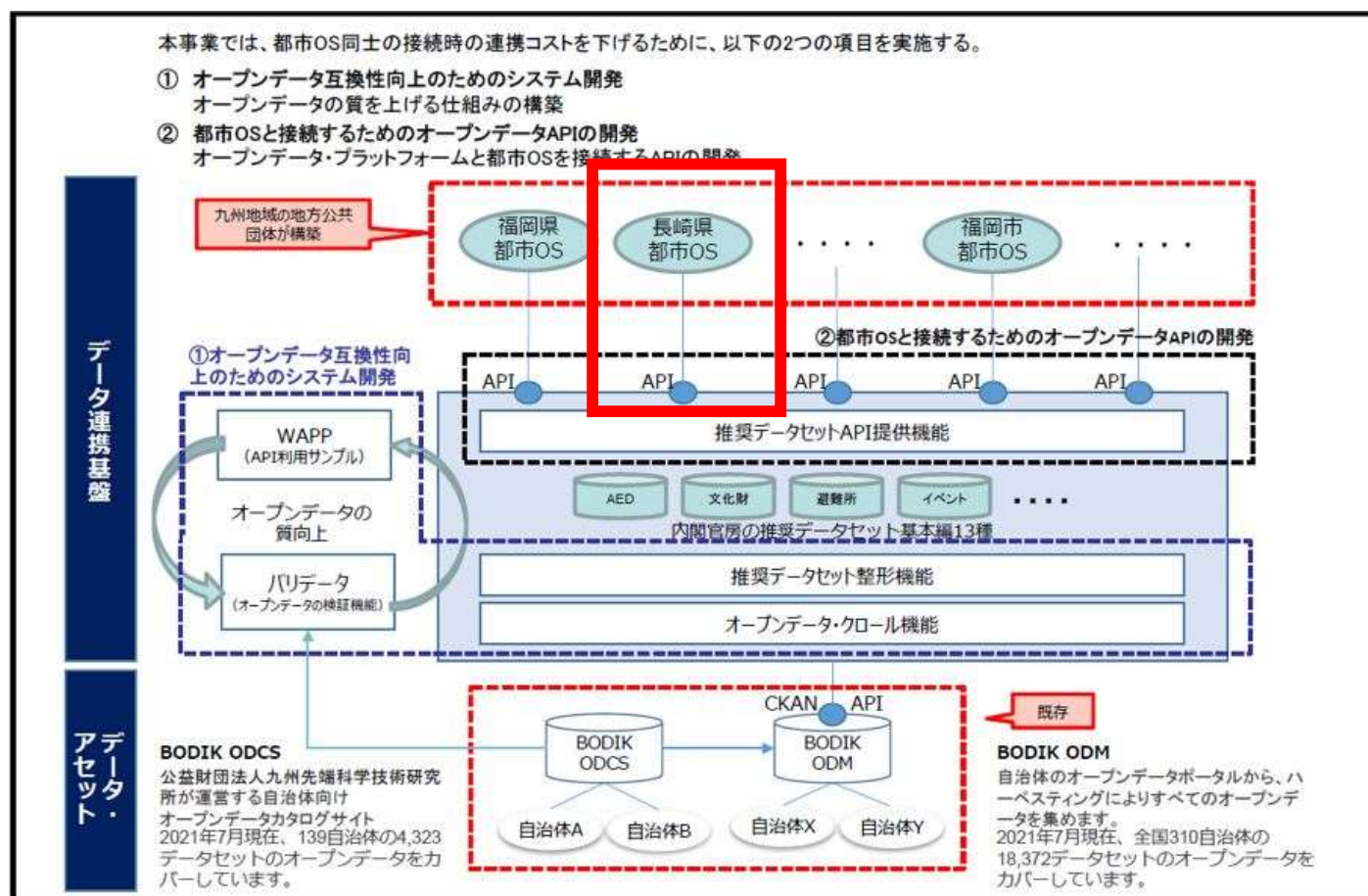
観光施設、交通情報、公共施設一覧などの情報を重ね合わせて表示



令和4年度以降、さらにデータを追加し、地域住民向けサービスや行政判断に活用

2-5. オープンデータカタログサイト（BODIK ODCS）との連携

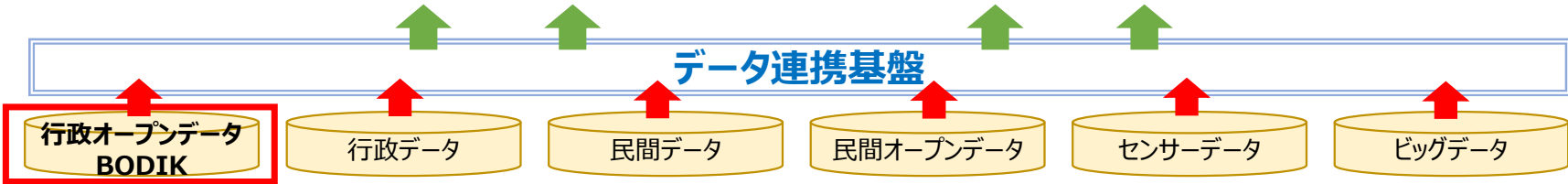
九州先端科学技術研究所（以下、「ISIT」という）により運営されている「オープンデータカタログサイト（BODIK ODCS）」と本県のデータ連携基盤をAPI連携し、データ流動性を高める。



出典）ISIT提供資料

2-6. データ連携基盤とオープンデータカタログサイト（BODIK ODCS）との機能面の違い

- データ連携基盤では、行政オープンデータに限らず様々なデータの収集・取扱いが可能であり、収集したデータを利用したAPI開発、サービスの展開、複数のデータを重ね合わせたダッシュボード（地図上）での可視化が可能となり、データ利活用の場となる。



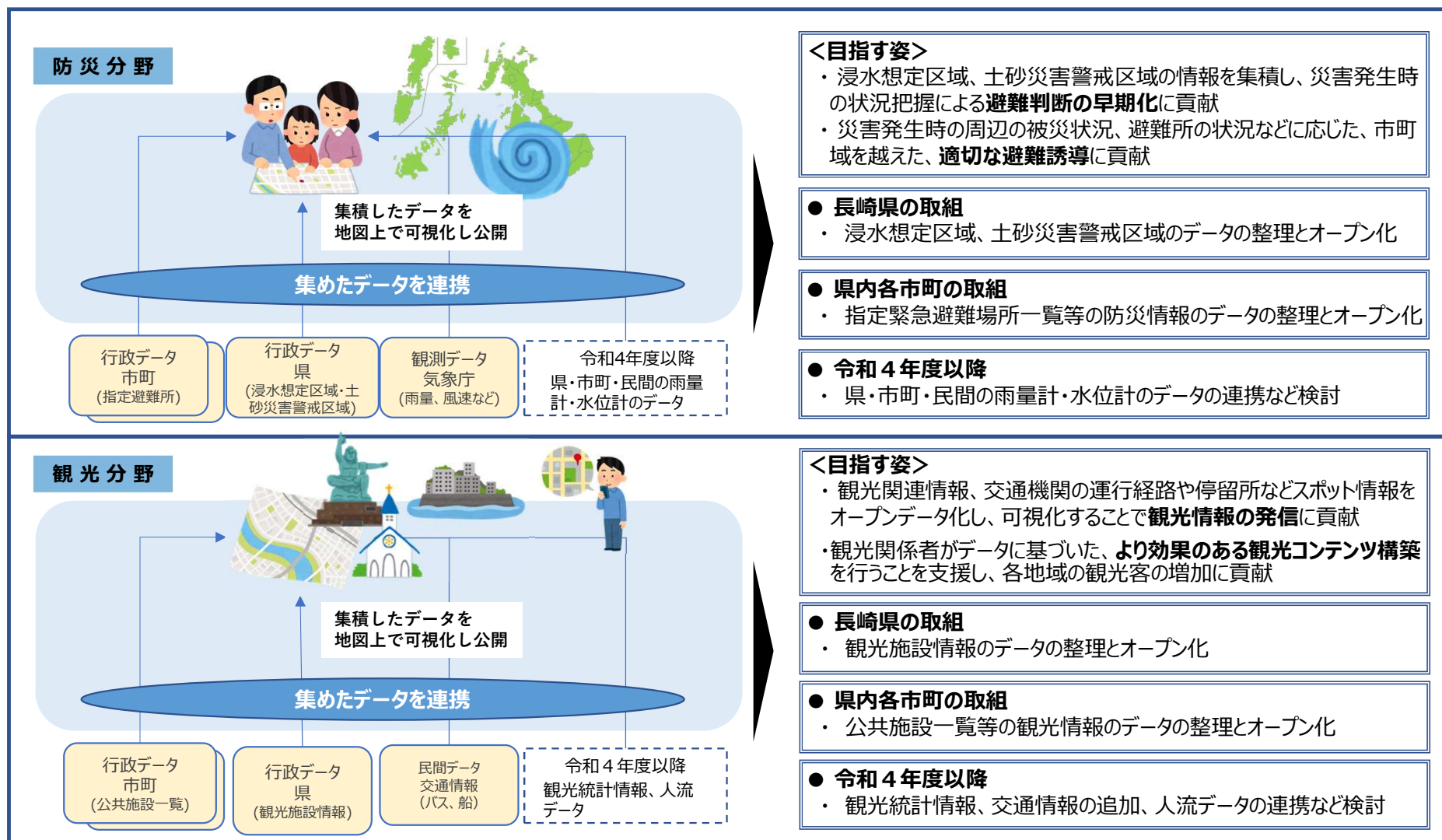
項目	データ連携基盤	BODIK ODCS
データ収集	柔軟なデータ収集の機能を備えている (APIを利用したデータ取得、スケジュール機能、など)	データ収集を行うには新規開発が必要
取扱い可能なデータ	様々な区分のデータを取扱い可能 (行政オープンデータ、民間データ、センサーデータ、クローズドなデータ等)	オープンデータのみ取扱い可能
API機能	個別のAPIを開発し、利用するサービスに合わせて公開可能 (個別のAPI開発、APIを経由したサービス管理、APIキーなどのセキュリティ機能がある)	データセットごとにオープンAPIとして公開可能 (CSV等で登録したデータをオープンAPI (CKAN API) で公開可能)
ダッシュボード	複数のデータを一つの画面や地図で可視化できる (テーマ毎のデータの表示、地図上のデータの重ね合わせが可能)	データセットごとにグラフ化や地図化は可能
データ連携	データ連携基盤との相互連携が可能、地域間連携が容易	データ連携基盤へのデータ提供は可能

様々なデータを連携させ利活用する場

各自治体の行政オープンデータ公開の場

2-7. データ連携基盤において取り組むテーマ（令和3年度） ①

※概要版



2-7. データ連携基盤において取り組むテーマ（令和3年度） ②

カテゴリ	種類	概要	ファイル形式	データの所管
防災分野	土砂災害警戒区域	土砂災害法に基づいて指定された災害危険区域	shapeファイル	県砂防課
防災分野	砂防指定地等	砂防指定法（砂防事業実施時の危険区域）での指定区域 区分としては、地すべり防止区域、急傾斜値崩壊危険区域 などがある	shapeファイル	県砂防課
防災分野	浸水想定区域	県内の2級河川（29か所）と国管轄の1級河川（本明側）の合計30か所 L1（計画規模）、L2（想定最大、浸水継続時間、家屋倒壊）の4種類	shapeファイル	県河川課
防災分野	指定緊急避難場所一覧	指定緊急避難場所一覧（指定避難所のデータを包含）	CSV	県内各市町
防災分野	気象データ	まずは気象庁の観測データ（県内17か所）を取得する	XML、CSVなど	気象庁
観光分野	観光施設情報	長崎旅ネットに掲載されている観光施設やスポット（約1200か所）の基本情報	CSV	長崎県観光連盟
観光分野	公共施設一覧	各市町の公共施設一覧。美術館などの観光施設、公園や運動場、図書館等の施設など複数の区分があるため、可能なものから公開。	CSV	県内各市町
観光分野	交通機関（バス・船） 交通情報	交通機関（バスや船）の時刻表や停留所のデータで、Googleや交通アプリに提供することで経路探索などが可能となる。既に公開されているデータをまずは取り込む。	GTFSファイル	長崎県営バス、 各船会社

2-8. 令和3年度 収集対象の推奨データセットについて

政府CIOポータル 推奨データセット（基本編）

No.	推奨データセット名	分類	説明	公開している市町数
1	AED設置箇所一覧	社会保障・衛生	AEDの設置個所についての一覧	4市町
2	介護サービス事業所一覧	社会保障・衛生	介護サービス事業者の一覧	5市町
3	医療機関一覧	社会保障・衛生	病院・診療所についての一覧	13市町
4	文化財一覧	教育・文化・スポーツ・生活	国もしくは地方公共団体が指定、登録、選定等を行った文化財についての一覧	5市町
5	観光施設一覧	観光・運輸	観光施設の情報の一覧	13市町
6	イベント一覧	観光・運輸	各地方公共団体にて開催されるイベントの一覧	4市町
7	公衆無線LANアクセスポイント一覧	情報通信・科学技術	公衆無線LANアクセスポイントの一覧	2市町
8	公衆トイレ一覧	社会保障・衛生	公衆トイレの一覧	4市町
9	消防水利施設一覧	司法・安全・環境	消防水利施設の一覧	3市町
10	指定緊急避難場所一覧	司法・安全・環境	市区町村から提供される指定緊急避難場所の一覧	16市町
11	地域・年齢別人口	人口・世帯	住民基本台帳に基づく地域・年齢別の人口一覧	15市町
12	公共施設一覧	行財政	公共施設の一覧	14市町
13	子育て施設一覧	教育・文化・スポーツ・生活	幼稚園、保育園、認定こども園、放課後児童クラブ、児童館の一覧	6市町
14	オープンデータ一覧	その他	オープンデータ化されているデータセットの一覧	14市町

2－9．（防災）指定緊急避難場所一覧

指定緊急避難場所一覧のオープンデータ化および推奨データセットへの準拠について

国の推奨データセットである「指定緊急避難場所一覧」について、現段階（令和3年8月末）で、16市町がオープンデータ化を実施している。ただし、対応災害情報や指定避難所との重複チェックが無いなど、推奨データセットに準拠しているのは、6市町であった。
【お願い】 データ連携基盤にデータを集積した際に、県下統合したフォーマットとなるよう、推奨データセットへの準拠をお願いしたい。（目途：10月末）

表：長崎県・各市町の避難所一覧のオープンデータ化および推奨データセットへの準拠状況

県・市町	オープンデータ カタログサイト	パス	指定緊急 避難場所	指定 避難所	推奨データセットへの準拠
長崎市	○	https://odcs.bodik.jp/422011/	○	○	△（指定避難所との重複チェック無し）
佐世保市	○	https://odcs.bodik.jp/422029/	○	—	×（対応災害情報無し）
島原市	○	https://odcs.bodik.jp/422037/	○	—	○
諫早市	×				
大村市	○	https://odcs.bodik.jp/422053/	○	—	△（指定避難所との重複チェック無し）
平戸市	○	https://odcs.bodik.jp/422070/	○	—	×（対応災害情報無し）
松浦市	○	https://odcs.bodik.jp/422088/	○	—	×（対応災害情報無し）
対馬市	○	https://odcs.bodik.jp/422096/	○	—	○
壱岐市	×				
五島市	○	https://odcs.bodik.jp/422118/	○	—	○
西海市	○	https://odcs.bodik.jp/422126/	○	○	×（対応災害情報無し）
雲仙市	×				
南島原市	×				
長与町	○	https://odcs.bodik.jp/423076/	○	—	○
時津町	○	https://odcs.bodik.jp/423084/	○	—	○
東彼杵町	○	https://odcs.bodik.jp/423211/	○	—	×（対応災害情報無し）
川棚町	○	https://odcs.bodik.jp/423220/	○	—	×（対応災害情報無し）
波佐見町	○	https://odcs.bodik.jp/423238/	○	—	○
小値賀町	○	https://odcs.bodik.jp/423831/	○	—	×（対応災害情報無し）
佐々町	○	https://odcs.bodik.jp/423912/	—	—	×
新上五島	○	https://odcs.bodik.jp/424111/	○	○	×（対応災害情報無し）

【推奨データセット】指定緊急避難場所一覧
No
名称
名称_カナ ※国からの通知では不要になった
住所
方書
緯度
経度
電話番号
市区町村コード
都道府県名
市区町村名
災害種別_洪水
災害種別_崖崩れ、土石流及び地滑り
災害種別_高潮
災害種別_地震
災害種別_津波
災害種別_大規模な火事
災害種別_内水氾濫
災害種別_火山現象
指定避難所との重複
想定収容人数
対象となる町会・自治会
URL
備考

2－10．（観光・公共）公共施設一覧

公共施設一覧のオープンデータ化および推奨データセットへの準拠について

国の推奨データセットである「公共施設一覧」について、現段階（令和3年8月末）で、14市町がオープンデータ化を実施している。
【ご相談】 データ連携基盤にデータを集積した際に、県下統合したフォーマットとなるよう、推奨データセットへの準拠をお願いしたい。（目途：12月末）
※「POIコード」（Point of Interest）にて、公共施設のカテゴリ分け。（参照：政府CIOポータル <https://cio.go.jp/guides>）

表：各市町の公共施設一覧のオープンデータ化および推奨データセットへの準拠状況

県・市町	オープンデータ カタログサイト	パス	公共施設 一覧	推奨データセットへの準拠
長崎市	○	https://odcs.bodik.jp/422011/	○	△データ項目の順番が若干異なるか
佐世保市	○	https://odcs.bodik.jp/422029/	○	△データ項目が不足している
島原市	○	https://odcs.bodik.jp/422037/	○	○
諫早市	×			
大村市	○	https://odcs.bodik.jp/422053/	○	○
平戸市	○	https://odcs.bodik.jp/422070/	○	△データ項目が不足している
松浦市	○	https://odcs.bodik.jp/422088/	○	△データ項目が不足している
対馬市	○	https://odcs.bodik.jp/422096/	—	—
壱岐市	×			
五島市	○	https://odcs.bodik.jp/422118/	—	—
西海市	○	https://odcs.bodik.jp/422126/	○	△データ項目が不足している
雲仙市	×			
南島原市	×			
長与町	○	https://odcs.bodik.jp/423076/	○	○
時津町	○	https://odcs.bodik.jp/423084/	○	○
東彼杵町	○	https://odcs.bodik.jp/423211/	○	△データ項目が不足している
川棚町	○	https://odcs.bodik.jp/423220/	○	○
波佐見町	○	https://odcs.bodik.jp/423238/	○	○
小値賀町	○	https://odcs.bodik.jp/423831/	○	△データ項目が不足している
佐々町	○	https://odcs.bodik.jp/423912/	—	—
新上五島	○	https://odcs.bodik.jp/424111/	○	△データ項目が不足している

【推奨データセット】公共施設一覧
都道府県コードまたは市区町村コード
NO
都道府県
市区町村
名称
名称 カナ
名称 通称
POIコード
住所
方書
緯度
経度
電話番号
内線番号
法人番号
団体名
利用可能曜日
開始時間
終了時間
利用可能時間特記事項
説明
バリアフリー情報
URL
備考

(例) 公共施設のPOIコード		
POI	コード	
体育館	1110	
プール	1107	
多目的運動場	1106	
展示場	1017	
自然公園	1002	
都市公園	1003	
展望台	0203	
市役所	1302	
町役場	1303	
博物館	0801	
美術館	0802	
図書館	1512	
城	0607	
城跡	0608	

2－11．（観光）観光施設一覧

観光施設一覧（ながさき旅ネット）

ながさき旅ネット

長崎県観光連盟が運営する長崎県全域の観光情報発信のサイト
長崎市、佐世保市、五島市、壱岐市、対馬市の観光サイトとも連動しており、約1200の観光スポットが登録されている。

参照先）ながさき旅ネット <https://www.nagasaki-tabinet.com/>

プロットイメージ）県全体をカバーしていることがわかる

➤ 例）あぐりの丘

基本情報	
住所	〒851-1123 長崎県長崎市四杖町2671-1
電話番号	095-841-1911(長崎市役所 農林振興課 いこいの里管理センター)
FAX番号	095-841-0899
営業時間	12月～2月 10:00～17:00、3月～11月 9:30～18:00
休日	11月～2月 毎週水曜日、3月～11月 無休
料金	入園料：無料
アクセス	JR長崎駅より車で約25分、JR長崎駅より長崎バス「寺川内」に乗車「高原ホテル」下車3分
ウェブサイト	関連サイトはこちら

令和3年5月に各観光スポットの基本情報をCSV化し、オープンデータ化済み
参照先）県オープンデータカタログサイト

https://data.bodik.jp/dataset/420000_nagasaki_tabinet



当観光施設一覧をデータ連携基盤にも取り込み、ダッシュボードで可視化する。【データ提供：長崎県観光連盟】

2－12．（防災）浸水想定区域、土砂災害警戒区域

災害危険区域（土砂災害警戒区域、浸水想定区域など）

長崎県総合防災GIS

県のもつ総合防災GISにおいて、災害危険区域（土砂災害警戒区域、浸水想定区域、砂防指定地等）の情報が提供されており、レイヤー毎に表示することが可能となっている。ただし、県でオープンデータやAPIとして公開されているわけではなく、当GIS上での表示のみとなっており、民間事業者が利用する場合は開示請求が必要となっている。また、市町からの情報提供依頼も多くある状況である。
対象データをオープン化、データ連携基盤に集積し、ダッシュボード表示やサービスでの利用を可能とする。【データ提供：県土木部】

参考）長崎県総合防災GIS 土砂災害計画区域などを表示



種類	概要
土砂災害警戒区域	・土砂災害法に基づいて指定された災害危険区域 ハザードマップに利用されることが多く、賃貸契約の際の重要事項説明の際にも利用される
砂防指定地等	・砂防指定法（砂防事業実施時の危険区域）での指定区域 地すべり防止区域、急傾斜値崩壊危険区域 などがある
浸水想定区域	・県内の2級河川（29か所）と国管轄の1級河川（本明側）の合計30か所 ・各河川ごとにL1（計画規模）、L2（想定最大、浸水継続時間、家屋倒壊）の4種類がある。

2-13. (観光・交通) バス会社などの交通情報

バス会社など公共交通機関の交通情報

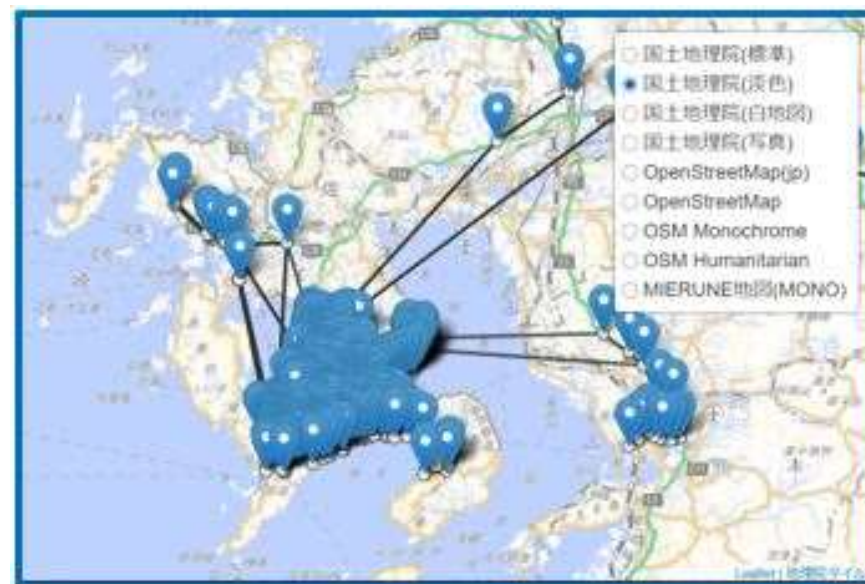
バス会社を中心に、公共交通の交通情報のデータ標準化（GTFS ※1）が進んでいる。

※1.GTFS（General Transit Feed Specification）：公共交通に関する世界標準のデータフォーマット。様々な経路探索アプリで利用されている。国土交通省により2016年から標準化が進められており、バスだけでなく、鉄道・船・飛行機など、様々な公共交通に利用することが可能。

表：長崎県内のバス・船（フェリー）のGTFS公開状況（調査中）

種別	提供者	カバー地域	GTFS公開
バス	長崎県営バス	長崎県内広域（離島を除く）	交通局HP
バス	長崎バス		未公開
バス	西肥バス		未公開
バス	島原鉄道		未公開
バス	長崎県営バス	大村、諫早	交通局HP
バス	五島自動車		
バス	西海交通		
バス	壱岐？対馬？		
船	やまさ海運	軍艦島クルーズ	県HP
船	鯛ノ浦	上五島—長崎港	県HP
船	三池島原	島原—大牟田	県HP
船	五島産業汽船		未公開
船	九商フェリー	島原港—熊本港	未公開
船	有明フェリー	多比良港—長洲港	未公開
船	九州商船	長崎—五島、長崎—有川、 佐世保—上五島	未公開
船	野母商船	博多—五島、長崎—伊王島	未公開
船			

（イメージ図）長崎県営バスのGTFSデータを表示



停留所の位置情報、経路情報、ダイヤ情報、運航日/区分情報、などが含まれたデータとなっている。

2－14．（防災）気象観測データ

気象観測データ

気象観測データ

台風や局所的豪雨などの災害の際の避難判断において、リアルタイムな気象観測データは非常に重要な情報となる。しかしながら、**気象庁のアメダス（県内20か所）**、県の雨量計・水位計、各市町や民間でもつ雨量計・水位計などの気象観測データについては、統合し利用・参照できるようになっていない状況である。そのため、**まずはオープン化されている気象庁のアメダスデータを当該基盤に連携し**、その後、その他の観測データのオープン化やデータ連携を推進することで、県下統合したデータとして整備していきたい。

例）長崎県内のアメダス観測地点 観測データ

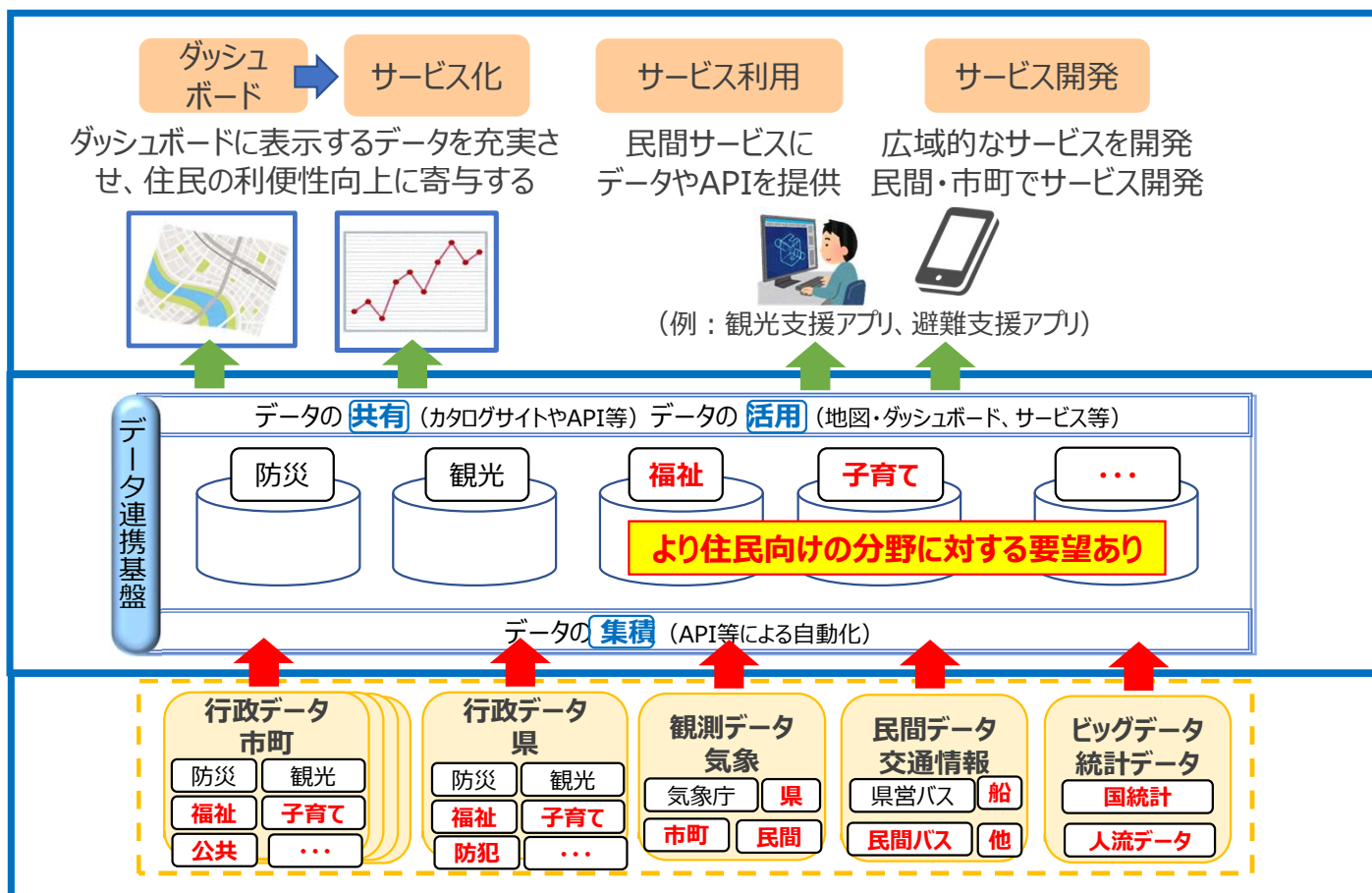
地点名	気温	降水量 (前1h)	風向	風速
	℃	mm	16方位	m/s
鱈浦	27.9	0.0	西	4.6
厳原	28.7	0.0	北西	1.1
美津島	27.6	0.0	北西	0.9
芦辺	×	0.0	西	0.8
石田	28.4	0.0	南西	1.4
平戸	27.2	0.0	南南西	1.9
松浦	25.5	0.0	南	1.3
佐世保	28.3	0.0	西南西	1.7
西海	26.4	0.0	東南東	1.5
有川	27.8	0.0	南南東	0.9
長浦岳	---	0.0	---	---
太村	28.2	0.0	南南東	1.1
諫早	---	0.0	---	---
長崎	27.9	0.0	南	1.0
雲仙岳	22.5	0.0	南西	2.8
島原	27.2	0.0	西	0.3
福江	26.4	0.0	北北西	1.1
上大津	26.4	0.0	東南東	0.5
口之津	27.2	0.0	北東	0.3
脇埦	27.2	0.0	北北西	0.6

イメージ図）アメダス観測データ（降水量）



3-1. データ連携基盤の充実・強化（令和4年度～）（案）

- データ連携基盤は、常にデータの充実、機能の強化を図っていく。（内容等については、参画しているメンバー（市町、県など）で協議）



- 【サービスの創出】**
- ・ ダッシュボードのサービス化
 - ・ 民間サービスの利用
 - ・ 広域的なサービスの開発

- 【データ連携】**
- ・ 防災・観光データの拡充
 - ・ 追加分野（福祉・子育て等）のデータを収集

- 【データの充実】**
- ・ 行政、民間データのオープン化推進

- 【個人情報関連データの活用】**
- ・ 匿名加工情報やオプトイン、PHR等の取扱手法の研究

3-2. データ連携基盤の運営スキーム（案）

※概要版

API開発・技術支援費（概算：1000万円）

⇒ **データの充実、機能の強化、サービス創出**

- ① テーマに合わせてデータを収集・連携
- ② ダッシュボード（地図）にデータを追加し、地域住民向けのサービス化
- ③ 民間サービスにデータやAPIを提供し、サービスを利用・横展開
- ④ 広域的なサービスの開発

⑤ 多様な主体（大学・高専、市民団体など）、市町独自のサービス開発にも活用可能

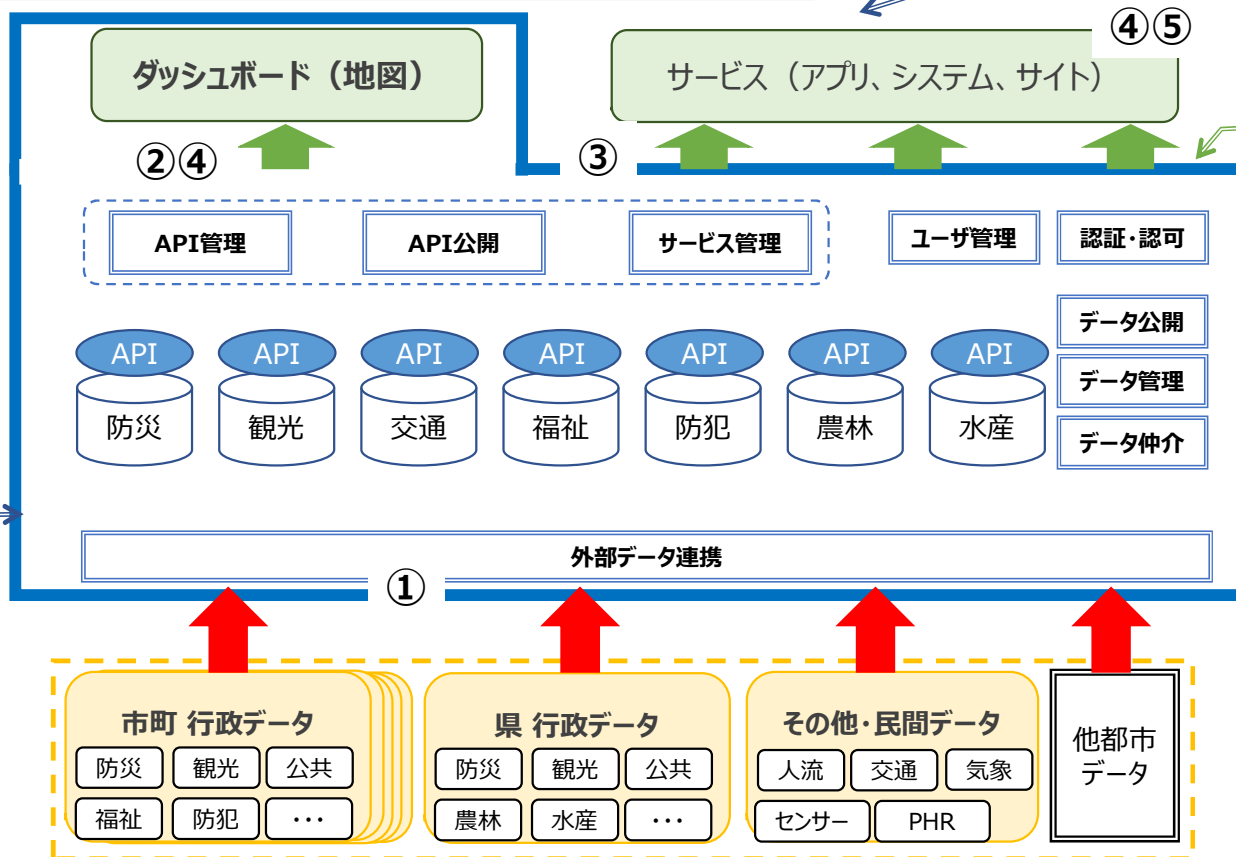
サービス

データ
連携
基盤

初期環境構築

令和3年度 県予算で対応

データ
アセット



市町担当者の操作(想定)

- ・ダッシュボードの操作
- ・手動でのデータアップロード
- ・開発済みの連携機能を利用したデータ追加（基本は委託）

維持管理経費
（概算：1000万円）

- ・障害対応、バージョンアップ
- ・パフォーマンス、容量管理
- ・セキュリティ対応
- ・問合せ対応、データ利用支援
- ・データ連携基盤サービス提供

3-3. データ連携基盤を活用したサービス創出に向けた取組

① テーマに合わせてデータを収集・連携する

令和3年度に取り組む防災・観光の分野のデータを拡張する。また、市町・県で新たに取り組むべきテーマについて協議・検討を行い、年度毎にテーマを決めて、データの収集、APIの開発を行う。
令和4年度については、市町からは、より住民に向けた分野への要望があったため、福祉や子育て、医療などの分野を候補と考えている。

② ダッシュボード（地図）にデータを追加し、地域住民へのサービス化

収集・連携したデータをダッシュボードで可視化する。また、民間データの取り込みを推進する。
テーマ毎に必要な情報が一元的に確認できるようになることで、地域住民の利便性向上につながるサービスとして強化していく。

③ 民間サービスにデータやAPIを提供し、サービスを利用・横展開

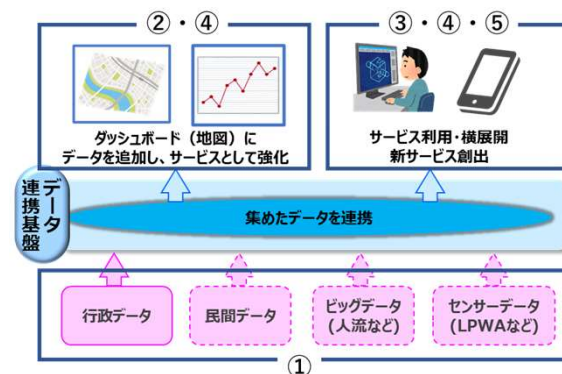
民間事業者へデータ連携基盤へ集積したデータやAPIを提供し、サービス利用・横展開を推進する。
民間事業者、ひいては地域住民の求めるサービスやデータを把握し、必要となるデータのオープン化を進める。
データを利用したサービスを開発した民間事業者とは連携し、結果のフィードバックを得られる関係を構築する。

④ 広域的なサービスの開発

市町・県で協議したテーマに合わせて、長崎県内で広域的に利用可能なサービスを開発する。
例）大阪府の赤ちゃん駅マップ：子育て分野での広域的なサービス

⑤ 多様な主体（大学・高専、市民団体など）でのサービス開発

※市町での独自のサービス開発も可能

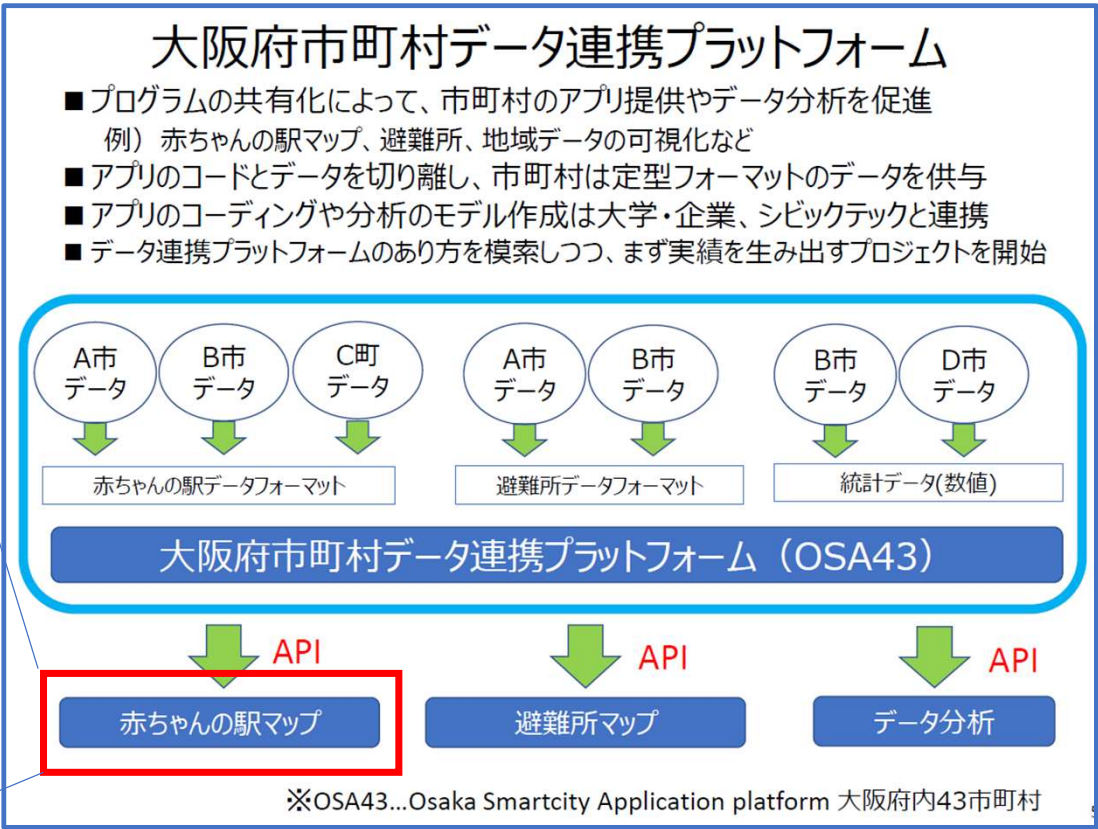
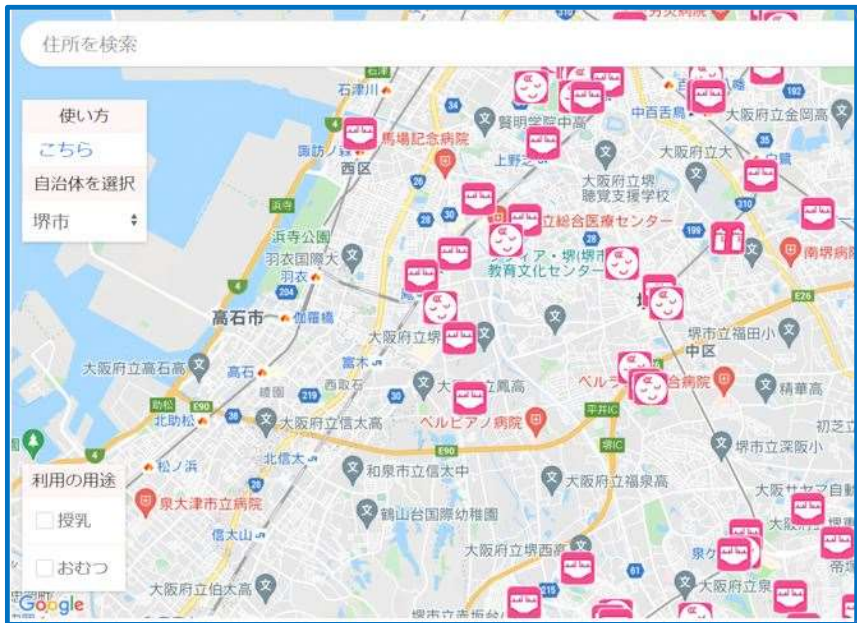


3-4. 他県における広域的なサービス例（大阪府）

大阪府が府内全市町村とデータ連携基盤を利用し、府内全域で利用できるサービスを提供している。

（大阪府資料より引用）

- 大阪府全域の授乳場所やおむつ替え可能な場所を表示
目的地までの経路検索も可能となっている
- 地区毎、カテゴリ毎の表示も可能



3-5. 民間事業者におけるオープンデータのニーズ（例）

- 民間事業者によるデータ連携基盤を活用したサービス創出を促進していくためには、**民間事業者の求めるデータをオープン化**することが必要不可欠。

カテゴリ	データを活用した取組の方向性	要望データ
観光	観光施設情報をMaaSアプリに取り込むにあたり、自由に使える 観光施設の基礎情報や写真データ があると助かる。また、 バス停の情報などについてGTFSデータ が自由に利用できると取組を推進することができる。	・観光施設情報 ・観光施設の写真データ ・バス会社のGTFSデータ
防災	不動産会社での重要事項説明において、近隣の災害危険区域の情報を伝える必要があり、専用の地図を作製したいと考えている。長崎で展開するにあたり、 ハザードマップや既往災害情報 が利用できると取組を推進することができる。また、 指定避難所一覧 があれば、地図に反映したい。	・指定避難所一覧 ・ハザードマップ ・既往災害情報
防災	県内で避難所支援アプリを展開している。広域的に展開するにあたって、 近隣市町の避難所一覧 があると取組やすい。また、 公衆トイレの情報や長崎バスや長崎県営バスの交通情報（GTFSデータ） を取り込むことができれば、避難所への移動経路支援に利用できる。	・指定避難所一覧 ・公衆トイレ場所 ・バス会社のGTFSデータ
公共	離島本土間の橋の通行止め情報の事前通知アプリの開発のため、長崎県内の 風速データ があれば利用したい。	・風速情報
防災	雨量計を導入し、災害時の行政判断支援に利用いただいている。現在、独自の地図上に雨量情報を表示しているが、 県のもつ雨量計のデータ も反映したいと考えている。	・雨量データ
防災	防災アプリの新機能を開発するため、 浸水想定区域 の最新版を提供して欲しい。また、避難所の基礎情報や開閉情報がAPI等での提供があれば取り込みたい。	・浸水想定区域 ・避難所情報（開閉情報）

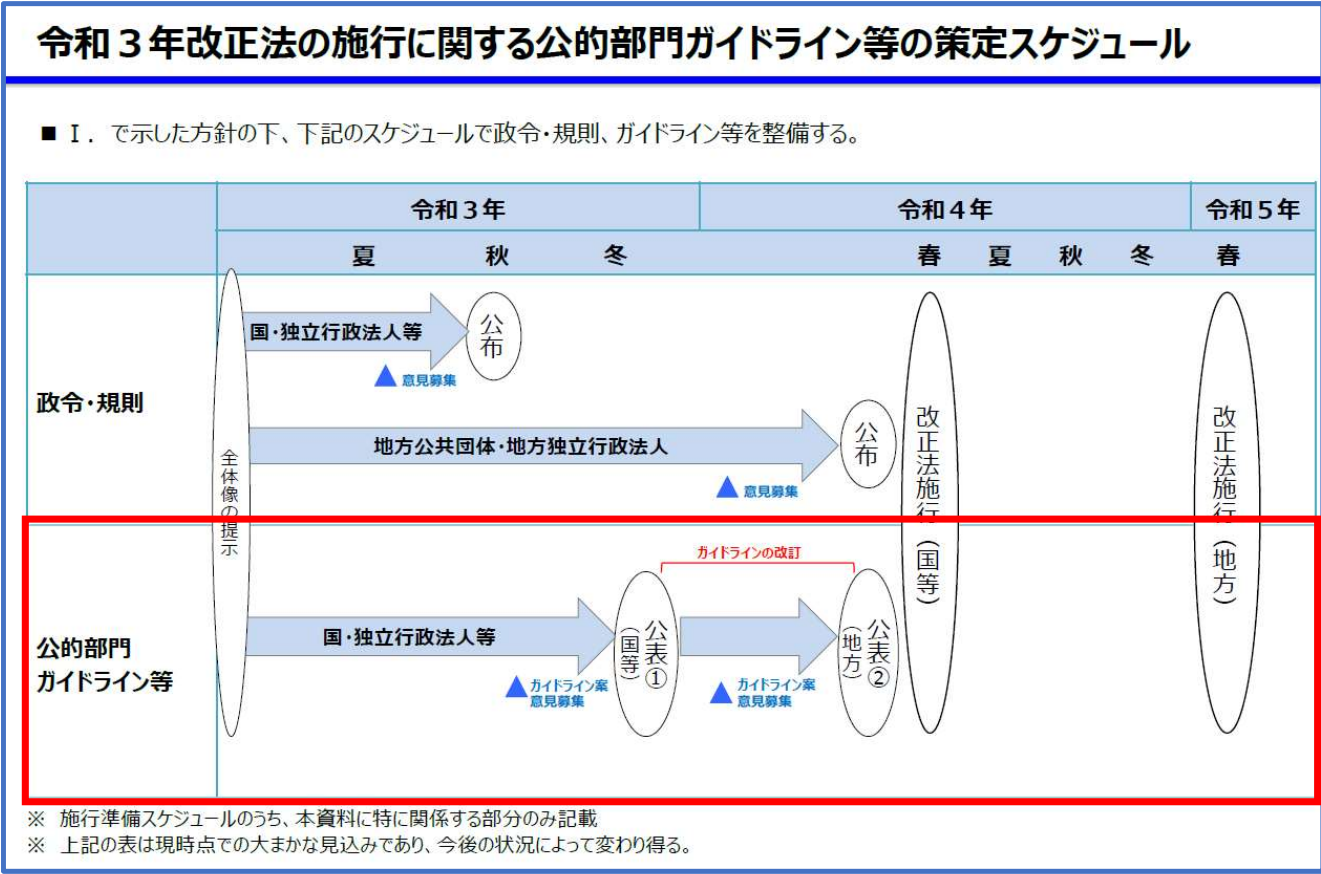
3－6．令和４年度の収集対象の推奨データセットについて

政府CIOポータル 推奨データセット（基本編）

No.	推奨データセット名	分類	説明	公開している市町数
1 候補	AED設置箇所一覧	社会保障・衛生	AEDの設置個所についての一覧	4市町
2 候補	介護サービス事業所一覧	社会保障・衛生	介護サービス事業者の一覧	5市町
3 候補	医療機関一覧	社会保障・衛生	病院・診療所についての一覧	13市町
4	文化財一覧	教育・文化・スポーツ・生活	国もしくは地方公共団体が指定、登録、選定等を行った文化財についての一覧	5市町
5	観光施設一覧	観光・運輸	観光施設の情報の一覧	13市町
6	イベント一覧	観光・運輸	各地方公共団体にて開催されるイベントの一覧	4市町
7	公衆無線LANアクセスポイント一覧	情報通信・科学技術	公衆無線LANアクセスポイントの一覧	2市町
8 候補	公衆トイレ一覧	社会保障・衛生	公衆トイレの一覧	4市町
9	消防水利施設一覧	司法・安全・環境	消防水利施設の一覧	3市町
10	指定緊急避難場所一覧	司法・安全・環境	市区町村から提供される指定緊急避難場所の一覧	16市町
11	地域・年齢別人口	人口・世帯	住民基本台帳に基づく地域・年齢別の人口一覧	15市町
12	公共施設一覧	行財政	公共施設の一覧	14市町
13 候補	子育て施設一覧	教育・文化・スポーツ・生活	幼稚園、保育園、認定こども園、放課後児童クラブ、児童館の一覧	6市町
14	オープンデータ一覧	その他	オープンデータ化されているデータセットの一覧	14市町

3-7. 個人情報関連データの活用について ①

- 民間事業者によるデータ連携基盤を活用した**住民向けサービスの創出**を促進していくためには、現在は公開されていない**「個人情報に紐づいたデータ」の活用がポイント**となる。
- 国においても、デジタル社会の形成を図るため、**データの流動性、データの適格な運用**のため、個人情報保護法の改正に着手しており、国に関するものは令和4年春、地方自治体に関するものは、**令和5年春**に向け、ガイドラインの策定等の検討が進んで知る。



3-7. 個人情報関連データの活用について ②

自治体における個人情報活用への影響



FUJITSU

■ これまで

- 自治体ごとに異なるルール：個人情報保護条例→所謂2000個問題
- 非識別加工（民間の匿名加工処理）：加工基準は同じ。行政内では再識別可能。安全管理措置が努力義務ではなく遵守が義務など管理が厳格。
→ 民間事業者による支援が難しく、結果的に事例やノウハウが蓄積されていない。

■ 令和5年以降 自治体にとって大きなインパクトが予想される

- 2000個問題の解消：個別自治体政令 → 個人情報保護法へ統一
- 非識別加工処理 → 匿名加工処理に統一
→ ルールが統一されることにより、事例の蓄積や民間事業者による支援が現実的に
- 仮名加工情報の導入：事業者内であれば、本人と識別しないことを条件に、目的外利用が同意なしで可能に → EBPM等への活用が容易に？
注）仮名加工情報は個人情報なので、管理体制の整備、ルール遵守は必要
- 域外適用・越境移転の強化：国外事業者への委託等がより厳格に

参考：個人情報保護委員会 個人情報保護法 令和2年改正及び令和3年改正案について（2021/5/7）
https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/shomu_ryutsu/bio/kojin_iden/life_science/pdf/001_03_02.pdf

個人情報の取扱いについて
令和4年度から研究

- ・ 国のガイドライン
- ・ 活用事例研究
- ・ ケーススタディ

3-8. 個人情報関連データの公開に向けた匿名化への取組例（和歌山県）

先駆けて、匿名加工情報の活用を研究している自治体も出てきている。（和歌山県、兵庫県姫路市）

和歌山県

庁内データ共有化モデル及び企業等へのデータ提供スキームの構築

別紙

事業内容

EBPMを推進するため、行政データの匿名化により、部局横断的にデータを利活用しやすくする。
また、政策決定に資するデータ分析や実際のデータを活用したデータサイエンス人材の育成、官民データ連携による産業振興に繋げるため、行政側がデータを積極的に提供できるスキームを構築することで企業側も安心してデータ提供できる環境を整える。

フロー図

庁内データの匿名化

匿名データのDB化（庁内データ共有化）

サンプルデータ化

擬似データ化

非識別加工情報

データの定義

①サンプルデータ

②匿名化データ

③擬似化データ

④非識別加工情報

参考全体像

抜粋）和歌山県提供資料

先進的な取組を行っている自治体と連携し、取り扱い手法の研究を行う

3-9. 他県におけるオプトインサービスの例（福島県会津若松市）

■ “オプトインサービス”とは、**本人の明確な同意があった場合**に個人情報を提供し、利用可能となるサービス
個人に寄り添ったサービスを提供することが可能となる。

参考文献） SMART CITY 5.0 地方創生を加速する都市OS

福島県会津若松市

(会津若松市資料より引用)

～ たくさんの世代が恩恵を受けられるまちづくり ～ Smart City Aizuwakamatsu

母子健康手帳の電子化 ～ ICT の活用で、出産・子育てをサポート ～

- ・市の母子健康手帳の電子化サービスは、市で受けた乳幼児健診の記録や、予防接種の記録がデータ連携により自動反映し、スマートフォンなどで見ることができます。
- ・市からの子育て情報が届くほか、共有機能を使用すれば、ご家族などでお子様の成長の記録を見ることができます。



冊子版の「母子健康手帳」と併用してご利用いただくサービスです。

当アプリのようなオプトインのサービスが生れるまでに 6 年かかったとのこと

オプトインサービスまでのステップなど、先進事例の研究を行う

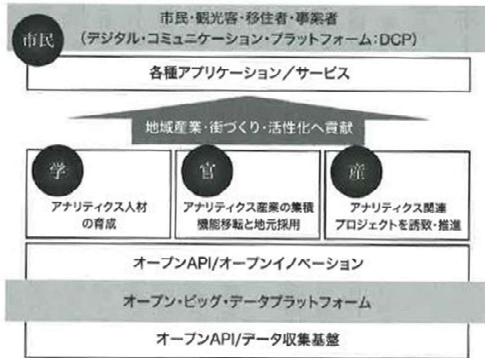
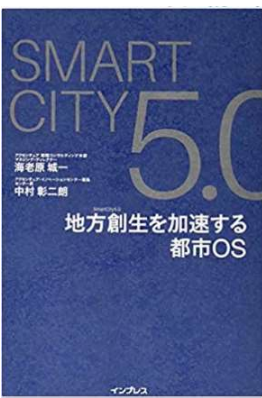
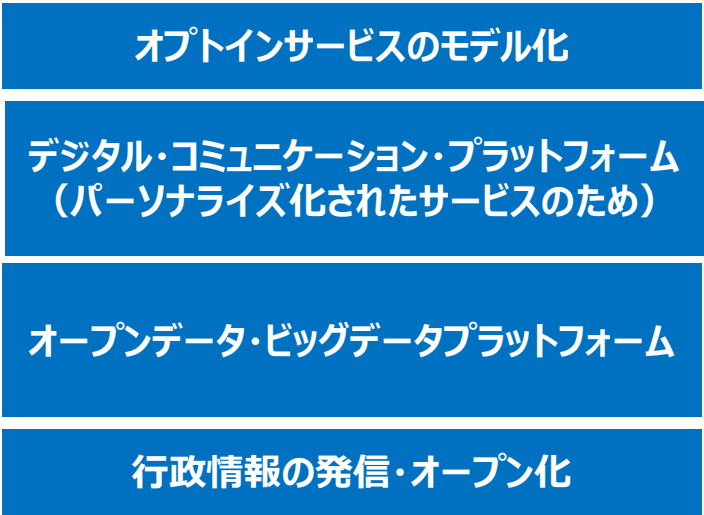
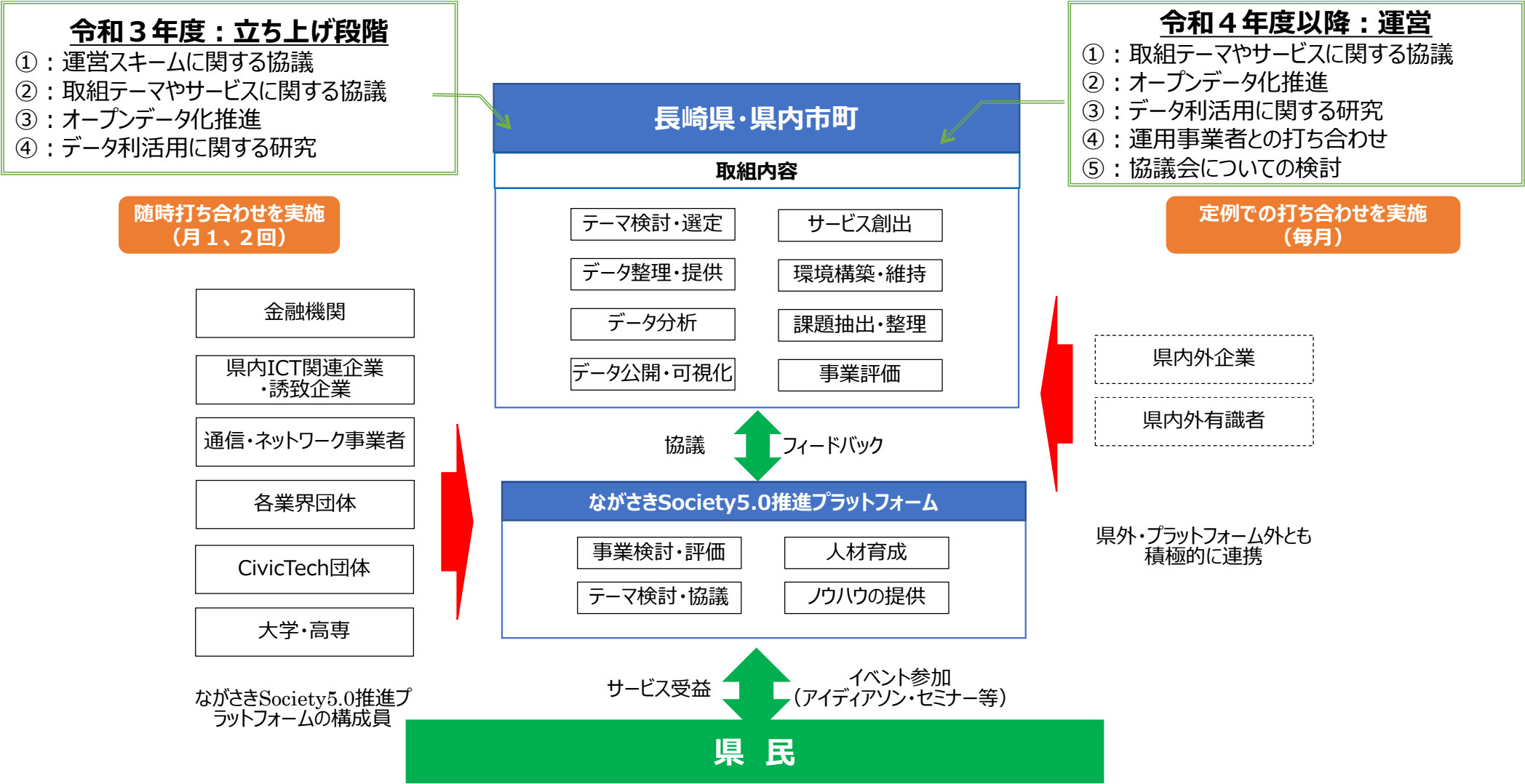


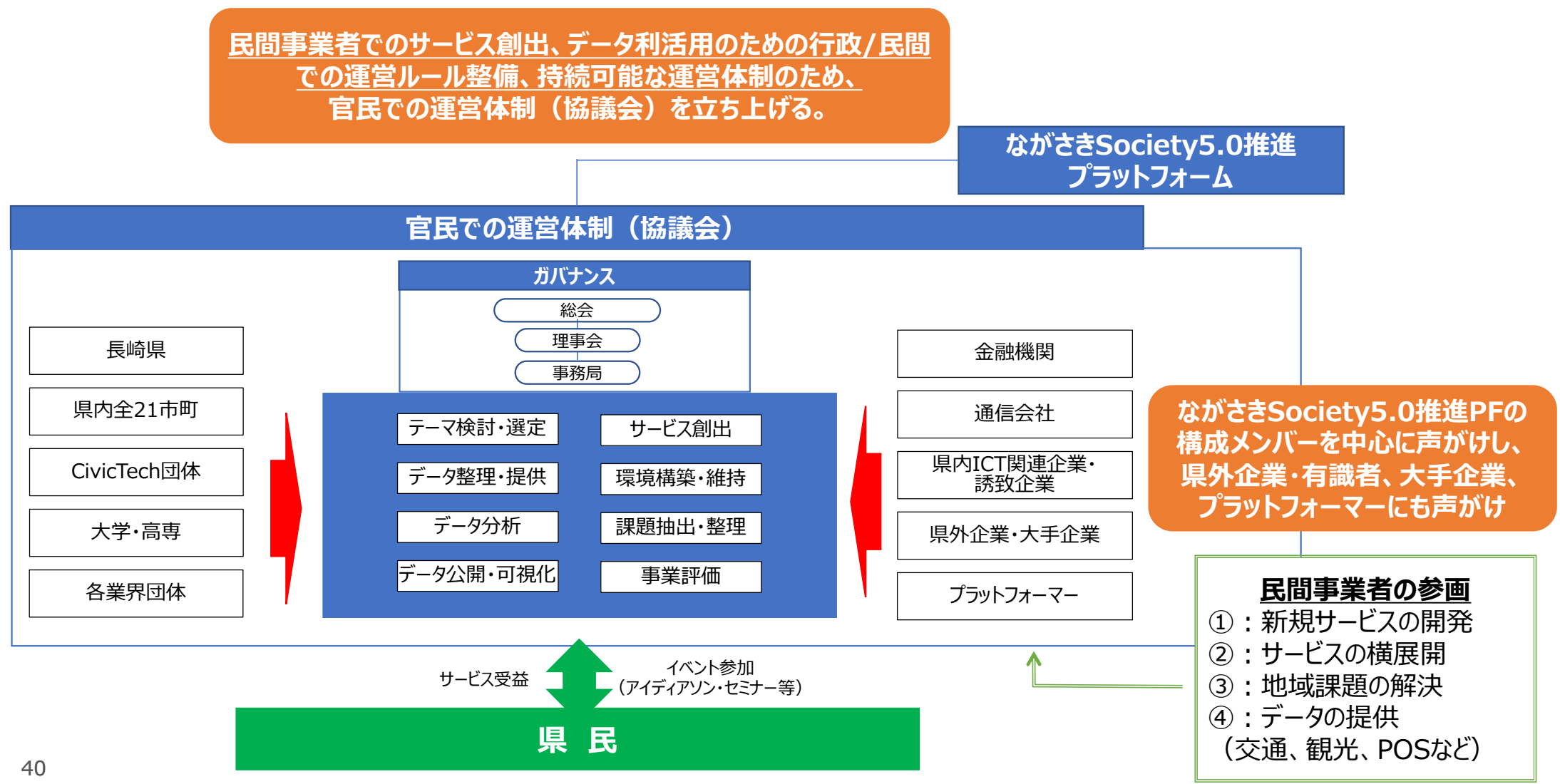
図2-1 会津若松市スマートシティ計画は、「デジタル・コミュニケーション・プラットフォーム(DCP)」と「データプラットフォーム」の2層からなる



3-10. 運営体制（案）



3-11. 官民での運営体制（協議会）イメージ



市長会事務局の考え方

【前提となる考え方】

- ・ 市町が全て参加する。
- ・ 今回の負担対象は同一システムのランニング経費であり、その均等割部分は自治体規模に関わらず当該システムを維持するための費用であること及び利活用による受益者は県内自治体住民にとどまらないことから、人口比を根拠とする市：町＝9：1を適用し市町それぞれの負担総額を算出するのではなく、市、町の区別に関係なく全体で均等割、人口割を適用する。
- ・ 県の試案において人口割対象としている API 開発等経費においても、開発に要する人件費の一部などは自治体規模によらず必要であると考えられるなど、均等割と人口割の明確な費用区分は困難と考えられることから、「負担割合の基本的な考え方」により均等割：人口割＝3：7とする。

以上の前提をもとに事務局において試算した結果は次ページのとおり。

区分	市 町 名	均等割 (千円)	人口割 (千円)	負担額計 (千円) (a)	【参考】県による試算負担額(千円) (b)	(a)-(b) (千円)
市	長崎市	143	2,182	2,325	1,907.8	417.2
	佐世保市	143	1,298	1,441	1,283.3	157.7
	島原市	143	231	374	511.5	▲137.5
	諫早市	143	702	845	861.0	▲16.0
	大村市	143	471	614	714.1	▲100.1
	平戸市	143	162	305	457.4	▲152.4
	松浦市	143	118	261	428.4	▲167.4
	対馬市	143	160	303	456.1	▲153.1
	壱岐市	143	138	281	442.3	▲161.3
	五島市	143	190	333	479.1	▲146.1
	西海市	143	146	289	447.2	▲158.2
	雲仙市	143	224	367	504.5	▲137.5
	南島原市	143	236	379	508.0	▲129.0
町 (参考)	長与町	143	216	359	210.5	148.5
	時津町	143	151	294	166.9	127.1
	東彼杵町	143	42	185	89.9	95.1
	川棚町	143	72	215	110.5	104.5
	波佐見町	143	76	219	113.8	105.2
	小値賀町	143	13	156	70.6	85.4
	佐々町	143	69	212	112.4	99.6
	新上五島町	143	100	243	125.3	117.7
合 計		3,003	6,997	10,000	10,000.6	

※人口は、H27 国調確定値を用いており、R2 確定値公表後に再計算することとする。

※均等割は、千円未満を四捨五入し、積み上げた額を総額とする。

※人口割は、千円未満を四捨五入し、全体所要額になるよう調整を行っている。

※町分の負担額については、参考記載である。

【見直し】ながさき移住サポートセンター負担金について（概要）

1 負担金名等

ながさき移住サポートセンター負担金

2 趣旨

長崎県と各市町においては、平成28年度から「ながさき移住サポートセンター」（以下、「センター」という。）を設立し、連携・協力して移住促進に向けた取組みを行っており、県全体の移住者数は増加傾向となっている。

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	令和元年度	令和2 年度
移住者数	454 人	782 人	1,121 人	1,479 人	1,452 人
うちセンター対応数	166 人	221 人	303 人	439 人	430 人

今後も令和7年度時点での年間移住者数3,200人（センター対応960人）とする目標の達成に向け、移住促進策の更なる強化が必要となっているが、そのために現在、課題となっている相談窓口の対応能力向上や、裾野を広げこれまで取り込めていない層の顕在化を図ることなどを目的に、移住相談業務等におけるLINE等を活用したデジタル化の仕組みについて各市町とも連携しながら導入していくこととしており、この新たな取組みによる事業費増額に対する負担金の増額を求めるもの。

3 移住相談業務のデジタル化

- ・ 移住相談におけるチャットボットの導入（24h 365日の相談対応）
- ・ 登録情報を活用し、相談者の属性に応じた情報発信（セグメント配信）
- ・ イベント申し込みやアンケートシステムの構築
- ・ AIを活用したマーケティング
- ・ LINEのマーケティング・広告機能を活用したLINE友達登録者の獲得

4 負担金の増額

令和3年度に長崎県においてシステム構築を行うこととしており（県予算額30,000千円）、実際の運用が始まる令和4年度から、システム運用・ランニングコスト等について各市町へも負担を求めることとしたい。

当該費用は発注準備中でもあり未確定であるが、事前の聞き取り調査により事業費全体で年間200～500万円の増額幅を見込んでいる。

なお、負担割合の算出方法については変更ない。

5 負担額の確定時期

具体的な負担額が決定するのは、県において11月中旬に実施するシステム構築プロポーザル審査を経た後となる。

【参考資料】

- (1) ながさき移住サポートセンターからの依頼文【資料 6-1】
- (2) ながさき移住サポートセンターの概要【資料 6-2】
- (3) 県・市町負担金の増額について【資料 6-3】
- (4) 移住相談業務のデジタル化について【資料 6-4】
- (5) 令和 3 年度事業計画【資料 6-5】

3な移セ第15号
令和3年9月24日

長崎県市長会 会長 田上 富久 様

ながさき移住サポートセンター
会長 早稲田 智仁

ながさき移住サポートセンターにかかる負担金の増額について（依頼）

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より、本センターの活動及び運営につきまして格別のご支援とご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成28年度に開設した県・市町協働型の本センターを核として、県と市町が一体となってＵＩターンの促進に取り組んだ結果、相談件数及び移住者数ともに、年々増加傾向にあり、本センターとしても、設立以来5年連続して移住者数の目標値を達成したところです。

ＵＩターンの促進につきましては、県全体で令和7年度に移住者数3,200人の達成を目標としており、本センターとしまして、更なる取組の強化が必要と考えております。

つきましては、大変厳しい財政状況の中ではありますが、負担金の増額につきましてご協力を賜りたいと存じますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

担 当：ながさき移住サポートセンター事務局
（県地域づくり推進課内） 宮木
T E L：095-895-2242
F A X：095-895-2559
E-mail：t-miyaki@pref.nagasaki.lg.jp
ながさき移住ナビ：https://nagasaki-iju.jp/

ながさき移住サポートセンターの概要

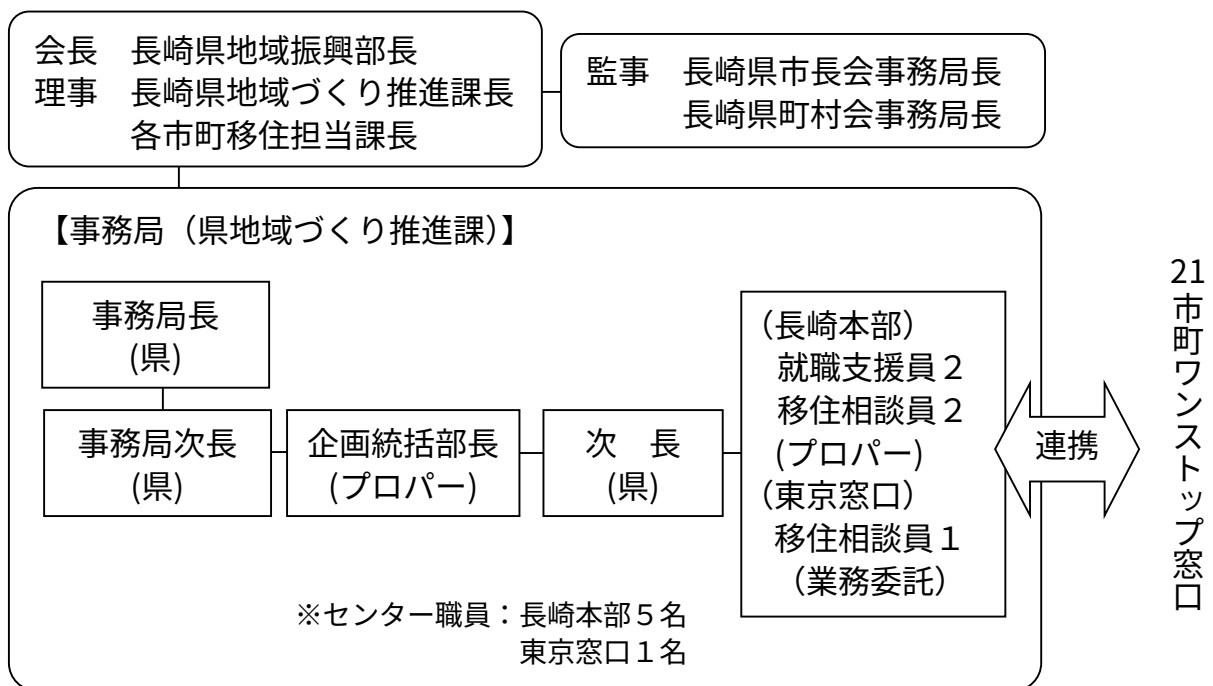
1. 目的

県・市町の共通課題である人口減少（社会減）に歯止めをかけ、都市部から本県へのＵＩターン促進を図るため、県及び全21市町の協働による「ながさき移住サポートセンター」を運営し、移住希望者を掘り起こし、仕事・住まい等の相談から移住・定住・就業までのワンストップ支援体制を構築するとともに、ターゲットを絞った情報発信を行う。

2. 県・市町協働運営

- ・開設日 平成28年4月4日（月）
- ・予算額 43,100千円（令和3年度）（負担割合 県1：市町1）
- ・負担額 県：21,550千円、市：19,395千円、町：2,155千円

3. 組織体制



4. 業務内容

(1)移住促進に係る情報発信

- ・「ながさき移住ナビ」（専用ホームページ）の運営
- ・「ながさき移住倶楽部」の運営 等

(2)移住希望者に対する移住相談

- ・都市部での移住相談会の開催及び他団体イベントへの参加
- ・営業活動等による移住希望者の掘り起こし 等

(3)移住希望者に対する就職支援

- ・無料職業紹介事業による仕事のマッチング
- ・関係団体との協働による求人情報の掘り起こし 等

(4)その他移住に関するサポート

- ・市町相談窓口や県・民間関係機関との連携による移住相談
- ・県住宅支援員との連携による住宅確保支援 等

5. 所在地等

(1)長崎本部

- ①所在地：〒850-8570 長崎市尾上町3-1 県庁4階
- ②業務時間：月～金 午前9時～17時
- ③電話番号：直通 095-894-3581
代表 095-824-1111（内線 3581～3584）
- ④E-mail：iju@pref.nagasaki.lg.jp

(2)東京窓口

- ①所在地：〒100-0006 東京都千代田区有楽町2-10-1
東京交通会館8階 NPO法人ふるさと回帰支援センター内
- ②業務時間：火～日 午前10時～18時
- ③電話番号：直通 080-7735-3852
代表 03-6273-4401
- ④E-mail：nagasaki@furusatokaiki.net

6. 公式ホームページ・SNS

「ながさき移住ナビ」 <https://nagasaki-iju.jp/>
「フェイスブック」
「Instagram」
「LINE」



ながさき移住サポートセンターの運営に係る県・市町負担金の増額について

R3.9.24 ながさき移住サポートセンター

(事務局：長崎県地域づくり推進課)

【背景】

- 県全体の移住者数は増加傾向であり、R元年度に過去最高の1,479名の実績。R2年度は新型コロナウイルス感染症拡大に伴う移動制限等の影響を受ける中、市町のご協力もあり、ほぼ前年度と同程度の1,452名の移住実績となった
- そうした厳しい状況の中でも、ながさき移住サポートセンターではオンライン相談会等の企画立案にも努め、相談件数、移住者数は前年度を上回る実績を確保するとともに、移住者数の目標値については、県全体の移住者数の目標値の3割を担うこととしている中、設立以降5年連続で目標を達成(R2年度目標値:400人に対し、実績:430人(相談件数3,907件))
- 一方、人口減少に歯止めをかけるには至っておらず、地域間競争も激化する中、新型コロナによる地方回帰の機運の高まりを着実に取り込むため、移住促進策の更なる強化が必要
- そのためにも、県総合計画において掲げた、R7年度移住者数年間3,200人という高い目標の達成に向けた取組が必要(センター目標は960人(R2年度実績比2.2倍の増))
- 市町においても移住相談窓口の開設や専任相談員の配置等を行うなど、移住相談体制の整備を図ってきており、今後センターの役割として、市町の相談対応力向上への支援や広域的な取組による新たな移住検討層の獲得、就職支援の取組の更なる強化の必要性が高まっている

【課題等】

(1) 支援側(センター)の課題

- 来年度以降のコロナ収束を見据え、都市部での大規模移住相談会の開催など、移住相談者(仕入れ)数を拡大していく必要。
- 一方で、サポートセンターではR2年度430人の移住実績に対して年間約4,000件の相談に対応しているところ、R7年度目標の年間960人の達成のためには、少なくとも10,000件以上の相談対応が必要と想定されることから、サポートセンターの相談対応能力の向上が不可欠であるが、以下のような課題がある。
 - ・ 無料会員制度「ながさき移住倶楽部」に係る業務がアナログ対応(郵送による資料送付(居住地別の仕分け作業あり)、会員登録と移住者支援システム(データベース)が連動していない、特典利用の把握ができない)
 - ・ 移住検討者の検討熟度を高めていくための情報提供等のフォローが十分対応できていない。
- 県全体で移住実績を増加させていくためには、市町との連携協力、支援が重要であり、市町相談窓口の対応力の育成・強化に向けた支援、地域別の傾向分析・対策立案支援等も必要。
- 過去5年間の実績の適切な評価と、関係機関との処遇面のバランスを考慮した適切な処遇と

することで、市町の信頼を得うる人材の確保・育成など、サポートセンターの運営体制の維持・確保が必要

(2) 相談者側の課題

- 必要な情報を HP 等で自主的に入手する必要がある。
- 欲しい情報・必要な情報に気付かない。
- 対面・対話型の相談の煩わしさ。
- センターの業務時間外の相談ができない。

【対応】

移住相談業務のデジタル化（LINE を活用した移住相談システムの構築）による、移住サポートセンター及び市町相談窓口の相談対応能力の向上と業務効率化が必要不可欠

- LINE 等を活用し、移住施策のデジタル化に取り組む（R3 年度県予算：30,000 千円）

<デジタル化の内容（特に市町に関係するもの）>

1. 移住相談業務のデジタル化

- ① 移住相談におけるチャットボットの導入（24 時間 365 日の相談対応）
- ② チャットボットを通じたサポートセンターや市町相談窓口への誘導
- ③ 登録情報を活用し、相談者の属性に応じた情報発信（セグメント配信）
- ④ イベント申し込みやアンケートシステムの構築
- ⑤ LINE のマーケティング・広告機能を活用した LINE 友だち登録者獲得

2. AI を活用したマーケティング

- ① 長崎県へ移住した方や相談対応中の方の属性（前住所、出身地、年齢、性別、家族構成、職業など）と相談対応経過、移住先（移住希望先）、アンケート結果等について AI を活用して分析し、今後の移住支援策や効果的な情報発信等に活用する仕組みの構築
- デジタル化については、市町担当課とも意見交換しながら進めており、市町にもメリットがあるシステムを構築していく予定
 - 市町の移住実績増（移住検討者の裾野の拡大→要支援者の把握→これまで拾えていなかった方達への支援（移住者としての把握））
 - チャットボット導入による市町窓口対応の省力化（基礎的な質問への対応等）により、個別の相談対応や企画立案業務等の時間を確保
 - チャットボットから市町相談窓口や市町独自の会員制度等への誘導
 - 相談者の属性に応じた市町情報の LINE による配信
例）長崎市の独自相談会の開催に際し、長崎市・長与町・時津町に興味を持っている 40 代以下の登録者に個別に案内を配信 など
 - 市町相談会等のイベント申し込みフォームの活用
 - 相談者、移住完了者等の属性、相談経過、アンケート結果等の分析を各市町の移住施策

へ活用

- 移住者 3,200 人（現状の約2倍）達成のためにはデジタル化は必須であり、サポートセンターや市町の移住実績の増加や、そのための対応能力強化・移住業務の効率化に繋げる等、市町にもメリットのある内容にしていく。システム構築費はコロナ交付金を活用し県負担としたが、ランニングコストについては、移住サポートセンター事業費の中での負担が適当と考えている。
- デジタル化の内容や効果等については別添資料のとおり

【事業費（負担金）の増加額等】

- 移住相談業務のデジタル化に係るシステム運用・ランニングコスト等として、年間2,000千円～5,000千円の増額見込み
※システム構築業務委託の発注準備中であり、現時点で増加額は未確定（金額は開発業者聞き取り）
- なお、委託事業者の選定にあたっては、次年度以降のランニングコストについても評価基準に加えるなど、可能な限り圧縮するとともに、デジタル化に伴って不要となる移住倶楽部の運営経費（会員証・チラシ印刷等）についても削減見込み（▲150 千円）
※移住倶楽部の会員数によって運営経費も増加することから、会員数の増加に伴ってデジタル化による削減効果も高くなる。
※また、デジタル化による業務量削減（開発業者によると、一般的に、デジタル化により 2 割程度の業務量削減効果が期待できるとのこと。）により、より多くの移住相談者への対応等が可能となる。
- また、センター事務経費（事務用品、パソコンリース料等）を一部県費負担とするなど、引き続き、センター経費の削減を図る。

<R3年度収支予算>

	区分	R3 予算額	R2 予算額	増減額	備考
収入	県負担金	21,550	21,550		
	市負担金	19,395	19,395		
	町負担金	2,155	2,155		
	雑収入	0	1,080	▲1,080	
	収入合計	43,100	44,180	▲1,080	
支出	運営費	30,546	31,340	▲794	
	活動費	12,554	12,840	▲286	
	支出合計	43,100	44,180	▲1,080	
差引					

令和4年度 ながさき移住サポートセンター負担金（試算）

1. 市長会の負担金の算出方法

市負担額のうち、運営費については、均等割(30%)、人口割(70%)により、活動費については、均等割(30%)、実績割(70%)により各市負担金を算出する。

		(R3予算)	増減額
事業費総額 ①	48,100 千円	(43,100) 千円	5,000
うち協働運営事業費 ②	48,100 千円	(43,100) 千円	5,000
(運営費 ③)	33,046 千円	(30,546) 千円	2,500
(活動費 ④)	15,054 千円	(12,554) 千円	2,500
県負担額：②×1/2	24,050 千円	(21,550) 千円	2,500
市町負担額 ⑤：②×1/2	24,050 千円	(21,550) 千円	2,500
うち市負担額：⑤×0.9	21,645 千円	(19,395) 千円	2,250
うち運営費分：③×1/2×0.9	14,871 千円	(13,050) 千円	1,821
うち活動費分：④×1/2×0.9	6,774 千円	(6,345) 千円	429

年間500万円の事業費増と
なった場合の負担金試算
※R3年度の運営費、活動費
から、各250万円増として
試算

運営費		活動費	
各市均等割額	343千円	各市均等割額	156千円
各市人口割額	※各市人口による	各市実績割額	※各市実績による

(各市負担金)

(単位：千円)

市 名	人 口 (人) ※1	実績(人)		令和4年度負担金 (R1.10～R2.9実績による試算)							参考	
		※2 R1.10 ～R2.9	参考 H30.10 ～R1.9	運営費			活動費			合計	R3	増減 (R4-R3)
				均等割	人口割	計	均等割	実績割	計			
長 崎	429,508	142	59	343	3,631	3,974	156	2,154	2,310	6,284	5,653	631
佐世保	255,439	49	39	343	2,159	2,502	156	743	899	3,401	3,038	363
島 原	45,436	12	9	343	384	727	156	182	338	1,065	954	111
諫 早	138,078	20	6	343	1,167	1,510	156	303	459	1,969	1,755	214
大 村	92,757	41	27	343	784	1,127	156	622	778	1,905	1,718	187
平 戸	31,920	9	0	343	270	613	156	136	292	905	812	93
松 浦	23,309	0	0	343	197	540	156	0	156	696	620	76
対 馬	31,457	4	1	343	266	609	156	61	217	826	737	89
壱 岐	27,103	7	0	343	229	572	156	106	262	834	747	87
五 島	37,327	8	3	343	316	659	156	121	277	936	838	98
西 海	28,691	7	4	343	243	586	156	106	262	848	759	89
雲 仙	44,115	7	2	343	373	716	156	106	262	978	873	105
南島原	46,535	7	12	343	393	736	156	106	262	998	891	107
13市計	1,231,675	313	162	4,459	10,412	14,871	2,028	4,746	6,774	21,645	19,395	2,250

割合 29.99% 70.01% 29.94% 70.06%

※1：人口は平成27年国勢調査人口（確定値）による。

※2：実績は令和元年10月から令和2年9月までの移住者数

2. 町村会の負担金の算出方法

町負担額(2,405千円)を均等割りにより各町負担金を算出する。
※1町あたり300,625円(前年度269,375円から31,250円の増)

移住相談業務のデジタル化による効果と移住者の増加数（想定）

（１）業務量の削減・分析力の向上による生産性（効率性×効果性）の向上

【現状・課題】	【デジタル化による対応】
➢ 問合せ電話対応に時間を取られる ➢ 新規相談者の情報をデータベースに手動で入力 ➢ 移住倶楽部会員への情報発信の手段は郵送による通知（居住地域別の仕分け作業あり） ➢ 移住者アンケートをアナログで実施（対象者把握、発送、集計作業等） ➢ 統計資料・分析用資料を手動（エクセル等）で作成	★ チャットボットの導入によるセンター、市町相談窓口の省力化（基礎的な質問にはチャットボットが対応） ○ 移住相談者情報のデータベース入力作業等の省力化（相談者自身による情報登録） ○ ながさき移住倶楽部運営業務の省力化（デジタル会員証、LINE等による情報配信、電子クーポンなど） ★ 移住者アンケートに係る業務の省力化（アンケート依頼をLINEにより配信、回答、集計等もオンライン上で完結） ○ 各種統計資料・分析用資料作成業務の省力化、データの見える化による分析力向上（システムでの図表作成） など

【目標】

- 相談窓口の対応能力（効率性）を1.2倍に向上
- 相談対応の効果性を1.1倍に向上

※一般的に、デジタル化により2割程度の業務量削減効果（システム開発業者に聞き取り）
※分析力の向上による効果的な相談対応

450人増/年
※現状（年1500人）の3割増

（２）移住の裾野の拡大・潜在移住者（これまで取り込めていなかった移住者）の顕在化

【現状・課題】	【デジタル化による対応】
➢ 移住検討者（仕入れ）や移住予備軍である関係人口をどう増やすか。 ➢ センターや市町相談窓口を介さない移住者を把握できていない（必要な人に、センターや市町による支援が届いていない） <要因として考えられるもの> ① 仕事等のため窓口開設時間に相談できない ② 面談や電話するのに気が引ける	★ LINEのマーケティング・広告機能を活用したLINE友だち登録者獲得 ★ チャットボットを活用した24時間365日の移住相談対応や、求人情報の確認、移住倶楽部特典の利用がオンライン上でできることにより、これまで取り込めていなかった移住検討者を把握 ★ チャットボットから市町情報を確認した人への市町相談窓口や独自会員制度への誘導（市町から直接アプローチできる相談者が増加）

【目標】

- LINE友だち登録者数：年間12,000人ずつ増加（R7年度に60,000人）

※広島県の事例（2年弱で友だち登録約23,000人）を参考

移住者の増加数（想定）
900人/年

（３）ながさき移住倶楽部会員数の増加

【現状・課題】	【デジタル化による対応】
➢ LINE友だちから移住倶楽部会員へどう引き上げていくか。 ➢ 相談者への連絡は電話やメール、郵送での個別対応であり、検討状況に応じて、熟度を高めていくための情報を効果的・効率的に届ける手段がない。	★ 興味関心に応じた各種情報のセグメント配信（市町の情報を含む） ★ セグメント配信、チャットボット利用状況、移住倶楽部特典利用履歴、アンケート機能等を活用して移住に向けた進捗状況を把握（デジタル化と平行して県で対応） ★ 移住倶楽部の魅力向上（関係人口も含めた会員特典の拡充、移住倶楽部会員と先輩移住者・地元住民、移住コンシェルジュ等が交流できるコミュニティづくり等）

【目標】

- 移住倶楽部会員数：年間1,500人ずつ増加（現在の会員数約3,000人→R7年度に10,500人）

※これまで年間約500人の増を3倍にする。

450人増/年
※過去5年間の移住倶楽部登録者（約5,700人）のうち移住決定者（約1,600人）の割合約3割

★：市町にとってもメリットがあるもの

デジタル化による移住相談等の充実・強化

	無意識・漠然	移住先の検討・情報収集	具体的検討（仕事や住まい探し）	移住・定住
これまでの取組	○ターゲティングによるYoutube動画広告等 ○「ながさき移住ナビ」やSNSによる情報発信 ○ターゲットを絞ったプロモーションの展開（子・孫ターン、移住体験ツアー、動画作成・配信） ○情報発信コーディネーターの活用（よそ者・女性視点、地域との協働による情報発信）	○都市部での移住相談会の開催【東京・大阪・名古屋・広島・福岡】 ○県大阪事務所でのテレビ移住相談対応 ○ながさきUIターン就職支援センター（福岡市）での一次相談対応 ○ながさき移住倶楽部の運営	○無料職業紹介事業による就職支援 ○3 Win人材採用支援プロジェクト（NISC、プロフェッショナル人材戦略拠点、産業雇用安定センター等との連携） ○ながさき住まいるプロジェクト（住宅確保支援） ○【市町】空き家バンクの充実・お試し住宅の確保 ○【住宅課】移住者向け住宅確保加速化支援事業（空き家活用団体による空き家の掘り起こし、情報発信とマッチング）	○ながさき移住コンシェルジュによる移住・定住サポート ○地域おこし協力隊OB・OGネットワーク団体の設立
課題	■ 情報発信の手段は郵送による通知（居住地域別の仕分け作業あり） ■ 移住倶楽部の登録情報が移住者支援システムと連動していない □ 情報を入手するにはHP等を自主的に閲覧しなければならない □ 欲しい情報・必要な情報に気付かない	■ 活動停滞者へのフォローに十分対応できない ■ クレーム対応へのロス発生 □ 対面・対話型の煩わしさ □ 営業時間外の相談が不可能	■ 移住後のフォローが不十分 ■ アンケート調査の手集計・分析 □ 移住後の相談先がわからない	
デジタル化の取組	★LINE登録による移住の裾野の拡大 ★登録情報の活用による最適な情報発信と顧客管理機能の強化			
	○LINE登録を促す機会創出（ファンイベント開催等） ○関係部局や市町の協力による登録促進 ○県外情報発信拠点の充実（日本橋長崎館の活用）	○オンライン移住相談会、オンラインセミナーの本格展開 ○移住希望者同士の交流の場の創出（オンラインサロン） ・ 移住検討者同士のつながり・悩みを共有する場の創出	○県内就職相談と一元化した支援 ・ 産労部「人材活躍支援センター」との連携 ・ AIによる県内就職支援（産労部検討中）	○移住コンシェルジュや先輩移住者による交流の場の創出（オンラインサロン） ○移住コンシェルジュや地域おこし協力隊OB・OGネットワーク団体による定住支援、中間支援団体の育成・地域サポート体制の構築
効果	■ LINE登録から移住者支援システム（CRM）への連動が可能 ■ 登録情報の属性に応じたプッシュ型による最適な情報を発信 ■ 移住倶楽部特典の利用状況の把握が可能（新たなサービスの検討） □ プッシュ型で必要な情報のみの取得が可能 □ 対話型（チャットボット）で登録の煩わしさが低減 □ 移住倶楽部のカードレス化、クーポン取得が可能	■ 対応漏れの撲滅（放置によるクレーム低減） ■ 生産性の低い対応の縮減 ■ 顕在化求人情報・住宅情報の提供 □ AI相手で気軽に相談可能（365日・24時間対応） □ 相談員に頼らないマッチング（自律的相談者）	■ システムで移住者アンケートの実施・分析・レポート化が可能 □ 移住コンシェルジュ等、地域のキーマン情報の取得や交流	

※ ■ 支援側の課題・効果、□ 希望者・相談者側の課題・効果

LINEを活用した移住相談業務のデジタル化（検討中）

移住者数の目標値：R7年度に年間3,200人の達成のために

【デジタル化の目的】

- ① 新規相談者の拡大、移住者の裾野の拡大（相談者の利便性向上）
- ② 相談者（友だち登録者）の移住熟度を高めていくためのリテンション・マーケティング対応能力の向上

【デジタル化でやりたいこと】

1. 移住相談業務のデジタル化

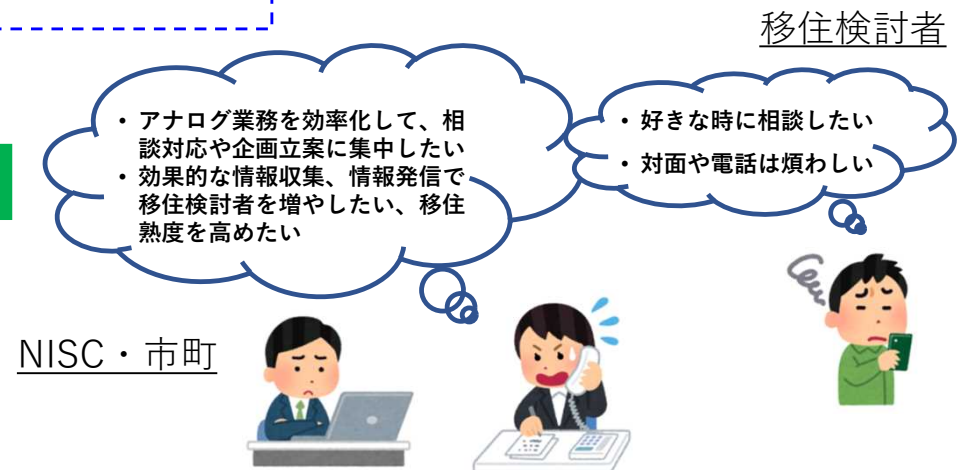
- ① 移住相談におけるAIチャットボットの導入（24時間365日の相談対応）
- ② チャットボット等で登録した相談者情報の移住者支援システムとの連携
- ③ 「ながさき移住倶楽部」デジタル会員証
- ④ 登録情報を活用し、相談者の属性に応じた情報発信（セグメント配信）

2. AIを活用した情報収集・情報発信

- ① 県内の観光情報、イベント情報等を自動的に収集する仕組みの構築
- ② 収集した情報を、極力職員の労力をかけずにセグメント配信する仕組みの構築

3. AIを活用したマーケティング

- ① 長崎県へ移住した方や相談対応中の方の属性（前住所、出身地、年齢、性別、家族構成、職業など）と相談対応経過、移住先（移住希望先）等についてAIを活用して分析し、今後の移住支援策や効果的な情報発信等に活用する仕組みの構築
- ② 移住者、移住相談者へのアンケートシステム



LINEを活用したデジタル化



- 国内最多のユーザー数（R3.6：約8,800万人）
- ユーザーが操作に慣れている
- 既にNISCアカウントあり
- 以下の機能に全て対応
 - ・ チャットボット機能
 - ・ デジタル会員証機能
 - ・ 顧客情報管理（LINEと別サーバー内）
 - ・ セグメント配信
 - ・ アンケート機能

など

ユーザ

登録

基本情報
関心項目

会員登録

LINEともだち

デジタル移住倶楽部

Server

データ取込

登録データ

NISC

移住者支援システム

◆行動分析
◆属性相関分析
◆配信最適化 等

□登録手続きの省力化
□入力ミス（メアド、電話番号等）の削減

プッシュ型通知機能

- 各種イベントのDM（NISCで選択配信）
- 属性、関心項目に応じた情報配信

●長崎県への興味・関心の増
●UIターン先としての検討
□効果的・効率的な情報発信

会員証機能

- 相談会来場履歴管理
- （相談カード発行連動@各種相談会）

●会員（所属）意識の向上

クーポン（特典）機能

- 会員特典（現）のクーポン化
- 柔軟なクーポン運用（期間限定キャンペーン等）
- クーポン使用履歴（実績）管理

●入会インセンティブ向上
●入会満足度向上
□利用状況の把握

プッシュ型通知機能

- 属性、関心項目に応じた情報配信
- 各種イベントのDM（NISCで選択配信）

興味・関心項目閲覧機能

- 過去の配信情報を「住まい」「仕事」「リモートワーク」等に項目分類し、相談者がいつでも閲覧

●会員（所属）意識の維持
●入会インセンティブ向上
●入会満足度向上
●情報検索の利便性向上
□効果的・効率的な情報発信
□資料送付の省力化

アンケート機能

- 移住検討段階や移住後におけるアンケート調査

●回答の手軽さ
□アンケート実施、回収、集計、分析等の省力化
□アンケート回収率の向上

シナリオチャットボット

- 24時間365日相談可能
- 気楽に相談
- 対人の煩わしさの軽減
- 相談対応能力の向上

情報共有

県内市町

☆移住相談者情報の共有による効果的な相談対応
☆効果的な情報発信
☆移住実績の把握
☆新たな移住支援施策への活用 など

ながさき移住サポートセンター 令和3年度事業計画

Ⅰ 基本方針

県・市町の共通課題である人口減少（社会減）に歯止めをかけ、都市部から本県へのＵＩターン促進を図るため、平成２８年４月、県と県内全市町が協働で運営する「ながさき移住サポートセンター」（以下「センター」という。）を設立し、移住希望者を掘り起こし、仕事・住まい等の相談から移住・定住・就業までのワンストップの支援体制を構築するとともに、ターゲットを絞った情報発信を行ってきたところである。

その結果、センターを介した移住者数は、平成２８年度は１６６人、２９年度は２２１人、３０年度は３０３人、令和元年度は４３９人と、開設以来増加し続けてきたが、令和２年度は２月末現在で３０２人と、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、初めて減少に転じる見込みである。

このことから、新型コロナウイルス感染症拡大を契機とした地方回帰の流れや多様な働き方の進展など、地域間競争がますます激化する中であって、これまでの取組方針を基本としながらも、県・市町の役割分担を再整理したうえで、これまで以上に県・市町・民間が連携を深め、移住者の視点に立って、移住検討から地域への定着まで途切れのない一貫した施策を展開していく必要がある。

Ⅱ 事業目標

センターを介した移住者数 ６００人

Ⅲ 事業計画

県や市町と連携しながら、

「１．情報発信の強化」、

「２．移住相談体制の充実・強化」、

「３．就職・転職支援体制の強化」、

「４．官民連携による移住・定住サポート体制への支援」

を実施し、県外から本県への移住を促進する。

１．情報発信の強化

県や市町の施策と連携を図りながら、移住促進に係る県内の仕事、住まい及び暮らしやすさ等の情報について、本県の魅力や強みを打ち出すとともに、ターゲットを絞り、効果的に移住希望者に届く情報発信を行う。

（１）「ながさき移住ナビ（公式ホームページ）」の運営

①県市町の移住施策の情報発信の充実

②地域情報の収集、発信の充実（市町の情報発信の連携強化）

③無料職業紹介事業による就職・転職支援情報の充実

(2) 各種広報ツールの活用

- ①情報冊子「ながさき移住のススメ」やリーフレット等の作成、配布
- ②SNS（フェイスブック、インスタグラム等）による定期的な情報発信
- ③NPO法人ふるさと回帰支援センター内の展示パネルブースによる情報発信、ポスター掲示、市町移住パンフレットの設置等
- ④公共交通機関の待合所等へのリーフレットの設置
- ⑤日本橋長崎館など県外拠点における移住関係パンフレット等の設置

(3) ながさき移住倶楽部の運営

- ①移住施策のデジタル化（LINEを活用した入口戦略の強化）に合わせ、本倶楽部のリニューアルに伴う現会員への再アプローチとともに、新規会員入会の促進、会員の情報管理
- ②本倶楽部会員への定期的情報発信による会員の具体的移住検討への誘導
- ③ながさき移住応援隊の拡充と特典の充実を図るとともに移住に関する情報の提供

(4) AI技術を導入した効果的な情報発信のスキームの構築

- ①LINEを活用した移住希望者等の情報を取得し、AIによるニーズや属性に応じた効果的な情報発信
- ②AIによる登録者の熟度やフェーズに対応した最適なフォロー

(5) 孫・子ターン推進のための取組（県との連携）

- ①お盆や年末の帰省時期における集中的な情報発信
 - ・県が作成したUターン促進動画の活用等
 - ・帰省時期を狙った新聞広告
- ②県・市町広報紙、県政番組等での県内向け情報発信
- ③コンビニ・スーパー等へのポスター掲示等

2. 移住希望者の掘り起こし

都市部（東京、大阪、名古屋及び福岡）での移住相談会を企画・開催するとともに、オンラインによる移住相談会・オンラインセミナーを本格展開し、リアル相談会とオンライン相談・オンラインセミナーのハイブリッド型「ながさきスタイル」の相談体制を確立する。

(1) 移住相談会等の企画・開催・参加

- ①センター主催
 - ・相談会等の位置付けを「大/移住相談会」と「小/個別相談会」に区分し、それぞれの目的に応じた効果的なテーマを設定のうえ企画・運営
 - ・R3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ、上半期はオンライン相談会を中心に転職個別相談会を開催し、下半期に大規模相談会を予定（計画は別紙のとおり）

※東京3回（大1回・小2回）、大阪4回（大1回・小3回）、名古屋3回（大1回・小2回）、福岡3回（大1回・小2回）、その他1回（小1回）

※オンライン相談会・オンラインセミナー3回×3エリアまたはグループ

※東京会場は、ふるさと回帰支援センターの他に、アンテナショップ（日本橋長崎館）、移住交流情報ガーデン等効果的な開催場所を検討

※来場者アンケート等を実施し、分析のうえ、今後の企画立案に活用

【センター主催相談会の区分・パターン】

○大/移住相談会

パターン	スタイル	内 容	想定ターゲット	目的/着地
市町参加	予約不要	各市町ブース＋企画モノ (NISC 含めて 10～25 ブース)	現役世代、悠々自適世代、テーマ/企画に反応しそうな方々	新規相談者獲得 既存相談者と各市町との引き合わせ
企業参加	予約不要	各市町ブース＋企業ブース (NISC 含めて 15～25 ブース)	現役世代、Uターン 転職検討者	新規相談者獲得 既存相談者と企業との0次面接

○小/個別相談会

パターン	スタイル	内 容	想定ターゲット	目的/着地
転職個別	完全予約制	転職相談に特化 (1組45分で概ね8～16枠を設定) ・保有スキルやこれまでの経験/キャリア、希望等のヒアリングまでとし求人案件の紹介は基本的に行わない	現役世代、Uターン 転職検討者 ※定年後のシニア、新卒者は基本的には対象外	既存相談者を次のフェーズへ
市町参加	予約不要 or 予約制	大相談会の小規模版 (NISC 含めて 4～5 ブース) ・テーマ等も市町希望/企画を柔軟に取り入れる	テーマ/企画に反応しそうな方	新規相談者獲得

NISC 単 独	要予約 ＋ 飛込み歓 迎	よろず相談型 (予約の有無に係ら ず開催) ・ NISC 単独で可能な 企画等については取 込みを検討 Ex) 長崎で起業、キャ ンピングカーに特化 したもの、産雇 C ブ ースを構えた就職相 談 等	UI ターン検討者	NISC の周知＞新規 相談者獲得
-------------	-----------------------	--	-----------	----------------------

○オンライン相談会（完全オンライン）

パター ン	スタイル	内 容	想定ターゲット	目的/着地
市 町 参 加	完全予約 制	各市町をエリアまた はグループで区分。 全参加者/市町等もオ ンラインにて参加	現役世代、悠々自 適世代、UI ターン転 職検討者等	新規相談者獲得

○オンライン相談会（オンライン＋リアルハイブリッド）

パターン	スタイル	内 容	想定ターゲット	目的/着地
市町参加	完全予約 制	各市町をエリアまた はグループで区分。 参加者はオンライン、 参加市町は会場集結 のリアル＋オンライン のハイブリッド型。	現役世代、悠々自 適世代、UI ターン転 職検討者等	新規相談者獲得

○オンライン相談会（オンライン＋オンラインセミナー）

パターン	スタイル	内 容	想定ターゲット	目的/着地
市町参加	完全予約 制	各市町をエリアまた はグループで区分。 またセミナー等をオ ンラインにて組み合 わせて実施。	現役世代、悠々自 適世代、UI ターン転 職検討者等	新規相談者獲得

②市町主催の移住相談会への支援

- ・ ふるさと回帰支援センターのセミナースペース（無料枠）や移住・交流情報ガーデン等を活用した市町主催の相談会等の実施を支援

③他団体主催イベントへの参加

- ・ 東京、大阪、福岡及び県内で開催される移住関連イベントにブースを出展

例) 九州合同移住相談会、ふるさと回帰フェア（東京・大阪）、JOIN フェア、合同企業面談会、転職フェア、新・農業人フェア、農業法人等就職・就農相談会等

(2) デジタル技術の活用による相談対応の充実・強化

① LINE や AI を活用した入口戦略の強化

- ・ LINE を入口とした潜在・顕在移住希望者の囲い込みと「ながさき移住倶楽部」の会員登録促進を図るとともに、CRM（移住者支援システム）との連動及び AI 技術を活用した相談対応の充実

② 「移住者支援システム」を活用した各市町との移住希望者情報の共有促進

- ・ より多くの市町と共有を図り、移住希望者の対応状況を管理する「移住相談者カルテ」や企業の「会社概要、求人内容」の情報をリアルタイムで管理

(3) 市町移住推進体制への支援（R3 年度市町支援・連携員の配置）

① 市町相談員・担当者の人材育成支援

- ・ 移住相談対応業務研修等の企画・実施

② 移住相談傾向の分析・研究

- ・ 移住希望者の相談傾向についての詳細分析を行い定期的な情報提供

③ 広域連携支援

- ・ 連携中枢都市圏構想による移住促進の取組や、近隣市町や関係性のある市町が連携した取組の推進及び支援

(4) 住宅確保支援体制の強化

① 「ながさき住まいるプロジェクト」（県住宅支援員）との連携により、移住希望者のニーズに沿った住宅確保支援の強化

② 県住宅課・市町（空き家活用団体）との連携による住宅確保支援の強化

(5) 県外相談拠点の充実

① 東京窓口（ふるさと回帰支援センター業務委託）の運営

- ・ 関東圏の移住希望者の相談対応（長崎本部、各市町へのつなぎ）

② 県大阪事務所との連携

- ・ 関西圏での相談対応を強化するため、大阪事務所において、テレビ会議システムを活用した移住相談対応（完全予約制）

③ 県ながさき Uターン就職支援センター（福岡市）との連携

- ・ 福岡圏における移住相談の一次対応

④ 日本橋長崎館の活用促進

- ・ イベントスペースを活用した市町主催移住相談会等の実施を促進

3. 就職・転職支援体制の充実・強化

県外在住で本県への就職を希望している方に対して、県内の仕事を紹介・斡旋し、就職までの徹底したサポートを行う。

(1) 長崎本部の就職支援体制の強化

- ①引き続き、ＵＩターン人材が希望する職種（主に非公開求人、潜在求人）へのマッチングを強化
- ②企業との接点を増やすとともに、求人企業への営業活動を強化し、提案/推薦可能な求人企業数の増加と採用支援強化（産業雇用安定センター、プロナとの更なる連携推進）
- ③支援を希望する求職者数の増加を見据え、②により HW 求人や 3win 連携求人以外の頭在求人数の増加と求人企業との良好な関係を構築し、決定/成約件数の増加を図る

(2) ながさき人材採用支援プロジェクト「3 win」の体制確立

- ①長崎県プロフェッショナル人材戦略拠点、(公財)産業雇用安定センターとのさらなる協働推進
- ②プロジェクトとの協業にメリットのある組織に対して参加を促すなど、構成メンバーの再構築を図るとともに、業務協定等による転職支援体制の強化
- ③県内企業に対する「中途採用意欲醸成とノウハウ向上」を目的とした啓発セミナーやイベントの実施
- ④県内企業の潜在求人、非公開求人のニーズ発掘と大企業在籍のハイスペック人材とのマッチングを進める「超選社工房」のさらなる促進

(3) 県関係部局が担う産業分野でのＵＩターン人材確保対策の強化

- ①長崎県人材活躍支援センターとの相互連携、求人情報等の共有
 - ・県と労働局による「長崎県雇用対策協定に基づく事業共同実施計画」のＵＩターン対策に位置付けた連携強化
 - ・女性・高齢者・障害者等の就職支援について、「ウーマンズジョブほっとステーション」や「ながさき生涯現役応援センター」、「障害者就業・生活支援センター」等との連携
- ②人材確保が困難な業種（医療・福祉・介護等）への対策強化
 - ・関係部局や市町との連携による採用困難業種別のイベント等の開催

(4) 「ながさき移住ナビ」の就職・転職支援ページの充実・活用

- ①「魅力的な長崎の企業」等、センターの就職支援ページの更なる活用と情報発信の強化
- ②求人取扱/申込受付等のポータルとしての告知強化
- ③国の「わくわく地方性活実現政策パッケージ」による求人情報提供マッチングサイト（Nナビ）との連携

- ④Google Adwords での「長崎 就職 転職」のキーワードに対するＳＥＯ対策や Facebook、LINE 等のＳＮＳとのメディアミックスを更に進め、ＵＩターン転職希望者の獲得を強化

(５) 転職個別相談会の充実・強化

- ①ＵＩターン転職の本気度が高い方を対象とした完全予約制の転職個別相談会を引き続き開催し、転職者支援の強化と移住実績増加に繋げる
- ②産業雇用安定センターが参加する転職個別相談会を開催し、転職活動/支援のスピードアップを図る
- ③これまでの東京・大阪・名古屋・福岡に加え、広島や移住相談傾向の高い地域でも開催を検討

(６) 関係各機関、部局との情報連携・収集

誘致企業：長崎県産業振興財団

創業承継：長崎県産業労働部経営支援課、長崎県信用保証協会、中小企業診断士協会、事業引継ぎ支援センター

農 業：長崎県農林部農業経営課、新規就農相談センター

漁 業：長崎県水産部経営支援室、ながさき漁業伝習所

林 業：長崎県農林部林政課、長崎県林業協会

４. 官民連携による移住・定住サポート体制への支援

常に移住希望者の目線に立ち、移住希望者がスムーズに相談できるような体制や、移住後はその地域に住み続けてもらうための定住支援体制を、市町等と連携しながら整備していく。(Ｒ３年度市町支援・連携員の配置)

(１) ながさき移住コンシェルジュ等との連携・協働推進

- ①移住コンシェルジュや先輩移住者、地域おこし協力隊、地域住民との意見交換会等の開催により、地域ぐるみで移住・定住を支える機運を醸成

(２) 移住を支援・後押しする民間企業や団体との連携強化

- ①長崎県信用保証協会や金融機関、誘致企業、県人会・同窓会組織などと連携し、行政以外も巻き込んだ官民で移住を推進する環境を整備

令和3年度 ながさき移住サポートセンター収支予算

収入の部

(単位：千円)

区 分	予算額	摘 要
県 負 担 金	21,550	
市 負 担 金	19,395	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、 対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市
町 負 担 金	2,155	時津町、長与町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、 佐々町、新上五島町
雑 収 入	0	
合 計	43,100	

支出の部

(単位：千円)

区 分	予算額	摘 要
運 営 費	19,426	職員給与費（5名分）
	10,419	東京窓口設置費（有楽町ふるさと回帰支援センター委託料）
	701	長崎本部設置費（備品・消耗品費等）
計	30,546	
活 動 費	5,561	センター主催移住相談会開催経費
	1,045	他団体移住相談会参加経費等
	1,948	ホームページ運営等情報発信に要する経費
	250	ながさき移住倶楽部の運営経費
	1,280	市町支援・官民連携促進に要する経費
	2,470	その他活動経費
計	12,554	
合 計	43,100	